ＪＡ津安芸の現況

令和４年度事業

2023 Disclosure

目　　次

ごあいさつ 1

１．経営理念 2

２．経営方針 2

３．経営管理体制 2

４．農業振興活動 3

５．沿革・歩み 5

６．事業の概況（令和４年度） 6

７．地域貢献情報 8

●全般的事項 8
●地域からの資金調達の状況 8
●地域への資金供給の状況 10
●地域密着型金融への取組み 12
●文化的・社会的貢献に関する事項 12

８．リスク管理の状況 16

●リスク管理の体制等 16
●法令遵守体制 20
●反社会的勢力との取引排除 21
●金融ＡＤＲ制度への対応 21
●内部監査体制 23
●金融商品の勧誘方針 23
●金融円滑化にかかる基本的方針 23
●個人情報の取扱い方針 24
●貸出運営についての考え方 26
●業務の適正を確保するための体制 27

９．自己資本の状況 29

●自己資本比率の状況 29
●経営の健全性の確保と自己資本の充実 29

10．主要な業務の内容 30

●事業の内容 30
●系統セーフティネット（貯金者保護の取り組み） 31

11. 経営の組織 32

●組織機構図 32
●組合員数 33
●組合員組織の状況 33
●地区一覧 33

12. 役員構成 34

13. 事務所の名称及び所在地 35

14. 直近の２事業年度における財産の状況 36

●貸借対照表 36
●損益計算書 37
●注記表等 39
●剰余金処分計算書 62
●部門別損益計算書(令和３年度) 63
●部門別損益計算書(令和４年度) 64

15. 直近の５事業年度における主要な業務の状況を示す指標 65

●最近５年間の主要な経営指標 65

16. 直近の２事業年度における事業の状況を示す指標 66

●利益総括表 66
●資金運用収支の内訳 66
●受取・支払利息の増減額 66
●貯金に関する指標 67
●貸出金等に関する指標 67
●農協法に基づく開示債権の状況及び金融再生法開示債権区分に基づく債権の保全状況 71
●経営諸指標 72
●貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額 72
●貸出金償却の額 72
●内国為替取扱実績 73
●有価証券に関する指標 73
●有価証券等の時価情報等 74
●共済取扱実績 76
●購買事業品目別取扱実績 78
●販売事業（受託販売）品目別取扱実績 78
●販売事業（買取販売）品目別取扱実績 79

17. 自己資本の充実の状況 80

●自己資本の構成に関する事項 80
●自己資本の充実度に関する事項 82
●信用リスクに関する事項 84
●信用リスク削減手法に関する事項 88
●派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項 89
●証券化エクスポージャーに関する事項 89
●出資その他これに類するエクスポージャーに関する事項 90
●リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項 91
●金利リスクに関する事項 92

18. 連結グループ（組合及び子会社）の概況 94

●連結グループの概況 94
●子会社の状況 94

19. 直近の事業年度における連結事業の概況 94

●連結事業概況（令和 4 年度） 94

20. 直近の 5 連結事業年度における主要な業務の状況を示す指標 95

●主要な経営指標等の推移 95

21. 直近の 2 連結事業年度における財産の状況 96

●連結貸借対照表 96
●連結損益計算書 97
●連結キャッシュ･フロー計算書 98
●連結注記表等 100
●連結剰余金計算書 123
●農協法に基づく開示債権 123
●連結事業年度の事業別の経常収益等 124

22. 連結自己資本の充実の状況 125

●連結自己資本比率の状況 125
●自己資本の構成に関する事項 125
●自己資本の充実度に関する事項 128
●信用リスクに関する事項 130
●信用リスク削減手法に関する事項 133
●派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項 135
●証券化エクスポージャーに関する事項 135
●オペレーショナル・リスクに関する事項 135
●出資その他これに類するエクスポージャーに関する事項 135
●リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項 136

●金利リスクに関する事項 136

23. 財務諸表の正確性に係る確認 137

24. 会計監査人の監査 137

25. 役員等の報酬体系 138

●役員 138
●職員等 139
●その他 139

本冊子は、農業協同組合法第 54 条の３に基づいて作成したディスクロージャー誌です。

ごあいさつ

平素はJA津安芸をご利用、お引き立ていただきまして、誠にありがとうございます。

このたび、皆さまに当組合の経営方針や経営状況・事業内容を紹介するためのディスクロージャー誌を作成いたしました。本誌により、皆さまの当組合へのご理解・ご信頼をより一層深めていただければ幸いに存じます。

さて、新型コロナウイルス感染症は依然として警戒が必要な状況ではありますが、感染対策に関する方針が変更されるなど、日常生活もコロナ禍前の状況に戻りつつあります。当ＪＡにおいても３年ぶりのイベントや行事が開催できるようになり、ウイズコロナ、アフターコロナ社会に向けて明るい兆しが見えてきております。

本県農業におきましては、農畜産物はコロナ禍による需要減少から徐々に戻りつつありますが、ロシアによるウクライナ侵攻や中国による輸出規制が響き、肥料原料など農業に必要な資源やエネルギーの価格高騰を背景に生産資材の高騰による生産コストが増大し、農業経営に大きな影響を与えており、今後持続可能な農業を確立するためにも、行政機関との連携が必要となります。

そうした中、令和５年度は中期３ヵ年計画の２年目であり、自己改革実践サイクルの構築とその実践に継続して取り組み、組合員皆さまの声を今以上に大切し、経営基盤の確立・強化に総合事業の強みを活かせるよう努めてまいります。さらに、本年度より本店事業部を昨年度の２室５部体制から１室３部制へ変更するとともに、支店・サテライト店・営農センターにおいては管内を営農センター単位７ブロックに整理し、統括支店の設置を行い、事業目標を戦略的に展開するための機構改革を実施しました。

そして、その目標を実現するために、自己改革の基本目標である、「農業者の所得増大」「農業生産の拡大」「地域の活性化」に継続して取り組み、組合員・地域の皆さまから心から必要とされる協同組合であるため、職員が一体となり「不断の自己改革」の更なる深化を図っていきます。

ＪＡを取り巻く情勢は依然厳しく、様々な環境の変化に対応していく必要がありますが、「持続可能な農業の実現」「豊かでくらしやすい地域共生社会の実現」「協同組合としての役割発揮」をめざし、取り組んでまいりますので、より一層のご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げ、ご挨拶とさせていただきます。

令和5年7月

津安芸農業協同組合

代表理事組合長　水谷　隆

１．経営理念

「農業と自然を守り『農』と『住』の調和した、うるおいと豊かさのある地域社会の実現をめざします。」

２．経営方針

当 JA は、農業・食・緑・環境・文化・福祉を通して、農業と地域社会に根ざした組織としての社会的役割を果たし続けることを普遍的な使命として、「持続可能な農業の確立と地域共生社会への貢献」をめざして事業活動の展開を行います。

基本目標

１「地域農業の振興」

JA の基本的使命であり存在意義そのものです。多彩な農業を拡充するため、「需要に応じた農業生産の拡大」を図り、「農業者の所得増大」に努めます。

２「地域社会への貢献」

JA の地域に根ざした事業と活動により、地域共生社会の一員として多様な関係者と連携し、地域の活性化と地域経済の循環に貢献します。

３「経営体質の強化」

「自己改革実践サイクル」の構築と進捗管理に全力で取り組み、「自己改革を支える持続可能な JA 経営の確立」の実現に向け、「不断の自己改革」を推し進めます。

４「組合への信頼向上」

健全で透明性の高い経営に努め、これからも地域の農業と暮らしになくてはならない組織となるため総合事業力を発揮し、地域での信頼向上に努めます。

３．経営管理体制

当組合は農業者により組織された協同組合であり、正組合員の代表者で構成される「総代会」の決定事項を踏まえ、総代会において選出された理事により構成される「理事会」が業務執行を行っています。また、総代会で選任された監事が理事会の決定や理事の業務執行全般の監査を行っています。

組合の業務執行を行う理事には、組合員の各層の意思反映を行うため、産直部会や受託部会、女性部などから理事の登用を行っています。また、信用事業については専任担当の理事を置くとともに、農業協同組合法第 30 条に規定する常勤監事及び員外監事を設置し、ガバナンスの強化を図っています。

４．農業振興活動

◇青果物流通経費支援対策金

当ＪＡ管内で流通する青果物の出荷容器（専用コンテナ）にかかる経費に対して支援を行うことで農業者の生産コスト低減を図り、地域農業の振興・発展に貢献することを目的として取り組みました。

◇害虫被害対策補助金

管内で問題となっている有害虫（ジャンボタニシ）による農作物の被害を未然に防止するため、関係機関・組合員等と連携して対策し、管内農業の維持に取り組みました。

◇津安芸ブランド米への取組み

「新米まつり」において特別栽培米や当ＪＡが１年前から栽培の取り組みを始め、東海地方では初めてとなる至福の一杯を販売しました。

◇需要に応じた生産・提案による生産販売量の維持・拡大

重点品目の生産数量の維持拡大をめざし、ネギ・イチゴを中心に生産数量拡大に向け、販売先の確保に取り組みました。令和４年産米・麦については、大きな天候不順もなく防除等の効果もあり前年度を上回る集荷量となりました。

◇管内特産物の6次産業化

梅の産地である片田地区の梅（白加賀）と管内の農家の皆さんが丹精込めて作ったお米（コシヒカリ）を使用し、純米吟醸酒をベースとした「つあげの梅酒　美ぃ梅」を10月下旬より販売いたしました。

◇土壌診断や低価格資材の普及による生産コストの低減

適正施肥に向け土壌診断の実施と、コスト低減に向け早期仕入れによる価格低減、低価格のオリジナル新規資材の販売に取り組みました。

低コスト農機の提案やレンタル農機の利用促進を展示会で行い、修理整備費用の低減の取り組みとして草刈機無料点検会・メンテナンス講習会を実施しました。

◇農業者のニーズに合わせた農業融資商品の提供

農業資金では、JAバンク利子補給やJA津安芸利子補給、制度資金を活用した低金利・低コストの資金提案に取り組みました。

◇農業リスク診断活動を通した安全な農業経営のサポート

　農機展示会において、農業リスク診断を実施し、安全な農業経営へのサポートに取り組みました。

５．沿革・歩み

年　　月	内　　容
昭和 63 年　2 月	津市、美里、辰水、安濃町、芸濃町、河芸町の 6 農協による三重県下初の行政区域を越えた広域合併、津安芸農業協同組合が発足
昭和 63 年　6 月	葬祭センターで業務開始
平成　元年　8 月	高宮支店の事務所竣工
平成　2 年　7 月	資産管理事業を開始
平成　2 年　9 月	貯金残高 1,000 億円達成
平成　3 年　8 月	河芸ライスセンター竣工
平成　3 年　9 月	新予約共同購入運動が発足
平成　4 年　6 月	半田出張所の事務所竣工
平成　4 年　7 月	高齢者健康管理活動に参加
平成　5 年 10 月	川西出張所の事務所竣工
平成　5 年 10 月	外貨両替の業務開始
平成　6 年　3 月	長期共済保有高 5,000 億円達成
平成　6 年　4 月	河芸営農センターオープン
平成　6 年　5 月	信用オンライン新システム稼動
平成　6 年 10 月	国債等窓口販売の業務開始
平成　7 年　3 月	安濃育苗センター竣工
平成　7 年　4 月	株式会社ジェイエイ津安芸業務開始
平成　8 年　7 月	美里営農センターオープン
平成　8 年 10 月	芸濃営農センターオープン
平成　9 年　9 月	合併 10 周年記念事業
平成　9 年 12 月	ＪＡ助け合い組織「まつの実会」設立
平成 10 年　3 月	長期共済保有高 6,000 億円達成
平成 11 年　5 月	津南部営農センターオープン
平成 11 年　6 月	安濃営農センターオープン
平成 11 年　7 月	津中央営農センターオープン
平成 11 年　7 月	カントリーエレベーター竣工
平成 11 年 10 月	津北部営農センターオープン
平成 11 年 12 月	Ａコープ津店・ＪＡグリーン津店新装オープン
平成 12 年　3 月	食材センター新装オープン
平成 12 年　4 月	シルバーセンター開設
平成 13 年　7 月	受託部会設立
平成 13 年 12 月	津給油所竣工
平成 13 年 12 月	金融共済店舗統合（ファイル統合、33 本支店から 22 本支店）
平成 14 年 10 月	合併 15 周年記念ＪＡまつり開催
平成 14 年 11 月	ホームページ開設
平成 14 年 11 月	地区別座談会開催
平成 14 年 12 月	農産物産直部会設立総会
平成 15 年　5 月	信用新システム「ＪＡＳＴＥＭ」稼動
平成 16 年　1 月	株式会社ジェイエイ津安芸が「ＩＳＯ１４００１」を取得
平成 16 年　2 月	河芸産地直売所オープン
平成 16 年 12 月	「メモリアルホールやすらぎ」オープン
平成 17 年　4 月	農業機械のマシーンナリーセンター構築
平成 19 年　1 月	金融店舗再編（ファイル統合、22 本支店から 10 本支店）
平成 19 年　4 月	ローンセンターオープン
平成 19 年　4 月	芸濃支店新築オープン
平成 19 年 11 月	合併 20 周年記念ＪＡまつり開催
平成 20 年　9 月	ファーマーズマーケット「みどりの交差店」オープン
平成 20 年　9 月	津北支店、津北部営農センター新築オープン
平成 22 年　3 月	貯金残高 1,500 億円達成
平成 22 年　6 月	経営管理委員会制度導入
平成 22 年　7 月	「メモリアルホールやすらぎ」第 3 ホールオープン
平成 23 年　7 月	地区運営協議会発足
平成 23 年 12 月	農機センター新事務所オープン
平成 24 年 11 月	合併 25 周年記念 JA まつり開催
平成 25 年　2 月	神戸片田支店新築オープン
平成 25 年　3 月	櫛形水稲育苗施設改装工事竣工
平成 26 年　3 月	栗真白塚支店新築オープン
平成 27 年　1 月	津南部支店、津南部営農センター新築オープン
平成 28 年　4 月	津給油所（セルフスタンド）新装オープン
平成 29 年　3 月	河芸中央支店、河芸営農センター新築オープン
平成 29 年 11 月	合併 30 周年記念 JA まつり開催
平成 30 年　4 月	津安芸地区農業青年部設立
令和元 年　5 月	津中央支店津店新築オープン
令和 2 年　9 月	貯金残高 2,000 億円達成
令和 3 年　5 月	安濃ライスセンター麦対応機能向上工事の完成記念起動式
令和 3 年　6 月	理事会制度へ変更
令和 3 年　9 月	新米まつり初開催
令和 4 年　4 月	インスタグラムで JA 津安芸公式アカウントを開設
令和 4 年　5 月	本店・津中央支店の新築建設工事起工式
令和 4 年 10 月	「つあげの梅酒 美ぃ梅」販売開始

６．事業の概況（令和４年度）

業況

令和４年度は、中期３ヵ年計画の初年度となっており、「持続可能な農業の確立と地域共生社会づくりへの貢献」に向け、各分野の中長期的な視点を見据えて県下ＪＡ共通で「重点取組事項」を目標に掲げ取り組んでいます。また、組合員との対話に基づく「自己改革工程表」を作成し、早期警戒制度に対応した将来にわたる経営健全性の向上をめざし、自己改革計画の事業進捗管理の徹底と実践により、持続可能な経営基盤の確立・強化に取り組みました。また、組合員との徹底した対話を通じて取り組む「自己改革実践サイクル」の構築と実践に向け、対話を通じた「組合員との将来に亘る関係の構築」をめざすため、改めて「組合員対応方針」及び「組合員対応方針」に基づく取り組み強化計画（令和５年度）を定めました。

営農事業では、多彩な農業を拡充するため、生産基盤の維持・拡大、販売・購買事業の強化、農業金融機能の発揮に取り組みました。自己改革の基本目標である「農業者の所得増大」「農業生産の拡大」の実現に向け、営農資材コスト低減・効率化への実践や営農にかかる経費を助成するため、当ＪＡ管内で流通する青果物の出荷容器（専用コンテナ）にかかる経費に対して支援を行う「青果物流通経費支援対策金」や管内で問題となっている有害虫（ジャンボタニシ）による農作物への被害を未然に防止するための「害虫被害対策補助金」、農業の規模拡大・効率化等をめざすための「農業融資保証料助成交付金」を活用いただきました。

また、土壌診断に基づく適正な施肥提案や農業機械レンタル・中古農業機械販売など生産コストの低減に取り組みました。

信用事業では、組合員をはじめとする利用者の皆さまとの接点を強化し、地域で存在感のあるＪＡバンクをめざすべく、安定的顧客基盤の維持・拡大に向けたライフプランサポートの実践に取り組むとともに、農業金融機能の発揮として農業融資による農業者の成長支援を行いました。また、次世代層との取引深耕として、住宅・生活関連資金の貸出金残高の増強に努め、資産形成や相続対策の相談ニーズに対応し得る人材育成にも取り組みました。

共済事業では、事業基盤維持・拡大と営業力強化および保有高維持・拡大に向け、若年層を中心に積極的な保障提供の活動に取り組みました。また、ＬＡ（ライフアドバイザー）を中心とした地域に密着した推進活動を展開するとともに、「３Ｑ活動」による組合員・利用者との接点拡充と契約者フォロー活動を通じて、顧客満足度の向上に努めました。また、農業者のリスク解消に向けた安心・満足の提供として、農業リスク診断を通じ、農業保障の取り組み強化に努めました。

経営管理では、環境の変化に伴うリスクの正確な認識による適切なリスク管理を実践し、経営健全性の維持・向上に努めるとともに、内部統制システム基本方針に基づく組織全体の内部統制の整備・運用による内部管理体制の充実・強化に取り組みました。また、働き甲斐のある活力ある職場風土の構築に努めるとともに、組合員・地域の皆さまから信頼される職員指導に努めました。

損益の状況等の概括的な説明

決算の内容は、経常利益で 617,901 千円、当期剰余金で 460,021 千円となりました。

対処すべき重要な課題

① 農業者の所得増大と生産規模拡大に向けた取り組みの継続と強化
生産コストの低減・効率化と農業生産の拡大による農業者の所得増大に向けた生産基盤の維持・拡大への取り組み

② 経営基盤の強化を支えるリスク管理の強化
経営環境の変化に伴うリスク管理とコンプライアンス態勢の維持・強化による内部牽制の強化に向けた内部管理体制の充実

③ 自己改革を支える持続可能な JA 経営の確立
JA 総合事業を通じた組合員の「意思反映・運営参画」の強化及び組合員の維持・拡大と将来に亘る経営健全性の確保に向けた「自己改革実践サイクル」の実践

７．地域貢献情報

●全般的事項

当組合は、津市(平成 17 年 12 月 31 日現在における久居市及び一志郡香良洲町・一志町・白山町・美杉村を除く)を事業区域として、農業者を中心とした地域住民の方々が組合員となって、相互扶助(お互いに助け合い、お互いに発展していくこと)を共通の理念として運営される協同組織であり、地域農業の活性化に資する地域金融機関です。

当組合の資金は、その大半が組合員の皆さまなどからお預かりした、大切な財産である「貯金」を源泉としております。当組合では資金を必要とする組合員の皆さま方や、地方公共団体などにもご利用いただいております。

当組合は、地域の一員として、農業の発展と健康で豊かな地域社会の実現に向けて、事業活動を展開しています。

また、JA の総合事業を通じて各種金融機能・サービス等を提供するだけでなく、地域の協同組合として、農業や助けあいを通じた社会貢献に努めています。

組合員数	17,705 人	出資金	2,513,399 千円

●地域からの資金調達の状況

（１）貯金・定期積金残高　　203,124 百万円

（２）貯金商品　　(令和 5 年 3 月末現在)

種類	期間	預入額	商品の概要等
当座貯金	定めなし	1 円以上	小切手や手形のお支払のための貯金です。利息は付きません。
普通貯金	定めなし	1 円以上	出し入れ自由の貯金で、給料や年金の自動受け取りや、公共料金などの自動振替口座としてお使いいただけます。また、個人のお客様の方は、総合口座による当座貸越ができます。
普通貯金無利息型<決済用>	定めなし	1 円以上	商品内容は普通貯金と同様です。利息は付きませんが、貯金保険制度により全額保護されます。
貯蓄貯金	定めなし	1 円以上	5 段階の金額階層別金利設定により毎日の最終残高に応じた店頭表示の利率が適用されます。
納税準備貯金	定めなし	1 円以上	納税に備えていただく専用の貯金です。
スーパー定期	1 ヶ月以上 5 年以内	1,000 円以上	自由に預入期間の設定ができます。単利型と複利型が選択できます。

大口定期	1ヶ月以上 5年以内	1,000万円以上	1,000万円以上のまとまった資金の運用に最適です。預入期間等はスーパー定期と同じです。
期日指定定期貯金	1年以上 3年以内	1,000円以上 300万円未満	1年複利で、1年経過後はいつでもお引き出しできます。
変動金利定期貯金	1年以上 3年以内	1,000円以上	半年毎の適用金利です。単利型と複利型が選択できます。
生き生きねんきん定期	1年	お一人様 通算300万円まで	当組合での公的年金受給者に対しスーパー定期(1年もの)を年0.15%でお預りします。
プレ生き生きねんきん定期	1年	お一人様 通算100万円まで	当組合での公的年金受取予約者に対しスーパー定期（1年もの）を年0.15%でお預りします。 （対象年齢：55歳～64歳）
一般財形貯金	3年以上	1円以上	勤労者の財産形成目的の貯金です。毎月の給料やボーナスから天引きして積立てます。
財形年金貯金	5年以上	1円以上	勤労者の老後生活の安定を目的とする財形貯金です。財形住宅と合わせて550万円までの非課税枠が利用できます。
財形住宅貯金	5年以上	1円以上	住宅の取得や増改築を目的とする財形貯金です。財形年金と合わせて550万円までの非課税枠が利用できます。
積立定期貯金	6ヶ月以上	1円以上	期間を決めて積立てる方式と期間を定めず積立てる方式の2種類が選択できます。
子育て応援定期貯金（複利型）	3年以上 5年以内	1,000円以上	子育て応援クラブ会員に対して預入時のスーパー定期貯金3年もの・4年もの・5年ものの店頭表示金利に、年0.05%上乗せします。
子育て応援定期貯金（単利型）	・定型 1ヵ月～5年 ・期日指定 1ヵ月超5年未満	1,000円以上	子育て応援クラブ会員に対して預入日から満期日までの期間に応じたスーパー定期貯金の店頭表示金利に、年0.05%上乗せします。
退職金定期貯金	3ヵ月・1年 自動継続	300万円以上退職金支給額の範囲内	退職金のお受取りから1年以内の個人の方（3ヵ月ものは7ヵ月以内）且つ当組合で年金受給、年金受給予約、給与振込指定のいずれかをしていただいている方。預入期間に応じて金利を上乗せします。
定期積金	6ヶ月以上 5年以内	1,000円以上	一定日に指定額を積立てます。定額式・目標式・ゆとり・満期分散式などの積立方式があります。
年金受給者定期積金	2年以上 5年以内	毎月の掛金 10,000円以上	当組合での年金受給者に対し金利を年0.05%としています。
年金受取予約定期積金	2年以上 5年以内	毎月の掛金 10,000円以上	当組合での年金受取予約者に対し金利を年0.05%としています。 (対象年齢：55歳～64歳)
子育て応援定期積金	6ヶ月以上 5年以内	１回あたり 10,000円以上	子育て応援クラブ会員に対して預入日から満期日までの期間に応じた定期積金の店頭表示金利に年0.05%上乗せします。
コラボレーションプラス	3ヶ月自動継続	総額100万円以上2,000万円未満（うち定期貯金は50%）	新規資金で「定期貯金」と「投資信託」を同時に申し込まれた個人の方に、スーパー定期貯金の店頭表示金利に年2.0%上乗せします。（18歳以上の方）
想いの架け橋	1年・3年 自動継続	相続により取得した金額の範囲内で1契約300万円以上	金融機関での相続手続き完了後1年以内にその相続により取得した資金を原資としてお預けいただける個人の方に、店頭表示金利に年0.20%上乗せします。

●地域への資金供給の状況

（１）貸出金残高

（単位：百万円）

正組合員		3,557
准組合員		20,573
員外	地方公共団体	3,713
	地方公社等	0
	金融機関	4,000
	その他員外	4,112
	計	11,825
合　計		35,956

（２）制度融資取扱い状況

（単位：百万円）

資金名	残高	制度の概要等
農業近代化資金	78	認定農業者や担い手農業者等が、経営展開を図るにあたり必要となる機械・設備等の導入等のための資金
農業経営改善促進資金（スーパーＳ）	155	認定農業者が、経営改善計画に基づき経営展開を図る際に必要となる短期運転資金を融通するための資金

（３）融資商品　　（令和５年３月末現在）

資金名	資金使途	商品の概要等
農業経営資金	農舎、温室、農機具、運搬用車両、農業用施設・機械の取得等農業経営に必要な資金	農用地の取得も対応可能であり、農業用施設、機械等身近で幅広い一般的な長期資金です。
農機ハウスローン (追認保証)	農機具の整備・取得、資材機材の取得、他金融機関の農機具ローン借換資金	簡単申込・クイック実行を特徴とした農業機械向け資金です。
JA 新規就農応援資金	農業用機械、農業用施設・設備の取得資金	新規就農者の就農定着支援を目的とした資金です。
営農ローン(当貸方式)	農業経営等に必要な一切の資金	一般農業者(個人)向けの農業運転資金です。
住宅ローン	住宅の新築・購入・増改築・改装・補修等資金、住宅用土地の取得資金、他金融機関借入中の住宅資金の借換資金	申込者またはその家族が常時居住するための土地、家屋の取得等に必要な資金です。
多目的ローン 生活資金(有担保)	生活の向上に必要な資金	生活関連資金全般及び資金使途が明確なものに限ります。(負債整理資金は除きます。)
マイカーローン	自動車・バイク購入、車検、修理費用等	営業用車両を除く自動車の購入、車検等に必要な資金です。
教育ローン	入学金・授業料・学費等教育に関する資金	申込者の子弟が対象校に就学予定または就学中で就学するために必要な資金です。
フリーローン	生活の向上に必要な資金	生活関連資金全般(負債整理資金は除きます。)
カードローン	生活の向上に必要な資金	生活関連資金全般(負債整理資金は除きます。)
共済証書担保貸付	資金使途を特に定めず	当組合の長期共済の積立金を担保とします。(負債整理資金は除きます。)
貯金担保貸付	資金使途を特に定めず	当組合の定期貯金又は定期積金を担保とします。(負債整理資金は除きます。)
兼業資金	農業以外の事業に必要な運転資金・施設資金	農業以外の事業上の施設及び事業上の運転資金です。
兼業資金(太陽光発電施設型) リフォームローン(再エネ型)	事業用太陽光発電の設置に必要な資金	売電専用太陽光発電を設置し農業者の土地有効活用を行う為の資金です。
資産活用資金	賃貸住宅・賃貸施設の新築・増改築	所有する資産を有効活用し事業を行うための資金です。
地域産業振興資金	地域経済の振興に必要な資金	地方公共団体等が地域経済の振興に寄与する事業を行うことに必要な資金です。
津市水洗便所改造資金	水洗便所改造に必要な資金	津市公共下水道条例に基づく津市水洗便所改造の制度資金です。
津市営浄化槽改造資金	市営浄化槽への改造に必要な資金	津市営浄化槽条例の規定により準用する津市公共下水道条例に基づく市営浄化槽への改造の制度資金です。
公共事業資金	公共的共同事業に要する資金	任意組合等で実施する公共的事業に要する資金です。

●地域密着型金融への取組み

(1)農業者等の経営支援に関する取組基本方針

中小企業者等の経営支援に関しては、「金融円滑化にかかる基本方針」に基づき、新規貸付相談や貸付条件変更等の申し込みに対して、真摯かつ適切な対応に努めております。

また、金融機関としてコンサルティング機能を充分に発揮できるよう、研修・セミナーの受講により担当者の能力向上に努めています。

(2)農業者等の経営支援に関する態勢整備

「金融円滑化にかかる基本方針」に基づき、管理責任者・担当者の設置および統括部署を明確化し、金融円滑化管理委員会等の会議体において協議を行ない、その結果等を理事会に報告しています。

また、必要に応じて弁護士、税理士等外部専門家と連携し、経営支援を行なえるような態勢整備をしています。

(3)農山漁村等地域活性化のための融資を始めとする支援

三重県農業の基盤となる担い手育成確保を図るため、部門横断的な担い手対応部署のメンバーとして、担い手金融リーダーを配置し、営農事業、経済事業等と連携を図るとともに、担い手の資金調達対策等に対応しています。

(4)担い手の経営のライフステージに応じた支援

担い手の経営のライフステージ（就農(創業期)・発展期・成熟期・再生期・承継期）に応じた支援に取り組んでいます。

具体的には、農業近代化資金、農業経営資金等の各種農業資金、制度資金の提供、担い手の農業経営の負担軽減を目的とした当 JA 独自の保証料助成を実施しています。

(5)経営の将来性を見極める融資手法を始め担い手に適した資金供給手法の取り組み

担い手への資金提供に際しては、不動産担保や個人保証に過度に依存することなく、融資先の経営の将来性を見極める融資を行なうため、三重県農業信用基金協会等と連携し担い手支援に努めています。

●文化的・社会的貢献に関する事項

(1)文化的・社会的貢献に関する事項

＜各種相談業務の実施＞

組合員・利用者のニーズに的確に応えるべく、法律・年金・税務・ローン等の各種相談業務を実施しております。また、平成 29 年度より農業を取り巻くリスクやその対策について、農業者の皆さまと一緒に考えていく「農業リスク診断活動」を実施しています。

＜地方公共団体への協力＞

地域社会のよりよい環境づくりと発展のため、地域の再開発や道路・学校・公園など公共施設の整備事業に対して、融資等を通じて積極的に協力しております。

＜迅速な救命活動への取り組み＞

来店される組合員・利用者や地域の皆さまの万一に備え、自動体外式除細動器(AED)を 12 店舗に設置しております。

＜地域住民の防災体制の確立＞

地域住民の防災体制を確立することを目的に、防災ヘルメットや非常食を各店舗に設置しております。

＜農業関連イベントや地域活動への協賛＞

当組合は各地区運営協議会・営農組合・女性部役員の皆さまとともに、管内小学校・幼稚園の子どもたちを対象に、農業・食・働くことの大切さを学ぶための取り組みとして、田植えや各種農産物の収穫体験を行っております。

＜社会貢献活動への取り組み＞

ペットボトルキャップを集め、キャップの再資源化により得た売却益を寄付することにより発展途上国の子供たちにワクチンを届ける「エコキャップ運動」に取り組んでおります。また、日本赤十字社の献血への積極的な参加を行っております。

＜地域への奉仕活動＞

当組合の基本目標に掲げる「地域社会への貢献」の一環として、毎月 1 回職員で施設周辺の清掃活動を実施しております。また、CC 活動を通じて地域清掃活動や各種イベント等に参加しております。

※CC 活動とは「Cooperative ＆ Community 活動」の略称で、組合員・地域の皆さまに農業や JA に関心を持ってもらうために、最も身近な存在である支店・サテライト店が拠点となって、既存活動にプラスして行う活動です。

＜「SDG s への貢献」の取り組み＞

地域や関係機関との連携強化を図り、事業活動や協同活動を通じて「SDG s への貢献」につながることをホームページやインスタグラム、広報誌「あぜみち」等で組織内外への発信を行っております。

また、令和 4 年 9 月に「三重県 SDG s 推進パートナー」に認定されています。

＜ＪＡ津安芸農業塾＞

農業者が減少していく現在において、これから恒常的に農業を始めたい方や、将来的に農産物販売に意欲がある方に、園芸を中心とした講義・圃場実習を行い、地域農業の振興・産直会員の加入促進に向けて「農業塾」を開講しており、令和 4 年 4 月に第 3 期

「農業塾」を開講し、実習・講義コース 15 名、講義のみコース 20 名の方が受講しました。

＜高齢者等の見守り活動＞

地域貢献活動として、高齢者世帯等が安心して暮らせる地域社会を実現させるために、「声掛け・安否確認」を基本とした「高齢者等の見守り活動」を行政と連携して実施しております。

＜子ども見守り活動＞

子ども見守り活動は、三重県警察認定の取り組みとして、主に小学校の通学路となっている道路に面している店舗等が、子どもが安全で安心して生活できる地域社会を創造するため、ボランティアの一環として行う活動で、管内の小学校を対象に金融共済店舗・津給油所の 10 店舗が「子ども安全・安心の店」として認定を受け、見守り活動を実施しております。

(2)利用者ネットワーク化への取り組み

＜年金受給者特典＞

年金振込ご契約者の皆さまの日頃のご愛顧に感謝するとともに、利用者の皆さまのお役に立てるよう、振込特典の商品等の取扱い、年 1 回記念品（令和 4 年度は若狭塗箸 2 膳組）の配布等の取り組みをおこなっております。

＜こどもくらぶの開設＞

組合員世帯の次世代層ならびに地域の若年層との繋がりづくりを実現するため、管内在住のがんばるママと赤ちゃんを応援する「こどもくらぶ」の会員を平成 25 年度より募集し、会員の方を対象とする各種特典、出産・育児の情報誌の提供等を行ない、組織基盤の強化と元気な地域づくりに取り組んでおります。

＜助け合い組織の活動＞

助け合い組織「まつの実会」の協力会員は、介護保険では補えない高齢者のニーズに応え、高齢者を抱える家族が安心して生活できるように有償ボランティア活動(家事援助・庭の草抜き)を行っています。

また、空き店舗を利用したふらっとほーむ「わらいの里　辰水」を開催し、地域の元気高齢者と交流を図り生きがい作りに取り組んでおります。

(3)情報提供活動

＜広報誌「あぜみち」の定期発行＞

当組合では、広報誌「あぜみち」を毎月発行しております。

本誌は、地域の農業や話題等をとりあげておりますが、身近な広報誌として地域の皆さまにご好評を頂いております。

＜ホームページ等の開設＞

「自己改革の取り組み」や「各部署と連携した旬の情報」などをホームページに掲載し、事業活動への理解の促進に向けた情報発信に努めております。

また、令和４年４月よりインスタグラムを始め、管内の旬な情報を紹介しています。

ホームページの URL は、http://www.ja-tsuage.or.jp/です。

＜営農情報の提供＞

津地域農業改良普及センターと連携し、水稲基準田の生育調査を行いました。また、病害虫の発生状況や種類に応じた雑草対策など最新の情報を、中干し教室や青空教室を通じて地域の勉強会として開催し、タイムリーな営農情報の提供を行いました。

８．リスク管理の状況

●リスク管理の体制等

【リスク管理方針】

はじめに

この方針は、当組合の業務運営にかかるリスク管理について、基本的な考え方、管理を要するリスクの特定、リスク管理の体制について定めるものである。

当組合の経営において、健全性維持や安定的な収益確保のために適切なリスク管理を行うことは、最重要課題のひとつであり、役職員はこの方針の趣旨および考え方に従いリスク管理を行う。

また、昨今の国際情勢をふまえ、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等の金融サービスの濫用防止対策（マネロン等対策）の重要性はこれまでになく高まっている。当組合ではマネロン等対策を重要課題の１つとして位置付け、リスクに応じた対策を適切に講じている。

１　基本的な考え方

(1)リスクの定義

当組合におけるリスクとは、経営に負の影響(何らかの損失)を与える事象が発生する可能性や、発生した場合の影響度合いをいう。当組合は、安定的な収益を確保するために不確実性を内包した様々な業務を行う必要があり、リスクを管理することは当組合にとっての本来業務である。

(2)リスク管理の目的

当組合においてリスクが顕在化し、その影響度合いが許容水準に照らして過大な場合には、当組合は、経営が不安定となり、農業振興と地域社会に貢献するという使命および役割を果たすことが困難な状態となる。当組合の経営にとって最も重要な課題は、こうした事態に陥らないよう健全性を維持し、安定的な収益を確保するためにリスクを適切に管理していくことであり、当組合におけるリスク管理とは、経営方針や事業計画の達成に向けて行う業務から生ずるリスクを、当組合として許容できるレベルまでコントロールし、そのために必要な施策を行うことである。

(3)リスク管理の進め方

当組合の経営をとりまく環境が多様化・複雑化している状況下では、経営の健全性維持を第一義に、様々なリスクの特性を踏まえ、対応を行うことが不可欠である。

リスク管理の進め方としては、様々なリスクの特性に応じた個別リスク管理を行うことにとどまらず、リスクを総体として捉え、自己資本と比較・対照する等、複線的な管理を行う。

(4)リスク管理の方針

リスク量の計測・分析が可能なリスクについては、その計測・分析方法の利用を踏まえ、自己資本等経営体力の許容範囲に収まるようバランスをとって、リスクコントロールを行う。

リスク量の計測が困難なリスクについては、その内容を定性的に分析し、業務上の統制をもって、リスクが発生した場合の影響を極小化する。

２　環境変化への対応

(1)経営をとりまく経済情勢や金利環境に変化が生じたときは、機動的な対応を行う。

(2)リスク管理時点の情勢や環境認識にとどまらず、その後の状況変化も勘案したうえで、リスクコントロールを行う。

３　方針の検証と見直し

(1)経営をとりまく経済情勢や金利環境は、急激な変化が起こりうるという認識に基づき、この方針の有効性や妥当性、リスク管理態勢の実行性については、不断の検証を行う。

(2)前項を踏まえ、この方針やリスク管理態勢については、随時見直しを行う。

【リスク管理への取組み】

(1)信用リスク管理

信用リスクとは、信用供与先の財務状況の悪化等により、資産(オフ・バランスを含む。)の価値が減少ないし消失し、金融機関が損失を被るリスクのことです。当組合は、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。

また、通常の貸出取引については、本店に審査部署を設置し各支店と連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「資産の償却・引当基準」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

(2)市場リスク管理

市場リスクとは、金利、為替、株式等の様々な市場のリスク・ファクターの変動により、資産・負債(オフ･バランスを含む。)の価値が変動し、損失を被るリスク、資産・負債から生み出される収益が変動し損失を被るリスクのことです。主に金利リスク、価格変動リスクなどをいいます。金利リスクとは、金利変動に伴い損失を被るリスクで、資産と負債の金利又は期間のミスマッチが存在している中で金利が変動することにより、

利益が低下ないし損失を被るリスクをいいます。また、価格変動リスクとは、有価証券等の価格の変動に伴って資産価格が減少するリスクのことです。

当組合では、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当組合の保有有価証券ポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するALM委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は、理事会で決定した運用方針及びALM委員会で決定した方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

(3)流動性リスク管理

流動性リスクとは、運用と調達のミスマッチや予期せぬ資金の流出により、必要な資金確保が困難になる、又は通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより損失を被るリスク(資金繰りリスク)及び市場の混乱等により市場において取引ができないため、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被るリスク(市場流動性リスク)のことです。

当組合では、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置づけ、商品ごとに異なる流動性(換金性)を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

(4)オペレーショナル・リスク管理

オペレーショナル・リスクとは、業務の過程、役職員の活動もしくは、システムが不適切であること又は外生的な事象による損失を被るリスクのことです。

当組合では、収益発生を意図し能動的な要因により発生する信用リスクや市場リスク及び流動性リスク以外のリスクで、受動的に発生する事務、システム、法務などについて事務処理や業務運営の過程において、損失を被るリスクと定義しています。事務リスク、システムリスクなどについて、事務手続にかかる各種規程を理事会で定め、その有効性について内部監査や監事監査の対象とするとともに、事故・事務ミスが発生した場合は速やかに状況を把握して理事会に報告する体制を整備して、リスク発生後の対応及び改善が迅速・正確に反映ができるよう努めています。

(5)事務リスク管理

事務リスクとは、役職員が正確な事務を怠る、あるいは事故・不正等を起こすことにより金融機関が損失を被るリスクのことです。当組合では、業務の多様化や事務量の増加に対応して、正確な事務処理を行うため事務マニュアルを整備するとともに、自主検査・自店検査を実施し事務リスクの削減に努めています。また、事故・事務ミスが発生した場合には、発生状況を把握し改善を図るとともに、内部監査により重点的なチェックを行い、再発防止策を実施しています。

(6)システムリスク管理

システムリスクとは、コンピュータシステムのダウン又は誤作動等、システムの不備に伴い金融機関が損失を被るリスク、さらにコンピュータが不正に使用されることにより金融機関が損失を被るリスクのことです。当組合では、コンピュータシステムの安定稼働のため、安全かつ円滑な運用に努めています。

【リスク管理体制図】

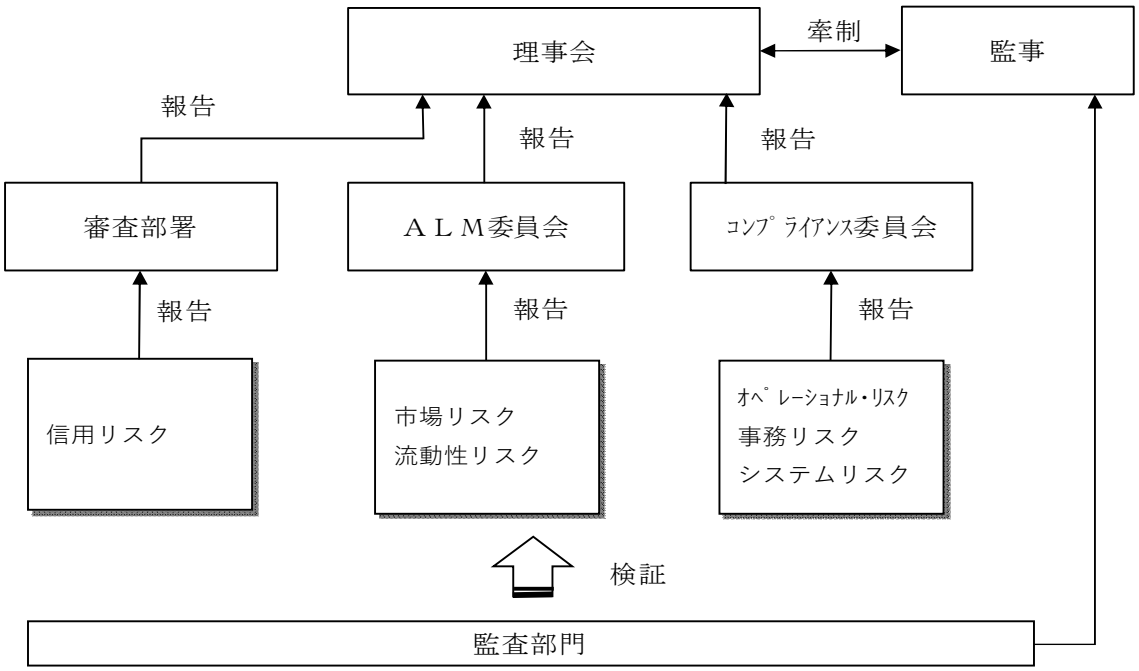

●法令遵守体制

【コンプライアンス基本方針】

利用者保護への社会的要請が高まっており、また最近の企業不祥事に対する社会の厳しい批判に鑑みれば、組合員・利用者からの信頼を得るためには、法令等を遵守し、透明性の高い経営を行うことがますます重要になっています。

このため、コンプライアンス(法令等遵守)を経営の重要課題のひとつとして位置づけ、その徹底こそが不祥事を未然に防止し、ひいては組織の信頼性向上に繋がるとの観点にたち、コンプライアンスを重視した経営に取り組みます。

【コンプライアンス運営態勢】

コンプライアンス態勢全般にかかる検討・審議を行うため、代表理事組合長を委員長とするコンプライアンス委員会を設置するとともに、コンプライアンスの推進を行うため、本店各部門・各支店にコンプライアンス担当者を設置しています。基本姿勢及び遵守すべき事項を記載した手引書「コンプライアンス・マニュアル」を策定し、研修会を行い全役職員に徹底しています。毎年度、コンプライアンス・プログラムを策定し、実効ある推進に努めるとともに、統括部署を設置し、その進捗管理を行っています。

また、組合員・利用者の皆さまの声を真摯に捉え、前向きに事業に反映するため、苦情・相談等の窓口を設置しています。

【コンプライアンス体制図】　　（令和 5 年 3 月 31 日現在）

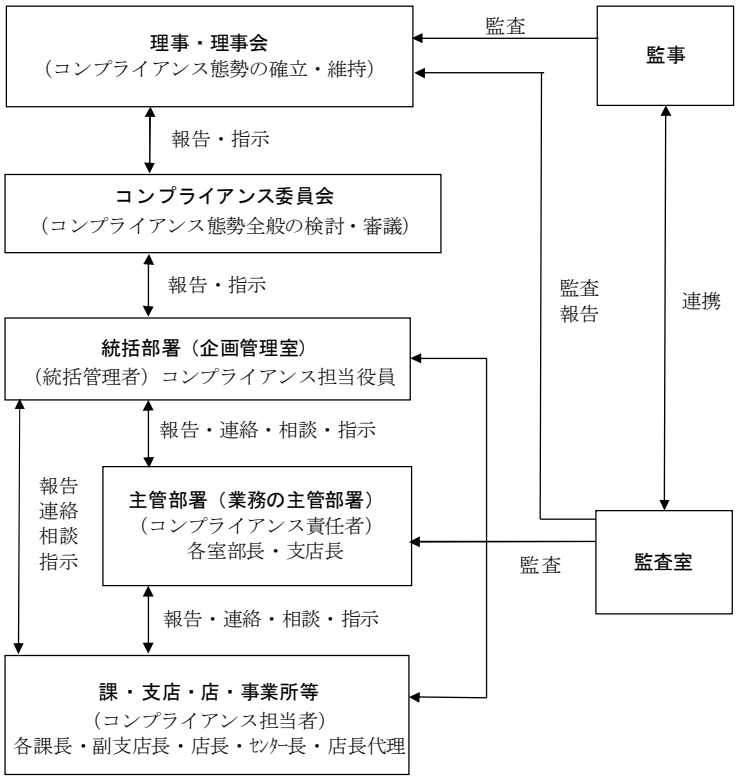

●反社会的勢力との取引排除

【マネー・ローンダリング等及び反社会的勢力等への対応に関する基本方針】

当組合は、事業を行うにつきまして、マネー・ローンダリング及びテロ資金供与等の金融サービスの濫用(以下、「マネー・ローンダリング等」という。)の防止に取り組みます。

あわせて、平成 19 年 6 月 19 日犯罪対策閣僚会議幹事会申合わせにおいて決定された「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」等を遵守し、反社会的勢力等に対して、次のとおり断固とした姿勢で臨むことをここに宣言します。

また、顧客に組織犯罪等による被害が発生した場合には、被害者救済など必要な対応を講じます。

（運営等）

当組合は、マネー・ローンダリング等防止及び反社会的勢力等との取引排除の重要性を認識し、適用となる法令等や政府指針を遵守するため、当組合の特性に応じた態勢を整備します。

また、適切な措置を適時に実施できるよう、役職員に指導・研修を実施し、マネー・ローンダリング等防止及び反社会的勢力等との取引排除について周知徹底を図ります。

（マネー・ローンダリング等の防止）

当組合は、実効的なマネー・ローンダリング等防止を実施するため、自らが直面しているリスクを適時・適切に特定・評価し、リスクに見合った低減措置を講じます。

（反社会的勢力等との決別）

当組合は、反社会的勢力等に対して取引関係を含めて、排除の姿勢をもって対応し、反社会的勢力による不当要求を拒絶します。

（組織的な対応）

当組合は、反社会的勢力等に対して、組織的な対応を行い、職員の安全確保を最優先に行動します。

（外部専門機関との連携）

当組合は、警察、公益財団法人暴力追放三重県民センター、弁護士など、反社会的勢力等を排除するための各種活動を行っている外部専門機関等と密接な連携をもって、反社会的勢力等と対決します。

●金融ＡＤＲ制度への対応

【苦情処理措置の内容】

当組合では、苦情処理措置として、業務運営体制・内部規則等を整備のうえ、その内容をホームページ・チラシ等で公表するとともに、JA バンク相談所や JA 共済連とも連携し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。

【JA バンク相談・苦情等受付窓口】
JA 津安芸　金融共済部　貯金為替課
電話番号：059－229－3504
受付時間：午前 9 時～午後 5 時(金融機関の休日を除く)

【JA 共済相談・苦情等受付窓口】
JA 津安芸　金融共済部　共済課
電話番号：059－229－3595
受付時間：午前 9 時～午後 5 時(金融機関の休日を除く)

【紛争解決措置の内容】
当組合では、紛争解決措置として、次の外部機関を利用しています。
・信用事業

弁護士会名	電話番号	受付時間
愛知県弁護士会紛争解決センター※	052-203-1777	月～金(祝日・年末年始を除く) 10:00～16:00
民間総合調停センター(大阪府)	ＪＡバンク相談所（一般社団法人ＪＡバンク・ＪＦマリンバンク相談所）を通じてのご利用となります。	

＊利用に際しては当組合の苦情等受付窓口またはＪＡバンク相談所（一般社団法人ＪＡバンク・ＪＦマリンバンク相談所、電話：03－6837－1359)にお申し出ください。なお，※の付いた弁護士会には、直接紛争解決をお申し立ていただくことも可能です。

・共済事業
（一社）日本共済協会　共済相談所（電話：03-5368-5757）
https://www.jcia.or.jp/advisory/index.html
（一財）自賠責保険･共済紛争処理機構
https://www.jibai-adr.or.jp/
（公財）日弁連交通事故相談センター
https://.n-tacc.or.jp/
（公財）交通事故紛争処理センター
https://www.jcstad.or.jp/
日本弁護士連合会　弁護士費用保険ＡＤＲ
https://www.nichibenren.or.jp/activity/resolution/lac.html
各機関の連絡先(住所・電話番号)につきましては、上記ホームページをご覧いただくか、当組合の苦情等受付窓口にお問い合わせ下さい。

●内部監査体制

当組合では、内部監査部門を被監査部門から独立して設置し、経営全般にわたる管理及び各部門の業務の遂行状況を、内部管理態勢の適切性と有効性の観点から検証・評価し、改善事項の勧告などを通じて業務運営の適切性の維持・改善に努めています。

また、内部監査は、JA の本店・支店のすべてを対象とし、中期及び年度の内部監査計画に基づき実施しています。監査結果は代表理事組合長及び監事に報告したのち被監査部門に通知され、定期的に被監査部門の改善取り組み状況をフォローアップしています。また、監査結果の概要を定期的に理事会に報告することとしていますが、特に重要な事項については、直ちに理事会、代表理事組合長、監事に報告し、速やかに適切な措置を講じています。

●金融商品の勧誘方針

当組合は、貯金・定期積金、共済その他の金融商品の販売等の勧誘にあたっては、次の事項を遵守し、組合員・利用者の皆さまに対して適正な勧誘を行います。

１．組合員・利用者の皆さまの商品利用目的ならびに知識、経験、財産の状況および意向を考慮のうえ、適切な金融商品の勧誘と情報の提供を行います。
２．組合員・利用者の皆さまに対し、商品内容や当該商品のリスク内容など重要な事項を十分に理解していただくよう努めます。
３．不確実な事項について断定的な判断を示したり、事実でない情報を提供するなど、組合員・利用者の皆さまの誤解を招くような説明は行いません。
４．電話や訪問による勧誘は、組合員・利用者の皆さまのご都合に合わせて行うよう努めます。
５．組合員・利用者の皆さまに対し、適切な勧誘が行えるよう役職員の研修の充実に努めます。
６．販売・勧誘に関する組合員・利用者の皆さまからのご質問やご照会については、適切な対応に努めます。

●金融円滑化にかかる基本的方針

当組合は、農業者の協同組織金融機関として、「健全な事業を営む農業者をはじめとする地域のお客さまに対して必要な資金を円滑に供給していくこと」を、「当組合の最も重要な役割のひとつ」として位置付け、当組合の担う公共性と社会的責任を強く認識し、その適切な業務の遂行に向け、以下の方針を定め、取組んでまいります。

１．当組合は、お客さまからの新規融資や貸付条件の変更等の申込みがあった場合には、お客さまの特性および事業の状況を勘案しつつ、できる限り、柔軟に対応するよう努めます。
２．当組合は、事業を営むお客さまからの経営相談に積極的かつきめ細かく取り組み、お客さまの経営改善に向けた取組みをご支援できるよう努めてまいります。

また、役職員に対する研修等により、上記取組みの対応能力の向上に努めてまいります。

３．当組合は、お客さまから新規融資や貸付条件の変更等の相談・申込みがあった場合には、お客さまの経験等に応じて、説明および情報提供を適切かつ十分に行うように努めてまいります。

また、お断りさせていただく場合には、その理由を可能な限り具体的かつ丁寧に説明するよう努めます。

４．当組合は、お客さまからの、新規融資や貸付条件の変更等の相談・申込みに対する問い合わせ、相談、要望及び苦情については、公正・迅速・誠実に対応し、お客さまの理解と信頼が得られるよう努めてまいります。

５．当組合は、お客さまからの新規融資や貸付条件の変更等の申込み、事業再生ADR手続きの実施依頼の確認または地域経済活性化支援機構もしくは東日本大震災事業者再生支援機構からの債権買取申込み等の求めについて、関係する他の金融機関等（政府関係金融機関等、信用保証協会等および中小企業再生支援機構を含む。）と緊密な連携を図るよう努めてまいります。

また、これらの関係機関等から照会を受けた場合は、守秘義務に留意しつつ、お客様の同意を前提に情報交換しつつ連携に努めます。

６．当組合は、金融円滑化管理委員会を設置し、金融円滑化に関する企画立案・施策実施・対応状況等の管理を行ってまいります。

７．当組合は、本方針に基づく金融円滑化管理態勢について、その適切性および有効性を定期的に検証し、必要に応じて見直しを行います。

●個人情報の取扱い方針

【個人情報保護方針】

当組合は、組合員・利用者等の皆様の個人情報を正しく取扱うことが当組合の事業活動の基本であり社会的責務であることを認識し、以下の方針を遵守することを誓約します。

１．関連法令等の遵守

当組合は、個人情報を適正に取扱うために、「個人情報の保護に関する法律」（以下「保護法」といいます。）その他、個人情報保護に関する関係諸法令および農林水産大臣をはじめ主務大臣のガイドライン等に定められた義務を誠実に遵守します。

個人情報とは、保護法第２条第１項、第２項に規定する、生存する個人に関する情報で、特定の個人を識別できるものをいい、以下も同様とします。

また、当組合は、特定個人情報を適正に取扱うために、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（以下「番号法」といいます。）その他、特定個人情報の適正な取扱いに関する関係諸法令およびガイドライン等に定められた義務を誠実に遵守します。

特定個人情報とは、番号法第2条第8項に規定する、個人番号をその内容に含む個人情報をいい、以下も同様とします。

2．利用目的

当組合は、個人情報の取扱いにおいて、利用目的をできる限り特定したうえ、あらかじめご本人の同意を得た場合および法令により例外として扱われるべき場合を除き、その利用目的の達成に必要な範囲内でのみ個人情報を利用します。ただし、特定個人情報においては、利用目的を特定し、ご本人の同意の有無に関わらず、利用目的の範囲を超えた利用は行いません。

ご本人とは、個人情報によって識別される特定の個人をいい、以下同様とします。

利用目的は、法令により例外として扱われるべき場合を除き、あらかじめ公表するか、取得後速やかにご本人に通知し、または公表します。ただし、ご本人から直接書面で取得する場合には、あらかじめ明示します。

3．適正取得

当組合は、個人情報を取得する際、適正かつ適法な手段で取得いたします。

4．安全管理措置

当組合は、取扱う個人データおよび特定個人情報を利用目的の範囲内で正確・最新の内容に保つよう努め、また安全管理のために必要・適切な措置を講じ従業者および委託先を適正に監督します。

なお、個人データとは、保護法第16条第3項が規定する、個人情報データベース等(保護法第16条第1項)を構成する個人情報をいい、以下同様とします。

5．匿名加工情報の取扱い

当組合は、匿名加工情報(保護法第2条第6項)の取扱いに関しては、保護法・ガイドライン等に則して、安全管理に関する必要かつ適切な措置を講じます。

6．第三者提供の制限

当組合は、法令により例外として扱われるべき場合を除き、あらかじめご本人の同意を得ることなく、個人データを第三者に提供しません。

また、当組合は、番号法第19条各号により例外として扱われるべき場合を除き、ご本人の同意の有無に関わらず、特定個人情報を第三者に提供しません。

7．機微(センシティブ)情報の取扱い

当組合は、ご本人の機微(センシティブ)情報(要配慮個人情報並びに、労働組合への加盟、人種・民族、門地・本籍地、保健医療等に関する情報)については、法令等に基づく場合や業務遂行上必要な範囲においてご本人の同意をいただいた場合等を除き、取得・利用・第三者提供はいたしません。

8．開示・訂正・利用停止等

当組合は、保有個人データ等につき、法令に基づきご本人からの開示、訂正・利用停止等に応じます。

保有個人データとは、保護法第 16 条第 4 項に規定するデータをいいます。

9．苦情窓口

当組合は、個人情報につき、ご本人からの苦情に対し迅速かつ適切に取り組み、そのための内部体制の整備に努めます。

10．継続的改善

当組合は、個人情報について、適正な内部監査を実施するなどして、本保護方針の継続的な改善に努めます。

【情報セキュリティ基本方針】

当組合は、組合員・利用者等の皆様との信頼関係を強化し、より一層の安心とサービスを提供するため、当組合内の情報およびお預かりした情報のセキュリティの確保と日々の改善に努めることが当組合の事業活動の基本であり、社会的責務であることを認識し、以下の方針を遵守することを誓約します。

1．当組合は、情報資産を適正に取扱うため、コンピュータ犯罪に関する法律、不正アクセス行為の禁止に関する法律、IT 基本法その他の情報セキュリティに関係する諸法令、および農林水産大臣をはじめ主務大臣の指導による義務を誠実に遵守します。

2．当組合は、情報の取扱い、情報システムならびに情報ネットワークの管理運用にあたり、適切な人的(組織的)・物理的・技術的安全管理措置を実施し、情報資産に対する不正な侵入、紛失、漏洩、改ざん、破壊、利用妨害等が発生しないよう努めます。

3．当組合は、情報セキュリティに関して、業務に従事する者の役割を定め、組合全体で情報セキュリティを推進できる体制を維持します。

4．当組合は、万一、情報セキュリティを侵害するような事象が発生した場合、その原因を迅速に解明し、被害を最小限に止めるよう努めます。

5．当組合は、上記の活動を継続的に行うと同時に、新たな脅威にも対応できるよう、情報セキュリティマネジメントシステムを確立し、維持改善に努めます。

●貸出運営についての考え方

地域の金融機関である JA では、地域の皆さまの暮らしの向上をはじめ、地域社会の発展に貢献するという使命があります。

貸出業務は、この地域の発展に不可欠な資金提供をするという意味で、直接的な役割発揮ができる業務であると考え、積極的に貸出業務の伸長に取り組んでおります。

この貸出業務には、上記の社会的役割を果たす重要な側面がある一方で、少なからずリスクを伴う業務でもあります。

そこで当組合では、組合員・利用者の皆さまからお預かりした貯金とは、皆さま方から当組合に対して寄せられた信頼と考え、貸出に伴うリスクを最小限なものにするため、資金使途・担保内容・返済計画等を厳密に審査して、資金需要にお応えしております。

また貸出にあたりましては、公的な機関をはじめとした外部保証機関による保証付保により、万が一のリスクにも対応できる仕組みを取り入れております。

さらに、毎年実施する資産査定により、返済中の貸出についても再検証を行い、リスク発生を未然に防止することに努めております。

JA グループでは、貯金・貸出・為替など一般的に「金融業務」といわれているこれら業務を総称して「信用業務」と呼んでおります。

文字どおり、組合員・利用者の皆さまからいただいた「信用」を事業の基礎として、今後とも地域金融機関の一翼を担ってまいりたいと考えております。

●業務の適正を確保するための体制

当組合では、法令遵守の徹底や、より健全性の高い経営を確保し、組合員・利用者の皆さまに安心して組合をご利用いただくために、以下のとおり内部統制システム基本方針を策定し、組合の適切な内部統制の構築・運用に努めます。

【内部統制システム基本方針】

１．理事及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

① 組合の基本理念及び組合のコンプライアンスに関する基本方針を定め、役職員は職務上のあらゆる場面において法令・規則、契約、定款等を遵守する。

② 重大な法令違反、その他法令及び組合の諸規程の違反に関する重要な事実を発見した場合には、直ちに監事に報告するとともに、理事会等において協議・検討し、速やかに是正する。

③ 内部監査部署は、内部統制の適切性・有効性の検証・評価を行う。監査の結果、改善要請を受けた部署は、速やかに必要な対策を講じる。

④ 反社会的勢力に対しては、毅然とした態度で臨み、一切の関係を持たない。

⑤ 組合の業務に関する倫理や法令に抵触する可能性のある事項について、役職員等が相談もしくは通報を行うことができる制度(ヘルプライン)を適切に運用し、法令違反等の未然防止に努める。

⑥ 監事監査、内部監査、会計監査人が密接に連絡し、適正な監査を行う。

２．理事の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

① 文書・情報の取扱いに関する方針・規程に従い、職務執行に係る情報を適切に保存・管理する。

② 個人情報保護に関する規程を整備し、個人情報を適切かつ安全に保存、管理する。

３．損失の危険の管理に関する規程その他の体制

① 認識すべきリスクの種類を特定するとともに管理体制の仕組みを構築し、リスク管理の基本的な態勢を整備する。

② 理事は組合のリスクを把握・評価し、必要に応じ、定性・定量それぞれの面から事前ないし事後に適切な対応を行い、組合経営をとりまくリスク管理を行う。

４．理事の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

① 職制、機構、業務分掌、指示命令系統を明文化し、役職員の職務執行を効率的に遂行する。

② 中期経営計画及び同計画に基づく部門別事業計画を策定し、適切な目標管理により、戦略的かつ効率的な事業管理を行う。

５．監事監査の実効性を確保するための体制

① 監事が円滑に職務を執行し、監事監査の実効性を確保するための体制を整備する。

② 監事が効率的・効果的監査を遂行できるよう支援する。

③ 理事や内部監査部署等は監事と定期的な協議、十分な意思疎通をはかることにより、効率的・効果的監査を支援する。

６．子会社等における業務の適正を確保するための体制

① 子会社等における規程やマニュアル、業務フロー等の管理態勢が整備され、適正かつ効率的に業務が執行されるよう、必要な助言・指導を行う。

②「子会社管理規程」に基づき、関連事業に係る重要な方針、事項を監督し適切な指導・助言を行い、相互の健全な発展を推進する。

③「子会社管理規程」に基づき、子会社等の統括管掌を定め、事業計画の達成、法令及びその他事項の遵守、その他運用事項を監督する。

７．財務情報その他組合情報を適切かつ適時に開示するための体制

① 会計基準その他法令を遵守し、経理規程等の各種規程等を整備し、適切な会計処理を行う。

② 適時・適切に財務報告を作成できるよう、決算担当部署に適切な人員を配置し、会計・財務等に関する専門性を維持・向上させる人材育成に努める。

③ 法令の定めに基づき、ディスクロージャー等を通じて、財務情報の適時・適切な開示に努める。

④ 財務諸表の適正性、財務諸表作成にかかる内部監査の有効性を確認し、その旨をディスクロージャーに記載する。

９．自己資本の状況

●自己資本比率の状況

当組合では、多様化するリスクに対応するとともに、組合員や利用者のニーズに応えるため、財務基盤の強化を経営の重要課題として取り組んでいます。内部留保に努めるとともに、不良債権処理及び業務の効率化等に取り組んだ結果、令和５年３月末における自己資本比率は、13.93%となりました。

●経営の健全性の確保と自己資本の充実

当組合の自己資本は、組合員の普通出資によっています。

当組合は、「自己資本比率算出要領」を制定し、適正なプロセスにより正確な自己資本比率を算出して、当組合が抱える信用リスクやオペレーショナル・リスクの管理及びこれらのリスクに対応した十分な自己資本の維持を図るとともに、内部留保の積み増しにより自己資本の充実に努めています。

また、平成19年度から、信用リスク、オペレーショナル・リスク、金利リスクなどの各種リスクを個別の方法で質的または量的に評価し、リスクを総体的に捉え、自己資本と比較・対照し、自己資本充実度を評価することにより、経営の健全性維持・強化を図っております

○普通出資による資本調達額

項目	内容
発行主体	津安芸農業協同組合
資本調達手段の種類	普通出資
コア資本に係る基礎項目に算入した額	2,513百万円（前年度2,518百万円）

10. 主要な業務の内容

●事業の内容

指導事業	農業や生活に関する相談、情報の提供を通じて組合員や地域の皆さまのお役に立てるよう、さまざまなサービスの提供を行っています。
①営農指導	稲作を中心とした営農情報の提供や、教室･実証田などを実施し安全･安心でおいしい米づくりに取り組んでいます。また、食農教育活動や全国の JA グループと力を合わせ、農業、生活、環境を守る農政活動を展開するとともに、地域社会の発展をめざしています。
②生活指導	健康で安全な食生活と相互扶助の精神のもとに、快適な地域づくりに密着した活動として、各種文化サークル等の組織活動や、ホームヘルパーによるボランティア活動等に取り組んでいます。
③各種相談への対応	税理士･弁護士による税務、法律相談をはじめとし、融資･交通事故･資産管理･住宅･造園･年金等のご相談に対し JA の総合性をフルに発揮して対応しています。
信用事業	貯金･融資･為替･両替など、地域に密着した金融機関を目指し、組合員はもとより地域の皆さまに、広くご利用いただいています。
①貯金業務	当座貯金･普通貯金･決済用貯金･貯蓄貯金･納税準備貯金等の当座性貯金をはじめ、定期積金･期日指定定期･スーパー定期･大口定期･積立式定期･譲渡性貯金･財形貯金･通知貯金等の定期性貯金等、目的、期間、金額に応じてご利用いただける商品を取り揃えています。
②融資業務	暮らしの中で必要な各種ローンから、事業用の資金まで幅広くご要望にお応えできる各種資金をご用意しています。また、平日は 17 時までと第 1、3 土曜日も 16 時まで営業するローンセンターを本店に設置して、各種ご相談に対応しています。
③為替業務	全国の金融機関への送金・取立等が、どこの信用窓口からでも迅速・安全にお取り扱いできます。（移動店舗は除く）
④サービス	年金・給与の自動振込や公共料金等の口座振替、全国ネットのキャッシュサービス、また国債・投資信託の窓口販売の取り扱いなど、さまざまな金融サービスに対応しています。
共済事業	地域の皆さまが安心して生活していただけるように生命共済・年金共済・建物更生共済・自動車共済・自賠責共済、共栄火災海上保険(代理店)など、暮らしのガードのお手伝いをしています。
購買事業	農業生産や生活に必要な物品を利用者ニーズに応じて提供しており、営農センターをはじめ JA 葬祭やすらぎ会館、JA グリーン津店、津給油所など、身近にご利用いただける店舗づくりをめざしています。
販売事業	生産と消費の架け橋になり、地域で採れた農産物を全国の市場に出荷する一方、ファーマーズマーケット「みどりの交差店」の設置及び JA グリーン津店・A コープ津店店内の産直コーナーの常設等、地産地消に取り組んでいます。
利用事業	お米や麦の荷受を行うカントリーエレベータをはじめ、地域で必要な農業用施設を共同で利用することで、農産物の生産コスト抑制と農作業の合理化をはかっています。また、色彩選別機を導入し出荷する米・麦の品質向上に努めています。
福祉事業	地域社会への貢献活動を通じ高齢者が安心して暮らせるように生活の手助けを提供しています。

●系統セーフティネット（貯金者保護の取り組み）

当組合の貯金は、JA バンク独自の制度である「破綻未然防止システム」と公的制度である「貯金保険制度(農水産業協同組合貯金保険制度)」との二重のセーフティネットで守られています。

（1）「JA バンクシステム」のしくみ

組合員・利用者から一層信頼され利用される信用事業を確立するために、「再編強化法（農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律)」に則り、JA バンク会員（JA・信連・農林中金）総意のもと「JA バンク基本方針」に基づき、JA・信連・農林中金が一体的に取り組む仕組みを「JA バンクシステム」といいます。

「JA バンクシステム」は、JA バンクの信頼性を確保する「破綻未然防止システム」と、スケールメリットときめ細かい顧客接点を生かした金融サービスの提供の充実・強化を目指す「一体的事業運営」の 2 つの柱で成り立っています。

（2）「破綻未然防止システム」の機能

「破綻未然防止システム」は、JA バンクの健全性を確保し、JA 等の経営破綻を未然に防止するための JA バンク独自の制度です。具体的には、(1) 個々の JA 等の経営状況についてチェック（モニタリング）を行い、問題点を早期に発見、(2) 経営破綻に至らないよう、早め早めに経営改善等を実施、(3) 全国の JA バンクが拠出した「JA バンク支援基金※」等を活用し、個々の JA の経営健全性維持のために必要な資本注入などの支援を行います。

※2022 年 3 月末における残高は 1,652 億円となっています。

（3）「一体的な事業運営」の実施

良質で高度な金融サービスを提供するため、JA バンクとして商品開発力・提案力の強化、共同運営システムの利用、全国統一の JA バンクブランドの確立等の一体的な事業運営の取り組みをしています。

（4）貯金保険制度

貯金保険制度とは、農水産業協同組合が貯金などの払い戻しができなくなった場合などに、貯金者を保護し、また資金決済の確保を図ることによって、信用秩序の維持に資することを目的とする制度で、銀行、信金、信組、労金などが加入する「預金保険制度」と同様な制度です。

なお、この制度を運営する貯金保険機構(農水産業協同組合貯金保険機構)の責任準備金残高は、2022 年 3 月末現在で 4,627 億円となっています。

11. 経営の組織

●組織機構図

(令和 5 年 3 月 31 日現在)

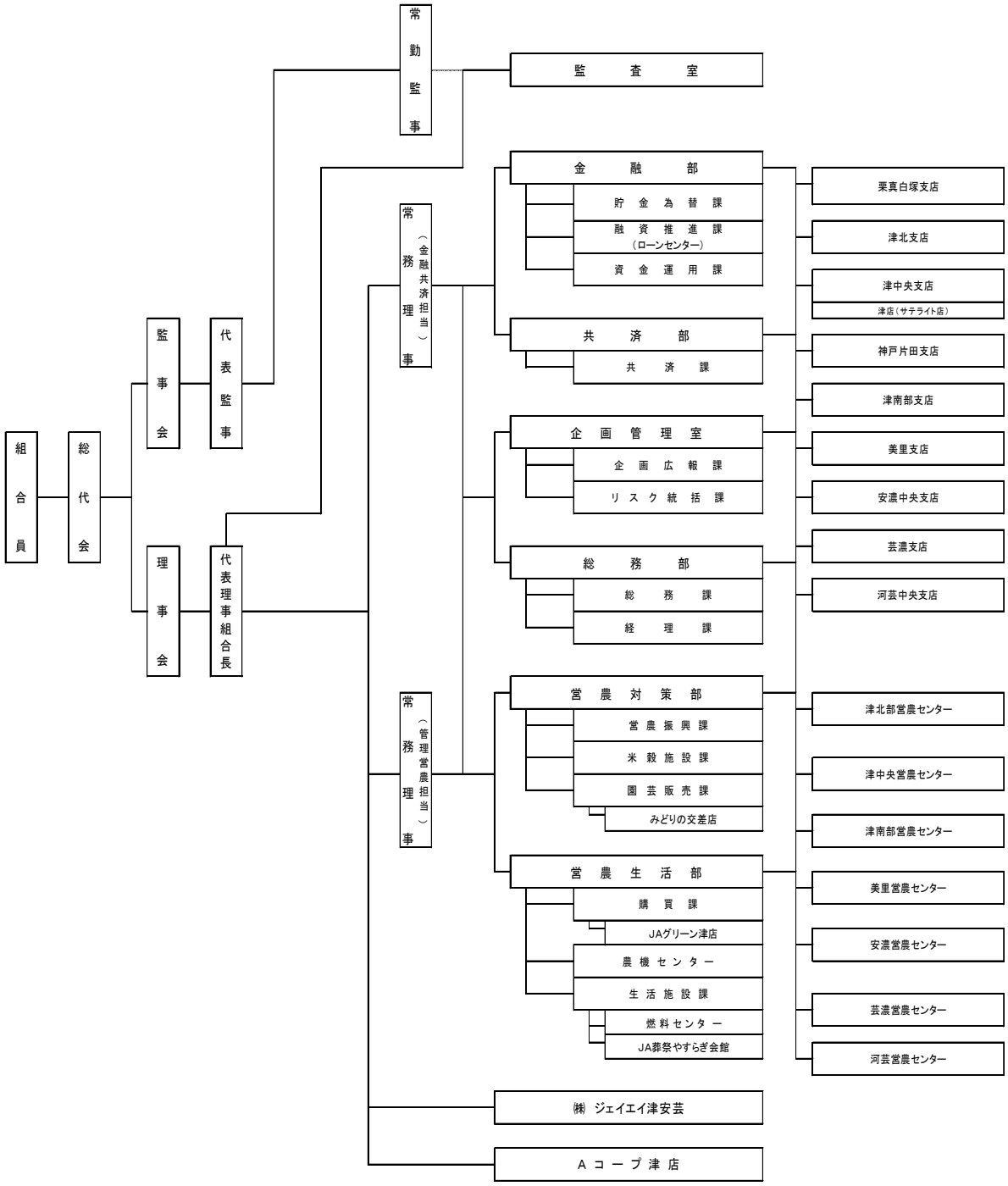

●組合員数

（単位：人）

		令和３年度末	令和４年度末	増　減
正組合員数		7,116	7,004	▲112
	個　人	7,075	6,954	▲121
	法　人	41	50	9
准組合員数		10,801	10,701	▲100
	個　人	10,772	10,674	▲98
	法　人	29	27	▲2
合　計		17,917	17,705	▲212

●組合員組織の状況

(令和５年３月末現在)

組織名	構成員数
地区運営協議会	572 人
農家実行組合	153 人
JA 津安芸女性部	357 人
JA 津安芸助け合い組織「まつの実会」	19 人
JA 津安芸農産物産直部会	310 人
津安芸地区受託部会	49 人
津安芸地区農業青年部	17 人
一身田稲作部会	10 人
キャベツ部会	2 人
イチゴ部会	11 人
ネギ部会(2 組織)	21 人
栗真施設園芸組合	3 人
営農組合(28 組織)	578 人
みどりの会	12 人
津観光みかん組合	3 人
片田梅組合	3 人
津梨振興協議会	16 人
藤水園芸連	7 人
安濃町担い手協議会	11 人
芸濃ずいき部会	6 人
津南部マルシェ出荷組合	7 人

●地区一覧

津市 ――――平成 17 年 12 月 31 日現在における久居市及び一志郡香良洲町・一志町・白山町・美杉村を除く

12. 役員構成

（令和５年３月末現在）

役　員	氏　名	役　員	氏　名
代表理事組合長	水谷　　隆	理事	柴田　　博
常務理事	前川　温仁	〃	栗本　　斉
〃	山路　良博	〃	清水　英治
理事	川原田　公司	〃	峠　　浩志
〃	山田　清隆	〃	森川　洋子
〃	畠山　美彦	〃	平澤　淑子
〃	乗竹　克哉	〃	浅生　哲也
〃	白藤　秀人	〃	若林　卓哉
〃	中尾　好孝	代表監事	西口　弘樹
〃	真弓　　忠	常勤監事	前川　正次
〃	井ノ口　嘉朋	監事	藤山　大輔
〃	草深　正人	〃	安川　春則
〃	宮本　　努	〃	練木　正生
〃	清水　喜代己		
〃	長谷　善麿		
〃	小宮　昭芳		
〃	平松　和直		
〃	紀平　栄嗣		
〃	近澤　　茂		
〃	松村　重久		

13. 事務所の名称及び所在地

(令和 5 年 3 月末現在)

店舗名	住　　所	電話番号	ATM 設置台数
本　　店	津市一色町 211	059-225-1881	―
栗真白塚支店	津市栗真中山町 19	232-3107	1 台
津中央支店	津市一色町 211	226-4111	2 台
津中央支店　津店	津市新町 2 丁目 11-43	226-5131	1 台
津南部支店	津市高茶屋 1 丁目 7-5	234-2612	1 台
神戸片田支店	津市神戸 882-1	226-4131	1 台
津北支店	津市一身田大古曽 670-5	231-1155	1 台
美里支店	津市美里町五百野 1918	279-2010	1 台
安濃中央支店	津市安濃町川西 2042	268-2152	1 台
芸濃支店	津市芸濃町椋本 4383-2	265-2525	1 台
河芸中央支店	津市河芸町一色 34-8	245-1234	1 台

（店舗外 ATM 設置台数 3 台）

●店外設置 ATM 一覧（令和 5 年 3 月末現在）

■マックスバリュ津北店　　■ザ・ビッグ芸濃店

■ATM コーナー上野（旧河芸中央支店）

14. 直近の２事業年度における財産の状況

●貸借対照表

（単位：千円）

資産の部	令和３年度	令和４年度
1 信用事業資産	205,831,651	205,174,845
(1)現金	667,118	704,150
(2)預金	145,848,522	140,704,416
系統預金	144,348,229	137,704,102
系統外預金	1,500,292	3,000,313
(3)金銭の信託	129,024	266,373
(4)有価証券	25,747,542	27,091,573
国債	8,331,640	8,436,590
地方債	7,360,817	6,934,152
社債	9,201,249	10,194,401
株式	31,972	39,276
受益証券	793,269	1,410,507
投資証券	28,594	76,645
(5)貸出金	33,030,264	35,956,741
(6)その他の信用事業資産	410,792	451,950
未収収益	146,500	149,755
その他の資産	264,292	302,195
(7)貸倒引当金	▲1,612	▲359
2 共済事業資産	11,744	6,093
(1)その他の共済事業資産	11,744	6,093
3 経済事業資産	786,988	909,736
(1)経済事業未収金	498,633	539,694
(2)経済受託債権	58,905	74,653
(3)棚卸資産	165,434	217,239
購買品	130,264	182,374
その他の棚卸資産	35,169	34,864
(4)その他の経済事業資産	64,043	78,158
(5)貸倒引当金	▲28	▲10
4 雑資産	239,543	247,989
(1)雑資産	239,543	247,989
5 固定資産	1,960,591	2,364,174
(1)有形固定資産	1,958,610	2,362,556
建物	3,449,499	3,456,020
構築物	627,948	627,978
機械装置	1,048,891	1,064,415
土地	896,474	896,059
建設仮勘定	2,750	506,481
その他の有形固定資産	338,443	338,676
減価償却累計額	▲4,405,396	▲4,527,075
(2)無形固定資産	1,980	1,618
その他の無形固定資産	1,980	1,618
6 外部出資	6,556,371	6,556,379
(1)外部出資	6,556,639	6,556,639
系統出資	6,405,200	6,405,200
系統外出資	121,439	121,439
子会社等出資	30,000	30,000
(2)外部出資等損失引当金	▲267	▲260
7 繰延税金資産	127,497	391,736
資産の部合計	215,514,389	215,650,955

負債・純資産の部	令和３年度	令和４年度
1 信用事業負債	202,987,228	203,646,453
(1)貯金	202,335,185	203,124,609
(2)借入金	5,226	－
(3)その他の信用事業負債	646,816	521,844
未払費用	32,053	28,020
その他の負債	614,763	493,824
2 共済事業負債	765,462	649,288
(1)共済資金	500,519	389,708
(2)未経過共済付加収入	263,651	258,779
(3)共済未払費用	917	525
(4)その他の共済事業負債	375	275
3 経済事業負債	266,794	259,966
(1)経済事業未払金	228,344	229,376
(2)経済受託債務	34,931	23,718
(3)その他の経済事業負債	3,518	6,871
4 雑負債	299,788	310,588
(1)未払法人税等	67,458	123,925
(2)資産除去債務	30,031	30,115
(3)その他の負債	202,298	156,547
5 諸引当金	992,816	888,351
(1)賞与引当金	140,928	152,340
(2)退職給付引当金	673,678	615,640
(3)役員退職慰労引当金	7,829	4,866
(4)特例業務負担金引当金	170,380	115,504
6 繰延税金負債	－	－
負債の部合計	205,312,090	205,754,649
1 組合員資本	9,687,383	10,114,937
(1)出資金	2,518,272	2,513,399
(2)利益剰余金	7,223,062	7,633,980
利益準備金	1,564,280	1,626,280
その他利益剰余金	5,658,782	6,007,700
信用事業基盤強化積立金	805,000	805,000
電算開発準備金	361,000	361,000
経営安定対策積立金	2,445,000	2,495,000
本店建設及び施設整備関連積立金	100,000	250,000
特別積立金	1,445,255	1,445,255
当期未処分剰余金	502,527	651,445
（うち当期剰余金）	(307,324)	460,021
(3)処分未済持分	▲53,951	▲32,442
2 評価・換算差額等	514,915	▲218,631
(1)その他有価証券評価差額金	514,915	▲218,631
純資産の部合計	10,202,299	9,896,305
負債及び純資産の部合計	215,514,389	215,650,955

●損益計算書

（単位：千円）

科　目	令和３年度	令和４年度
1 事業総利益	2,709,632	2,733,701
事業収益	4,391,649	4,413,652
事業費用	1,682,017	1,679,951
(1)信用事業収益	1,609,090	1,685,038
資金運用収益	1,471,669	1,536,775
(うち預金利息)	(961,726)	(938,782)
(うち有価証券利息)	(183,416)	(243,722)
(うち貸出金利息)	(290,207)	(317,924)
(うちその他受入利息)	(36,319)	(36,346)
役務取引等収益	49,087	49,064
その他事業直接収益	45,043	15,697
その他経常収益	43,290	83,500
(2)信用事業費用	182,488	181,452
資金調達費用	52,907	45,892
(うち貯金利息)	(48,075)	(40,964)
(うち給付補填備金繰入)	(1,904)	(1,426)
(うち借入金利息)	(145)	(56)
(うちその他支払利息)	(2,781)	(3,444)
役務取引等費用	14,996	14,779
その他経常費用	114,584	120,780
(うち貸倒引当金戻入益)	(－)	(▲1,252)
(うち貸出金償却)	(－)	(－)
(うち貸倒引当金繰入額)	(137)	(－)
信用事業総利益	1,426,601	1,503,586
(3)共済事業収益	734,214	639,199
共済付加収入	677,406	594,865
共済貸付金利息	－	－
共済その他手数料	50,628	38,034
保険代理店手数料	5,963	5,861
その他の収益	216	438
(4)共済事業費用	22,236	23,309
共済借入金利息	－	－
共済推進費	8,968	7,115
共済保全費	3,296	3,359
その他の費用	9,971	12,834
共済事業総利益	711,977	615,890
(5)購買事業収益	1,722,941	1,728,850
購買品供給高	1,563,289	1,563,874
購買手数料	76,155	71,953
その他の収益	83,496	93,022
(6)購買事業費用	1,329,439	1,315,265
購買品供給原価	1,297,223	1,283,153
その他の費用	32,215	32,111
(うち貸倒引当金繰入額)	(3)	(－)
(うち貸倒引当金戻入益)	(－)	(▲17)
購買事業総利益	393,502	413,585
(7)販売事業収益	105,545	123,856
販売品販売高	40,428	63,833
販売手数料	53,389	52,870
その他の収益	11,727	7,152
(8)販売事業費用	43,396	64,076
販売品販売原価	31,848	55,293

科　目	令和３年度	令和４年度
その他の費用	11,547	8,783
(うち貸倒引当金繰入額)	(0)	(－)
(うち貸倒引当金戻入益)	(－)	(▲0)
販売事業総利益	62,148	59,780
(9)保管事業収益	28,395	33,547
(10)保管事業費用	2,054	2,226
保管事業総利益	26,340	31,321
(11)利用事業収益	189,225	199,823
(12)利用事業費用	78,882	71,789
利用事業総利益	110,342	128,033
(13)福祉事業収益	174	128
(14)福祉事業費用	161	117
福祉事業総利益	13	10
(15)その他事業収益	262	62
その他事業総利益	262	62
(16)指導事業収入	1,800	3,144
(17)指導事業支出	23,357	21,714
指導事業収支差額	▲21,557	▲18,569
2 事業管理費	2,395,332	2,201,703
(1)人件費	1,686,327	1,472,967
(2)業務費	231,345	234,310
(3)諸税負担金	78,330	87,122
(4)施設費	391,113	404,607
(5)その他事業管理費	8,215	2,695
事業利益	314,299	531,997
3 事業外収益	139,890	96,942
(1)受取出資配当金	85,653	72,335
(2)賃貸料	3,661	4,057
(3)償却債権取立益	65	60
(4)雑収入	50,510	20,489
4 事業外費用	12,233	11,038
(1)寄付金	7,862	8,439
(2)外部出資等損失引当金戻入益	▲9	▲7
(3)外部出資等損失引当金繰入額	－	－
(4)雑損失	4,380	2,606
経常利益	441,956	617,901
5 特別利益	387	404
(1)固定資産処分益	387	404
(2)一般補助金	－	－
6 特別損失	30,218	1,686
(1)固定資産処分損	4,191	1,237
(2)固定資産圧縮損	－	－
(3)減損損失	26,026	449
税引前当期利益	412,124	616,619
法人税、住民税及び事業税	87,628	143,431
法人税等調整額	17,172	13,166
法人税等合計	104,800	156,598
当期剰余金	307,324	460,021
当期首繰越剰余金	195,203	191,423
当期未処分剰余金	502,527	651,445

●注記表等

＜令和３年度＞

○重要な会計方針に係る事項に関する注記

１．有価証券（株式形態の外部出資を含む）の評価基準及び評価方法
（１）子会社株式・・・移動平均法による原価法
（２）その他有価証券
①時価のあるもの・・・期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法、売却原価は移動平均法）
②時価のないもの・・・移動平均法による原価法

２．金銭の信託の評価基準及び評価方法
金銭の信託（合同運用を除く。）において信託財産を構成している有価証券の評価基準及び評価方法は、上記１の有価証券と同様の方法によっており、信託の契約単位ごとに期末の信託財産構成物である資産及び負債の評価額の合計額をもって貸借対照表に計上しています。

３．棚卸資産の評価基準及び評価方法
（１）購買品・・・総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切り下げの方法）
（２）その他の棚卸資産（原材料・貯蔵品）・・・最終仕入原価法（収益性の低下による簿価切り下げの方法）

４．固定資産の減価償却の方法
（１）有形固定資産（リース資産を除く）については定率法（ただし、平成 10 年 4 月 1 日以降に取得した建物（附属設備は除く）並びに平成 28 年 4 月 1 日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用しています。なお、耐用年数及び残存価額は、法人税法に規定する方法と同一の方法によっています。また、取得価格 10 万円以上 20 万円未満の一括減価償却資産については、法人税法の規定に基づき、3 年間で均等償却を行っています。

（２） 無形固定資産（リース資産を除く）については定額法を採用しています。なお、自組合利用ソフトウェアについては、当組合における利用可能期間 5 年での定額法により償却しています。

５．引当金の計上基準
（１）貸倒引当金は、あらかじめ定めている資産査定要領、経理規程及び資産の償却・引当基準に則り、次のとおり計上しています。
破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。
破綻懸念先に対する債権のうち債権の元本の回収に係るキャッシュ・フローを合理的に見積ることができる債権については、当該キャッシュ・フローと債権の帳簿価額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込を控除した残額との差額を引き当てています。
なお、1,000 万円以下の破綻懸念先に対する債権については、3 年間の貸倒実績率の過去 3 算定期間の平均値に基づき算出した金額を計上しています。
上記以外の債権のうち正常先およびその他の要注意先に対する債権ついては、1 年間の貸倒実績率の過去 3 算定期間の平均値に基づき算出した金額を計上しています。また、要管理先に対する債権ついては、3 年間の貸倒実績率の過去 3 算定期間の平均値に基づき算出した金額を計上しています。
すべての債権は、資産査定要領に基づき、資産査定部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

（２）賞与引当金は、職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当事業年度負担分を計上しています。

（３）退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しています。
①退職給付見込額の期間帰属方法
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっています。
②数理計算上の差異及び会計基準変更時差異の費用処理方法
数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における職員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10 年）による定額法により按分した額を、発生した事業年度から費用処理することとしています。

（4）役員退職慰労引当金は、役員の退職慰労金の支給に備えるため、役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しています。

（5）外部出資等損失引当金は、当組合の外部出資先への出資に係る損失に備えるため、出資形態が株式のものについては有価証券の評価と同様の方法により、株式以外のものについては貸出債権と同様の方法により、必要と認められる額を計上しています。

（6）特例業務負担金引当金は、特例業務負担金の拠出に備えるため、当事業年度末において将来発生すると見込まれる額を計上しています。

6．収益及び費用の計上基準

収益認識にかかる計上基準

当組合は、「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第 29 号 2020 年 3 月 31 日改正）及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第 30 号 2021 年 3 月 26 日改正）を適用しており、約束した財又はサービスの支配が利用者等に移転した時点で、もしくは、移転するにつれて当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。

主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりであります。

① 購買事業

農業生産に必要な資材と生活に必要な物資を共同購入し、組合員に供給する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、購買品を引き渡す義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、購買品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

② 販売事業

組合員が生産した農産物を当組合が集荷して共同で業者等に販売する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、販売品を引き渡す義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

③ 保管事業

組合員が生産した米・麦・大豆等の農産物を保管・管理する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、農産物の保管期間にわたって充足することから、当該サービスの進捗度に応じて収益を認識しております。

④ 利用事業

カントリーエレベーター・ライスセンター・育苗センター等の施設を設置して、共同で利用する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、各種施設の利用が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

⑤ 福祉事業

高齢者生活支援事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、サービスの提供時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

⑥ 指導事業

組合員の営農や生活にかかる各種相談・研修・経理サービスを提供する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、主にサービスの提供が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

7．消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式を採用しています。ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等は雑資産に計上し、5 年間で均等償却を行っています。

8．計算書類等に記載した金額の端数処理の方法

記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しており、金額千円未満の科目については「 0 」で表示をしています。

9．その他計算書類等の作成のための基本となる重要な事項

（1）事業別収益・事業別費用の内部取引の処理方法について

当組合は、事業別の収益及び費用について、事業間取引の相殺表示を行っております。また、損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合法施行規則にしたがい、各事業間の内部損益を除去した額を記載しております。

（２）当組合が代理人として関与する取引の損益計算書の表示について

購買事業収益のうち、当組合が代理人として購買品の供給に関与している場合には、純額で収益を認識して購買手数料として表示しております。

○会計方針の変更に関する注記

１．当組合は、「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第 29 号 2020 年 3 月 31 日。以下「収益認識会計基準」という。）及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第 30 号 2021 年 3 月 26 日）を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が利用者等に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。収益認識会計基準等の適用による主な変更点は以下のとおりです。

（１）代理人取引に係る収益認識

財又はサービスを利用者等に移転する前に支配していない場合、すなわち、利用者等に代わって調達の手配を代理人として行う取引については、従来は、利用者等から受け取る対価の総額を収益として認識しておりましたが、利用者等から受け取る額から受入先（仕入先）に支払う額を控除した純額で収益を認識する方法に変更しております。

この結果、当事業年度の購買事業収益が 400,817 千円及び購買事業費用が 400,817 千円減少しております。これにより、事業収益及び事業費用が 400,817 千円減少しております。

２．「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第 30 号 2019 年７月４日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第 19 項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第 10 号 2019 年７月４日）第 44-２項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。これによる当事業年度の計算書類への影響はありません。

○会計上の見積りに関する注記

１．固定資産の減損

（１）当事業年度の計算書類に計上した金額

減損損失　26,026 千円

（２）会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

資産グループに減損の兆候が存在する場合には、当該資産グループの割引前将来キャッシュ・フローと帳簿価額を比較することにより、当該資産グループについての減損の要否の判定を実施しています。当該資産グループの割引前将来キャッシュ・フローが帳簿価格を下回る場合には、帳簿価額を回収可能価額まで減額しています。

減損の要否に係る判定単位であるキャッシュ・フロー生成単位については、他の資産または資産グループのキャッシュ・インフローから概ね独立したキャッシュ・インフローを生成させるものとして識別される資産グループの最小単位としております。

固定資産の減損の要否判定において、将来キャッシュ・フローについては、令和４年３月に作成した場所別損益計画を基礎として算出しており、当該計画以降の将来キャッシュ・フローや、割引率等については、一定の仮定を設定して算出しております。これらの仮定は将来の不確実な経営環境及び組合の経営状況の影響を受け、翌事業年度以降の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

○賃借対照表に関する注記

１．固定資産の圧縮記帳額

有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額は 2,071,606 千円であり、その内訳は、次のとおりです。

（単位：千円）

種　類	圧縮額
土地	30,026
建物	871,308
構築物	253,767
機械装置	814,478
車両運搬具	11,927
工具器具備品	90,097

２．リース契約により使用する重要な固定資産（資産の部に計上したものを除く）

貸借対照表上に計上した固定資産の他、リースにより使用している重要な資産として、車両、グリーンシステム、共済端末システム一式、ＡＴＭ機、ハンディーターミナル等があります。

３．担保に供している資産

以下の資産は津市水道事業収納事務取扱の担保に供しています。

（単位：千円）

種　類	金　額
定期預金	100

上記のほか、為替決済の取引の担保として、定期預金 10,000,000 千円を設定しています。

４．子会社等に対する金銭債権及び金銭債務

子会社に対する金銭債権の総額　759 千円

子会社に対する金銭債務の総額　464,160 千円

５．債権のうち農業協同組合法施行規則第 204 条第１項第１号ホ（２）（ｉ）から（ⅳ）までに掲げるものの額及びその合計額

債権のうち、破産更生債権及びこれらに準ずる債権額はありません。危険債権額は 124,657 千円です。

なお、破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。

また、危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないものの、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権(破産更生債権及びこれらに準ずる債権を除く。)です。

債権のうち、三月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額はありません。

なお、三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権及び危険債権に該当しないものです。

また、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払い猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権及び三月以上延滞債権に該当しないものです。

なお、上記に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。

○損益計算書に関する注記

１．子会社等との事業取引による取引高の総額及び事業取引以外の取引による取引高の総額

（１）子会社との取引による収益総額　20,932 千円

うち事業取引高　11,176 千円

うち事業取引以外の取引高　9,756 千円

（２）子会社との取引による費用総額　22,835 千円

うち事業取引高　7,285 千円

うち事業取引以外の取引高　15,549 千円

２．減損会計に関する事項

（１）資産をグループ化した方法の概要及び減損損失を認識した資産又は資産グループの概要

当組合では、投資の意思決定を行う単位としてグルーピングを実施した結果、営業店舗については、信用共済事業は地理的に区分した７つの地区の支店ごとに、給油所・葬祭センター・グリーンセンター・直売所は事業所ごとに、また、業務外固定資産（遊休資産と賃貸固定資産）については、各固定資産をグルーピングの最小単位としています。

本店については、独立したキャッシュ・フローを産み出さないものの、他の資産グループのキャッシュ・フローの生成に寄与していることから、共用資産と認識しております。

カントリーエレベータ、農機センター等をはじめとする農業関連事業施設については、農業者のために事業を行う組合の基盤となるものであることや、組合員による組合の事業利用を促進するものであることから、組合の複数の資産又は資産グループの将来キャッシュ・フローの生成に寄与するため、共用資産として認識しております。

一部の農業関連事業施設（育苗センター・ライスセンター）及び営農センターについては、各エリアの組合員のＪＡの事業利用を促進することで、各エリアの一般資産のキャッシュ・フローの生成に寄与していると考えられるため、地理的に区分したエリアごとの共用資産と認識しております。

当期に減損損失を計上した固定資産は、以下の通りです。

場　所	用　途	種　類	その他
美里支店	営業用店舗	土地、建物、構築物及び工具器具	－
美里営農センター	共用資産	土地、建物及び構築物	－
辰水ライスセンター	共用資産	土地、建物及び構築物	－
旧片田支店	遊休	建物	業務外固定資産
旧山室店	遊休	土地	業務外固定資産
旧辰水支店	遊休	土地、建物及び工具器具	業務外固定資産
旧安西支店	遊休	土地及び建物	業務外固定資産
旧明支店	遊休	土地及び建物	業務外固定資産
旧河芸中央支店	遊休	土地	業務外固定資産

（２）減損損失の認識に至った経緯

美里支店については当該店舗の事業利益が２期連続赤字であると同時に、短期的に業績の回復が見込まれないことから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当期減少額を減損損失として認識しました。

美里営農センター及び辰水ライスセンターについては共用資産グループ全体での割引前キャッシュ・フローによる減損の判定が赤字であると同時に、短期的に業績の回復が見込まれないことから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当期減少額を減損損失として認識しました。

さらに、旧片田支店、旧山室店、旧辰水支店、旧安西支店、旧明支店及び旧河芸中央支店の資産は遊休資産とされ早期処分対象であることから、処分可能価額で評価しその差額を減損損失として認識しました。

（３）減損損失の金額について、特別損失に計上した金額と主な固定資産の種類毎の減損損失の内訳

美里支店	2,404 千円	（土地 853 千円、建物 1,171 千円、構築物 144 千円、工具器具 235 千円）
美里営農センター	8,832 千円	（土地 3,322 千円、建物 5,461 千円、構築物 48 千円）
辰水ライスセンター	4,490 千円	（土地 3,050 千円、建物 1,292 千円、構築物 146 千円）
旧片田支店	1,592 千円	（建物 1,592 千円）
旧山室店	2,273 千円	（土地 2,273 千円）
旧辰水支店	542 千円	（土地 463 千円、建物 16 千円、工具器具 61 千円）
旧安西支店	746 千円	（土地 55 千円、建物 690 千円）
旧明支店	43 千円	（土地 9 千円、建物 33 千円）
旧河芸中央支店	5,102 千円	（土地 5,102 千円）
合計	26,026 千円	（土地 15,131 千円、建物 10,257 千円、構築物 340 千円、工具器具 297 千円）

（４）回収可能価額の算定方法

回収可能価額は正味売却可能価額を採用しており、その時価は津市の固定資産税評価額に基づき算定しております。

３．棚卸資産の収益性低下に伴う薄価切下額
購買品供給原価には、収益性の低下に伴う薄価切下げにより、9,923 千円の棚卸評価損が含まれています。

○金融商品に関する注記

１．金融商品の状況に関する事項
（１）金融商品に対する取組方針
当組合は農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域内の企業や団体などへ貸付け、残った余裕金を三重県信用農業協同組合連合会へ預けているほか、国債や地方債などの債券、投資信託、株式等の有価証券による運用を行っています。

（２）金融商品の内容及びそのリスク
当組合が保有する金融資産は、主として当組合管内の組合員等に対する貸出金及び有価証券であり、貸出は、組合員等の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。
また、有価証券は、主に債券、投資信託であり、純投資目的(その他有価証券)で保有しています。これらは発行体の信用リスク、金利の変動リスク及び市場価格の変動リスクに晒されています。
（３）金融商品に係るリスク管理体制
①信用リスクの管理
当組合は、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本店にリスク統括課を設置し各支店との連携を図りながら、与信審査を行っています。
審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「資産の償却・引当基準」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

②市場リスクの管理
当組合では、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したＡＬＭを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。
とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当組合の保有有価証券ポートフォリオの状況やＡＬＭなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するＡＬＭ委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。
運用部門は、理事会で決定した運用方針及びＡＬＭ委員会で決定された方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

(市場リスクに係る定量的情報)
当組合で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、有価証券のうちその他有価証券に分類している債券、貸出金及び貯金です。
当組合では、これらの金融資産及び金融負債について、期末後１年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。
金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標となる金利が 1.0%上昇したものと想定した場合には、経済価値が 2,824,305 千円減少するものと把握しています。
当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。
また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

③資金調達に係る流動性リスクの管理
当組合では、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置付け、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

（４）金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価（時価に代わるものを含む）には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額（これに準ずる価額を含む）が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

２．金融商品の時価等に関する事項

（１）金融商品の貸借対照表計上額および時価等

当年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。

なお、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません。

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時　価	差　額
預金	145,848,522	145,996,439	147,917
有価証券	25,747,542	25,747,542	－
その他有価証券	25,747,542	25,747,542	－
貸出金	33,030,264		
貸倒引当金（*1）	▲1,612		
貸倒引当金控除後	33,028,651	33,594,976	566,324
資産計	204,624,716	205,338,958	714,242
貯金	202,335,185	202,346,257	11,072
負債計	202,335,185	202,346,257	11,072

（＊１）貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しています。

（２）金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明

【資産】

①預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである翌日物金利スワップ（Overnight Index Swap。以下「ＯＩＳ」という。）のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

②有価証券

株式は取引所の価格によっており、債券は取引金融機関等から提示された価格によっています。

投資信託は、公表されている基準価格、または、取引金融機関等から提示された価格によっており、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第 31 号 2019 年７月４日）第 26 項に従い、経過措置を適用しています。

③貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっています。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートであるＯＩＳのレートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

また、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等について帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

【負債】

①貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしています。また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをリスクフリーレートであるＯＩＳのレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

（３）市場価格のない株式等は次のとおりであり、これらは(１)の金融商品の時価情報には含まれていません。

（単位：千円）

	貸借対照表計上額
外部出資（＊1）	6,556,639
外部出資等損失引当金	▲267
外部出資等損失引当金控除後	6,556,371
合　計	6,556,371

（＊1）外部出資のうち、市場において取引されていない株式や出資金等については、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第 19 号　2019 年７月４日）第５項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

（４）金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

（単位：千円）

	1 年以内	1 年超 2 年以内	2 年超 3 年以内	3 年超 4 年以内	4 年超 5 年以内	5 年超
預金	144,348,522	－	－	－	－	1,500,000
有価証券	229,530	433,851	234,636	685,523	720,516	23,108,703
その他有価証券のうち満期があるもの	229,530	433,851	234,636	685,523	720,516	23,108,703
貸出金（＊1、2）	3,373,512	2,617,499	1,980,968	2,382,913	1,792,795	20,882,575
合　計	147,951,564	3,051,351	2,215,605	3,068,437	2,513,312	45,491,279

（＊1）貸出金のうち、当座貸越 471,665 千円については「1 年以内」に含めています。また、期限のない劣後特約付ローンについては「5 年超」に含めています。

（＊2）貸出金のうち、3 ヶ月以上延滞の生じている債権、期限の利益を喪失した債権等はありません。

（５）有利子負債の決算日後の返済予定額

（単位：千円）

	1 年以内	1 年超 2 年以内	2 年超 3 年以内	3 年超 4 年以内	4 年超 5 年以内	5 年超
貯金（＊1）	187,778,735	6,469,104	6,694,171	318,967	1,074,206	－
合　計	187,778,735	6,469,104	6,694,171	318,967	1,074,206	－

（＊1）貯金のうち、要求払貯金については「1 年以内」に含めています。

○有価証券に関する注記

１．有価証券の時価及び評価差額

有価証券の時価及び評価差額に関する事項は次のとおりです。

（１）売買目的有価証券

売買目的有価証券はありません。

（２）満期保有目的の債券

満期保有目的の債券はありません。

（3）その他有価証券

その他有価証券において、種類ごとの取得原価又は償却原価、貸借対照表計上額及びこれらの差額については、次のとおりです。

（単位：千円）

		取得原価又は償却原価	貸借対照表計上額	差　額
貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えるもの	国債	6,931,143	7,554,380	623,236
	地方債	5,355,380	5,476,782	121,401
	社債	3,989,196	4,119,396	130,199
	株式	12,113	12,880	766
	受益証券	261,920	274,212	12,291
	投資証券	26,303	28,594	2,291
	小　計	16,576,058	17,466,246	890,187
賃借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えないもの	国債	792,245	777,260	▲14,985
	地方債	1,929,471	1,884,034	▲45,437
	社債	5,171,661	5,081,853	▲89,808
	株式	19,718	19,091	▲626
	受益証券	550,000	519,057	▲30,942
	小　計	8,463,097	8,281,296	▲181,800
合　計		25,039,156	25,747,542	708,386

なお、上記差額から繰延税金負債 194,381 千円を差し引いた額 514,005 千円が、「その他有価証券評価差額金」に含まれています。

2．当期中に売却したその他有価証券

（単位：千円）

	売却額	売却益	売却損
国債	537,621	33,324	－
社債	503,139	4,067	－
受益証券	107,651	7,651	－
合　計	1,148,411	45,043	－

3．保有目的区分を変更した有価証券

当期中に保有目的を変更した満期保有目的の債券はありません。

4．金銭の信託の保有目的区分別の内訳

（1）運用目的の金銭の信託

運用目的の金銭の信託はありません。

（2）満期保有目的の金銭の信託

満期保有目的の金銭の信託はありません。

（３）その他の金銭の信託

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	取得原価	差　額
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	111,254	110,000	1,254
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	17,769	17,769	－
合　計	129,024	127,769	1,254

なお、上記差額から繰延税金負債 344 千円を差し引いた額 910 千円が、「その他有価証券評価差額金」に含まれています。

○退職給付に関する注記

職員の退職給付に充てるため、職員退職給与規程に基づき、退職一時金制度を採用しています。またこの制度に加えて同規程に基づく退職給付の一部に充てるため、全国共済農業協同組合連合会との契約による確定給付企業年金制度、全国農林漁業団体共済会との契約による農林漁業団体職員退職給付金制度を採用しています。

１．退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表　（単位：千円）

(1)期首における退職給付債務	2,023,686
(2)勤務費用	109,361
(3)利息費用	6,298
(4)数理計算上の差異の発生額	▲38,443
(5)退職給付の支払額	▲359,894
(6)期末における退職給付債務(1)+(2)+(3)+(4)+(5)	1,741,008

２．年金資産の期首残高と期末残高の調整表　（単位：千円）

(1)期首における年金資産	1,245,416
(2)期待運用収益	10,771
(3)数理計算上の差異の発生額	1,128
(4)年金資産への拠出金	56,869
(5)退職給付の支払額	▲216,466
(6)期末における年金資産(1)+(2)+(3)+(4)+(5)	1,097,660

３．退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

（　単位：千円）

(1)退職給付債務	1,741,008
(2)年金資産	▲1,097,660
(3)未積立退職給付債務(1)+(2)	643,348
(4)未認識数理計算上の差異	30,330
(5)貸借対照表計上額純額(3)+(4)	673,678
(6)退職給付引当金=(5)	673,678

４．退職給付費用及びその内訳項目の金額　（単位：千円）

(1)勤務費用	109,361
(2)利息費用	6,298
(3)期待運用収益	▲10,711
(4)数理計算上の差異の費用処理額	37,477
(5)合計(1)+(2)+(3)+(4)	142,425

５．年金資産の主な内訳
年金資産の主な分類ごとの金額は、次のとおりです。

全国共済農業協同組合連合会　（単位：千円）

(1)一般勘定	627,194
(2)合計	627,194

全国農林漁業団体共済会　（単位：千円）

(1)債券	301,097
(2)年金保険投資	127,025
(3)現金及び預金	18,818
(4)その他	23,523
(5)合計(1)+(2)+(3)+(4)	470,465

６．長期期待運用収益率の設定方法に関する記載
年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しています。

７．割引率その他の数理計算上の計算基礎に関する事項

(1)割引率	1.07%
(2)長期期待運用収益率	0.86%

○税効果会計に関する注記

１．繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳

（単位：千円）

繰延税金資産(A)	322,881
退職給付引当金	184,857
減価償却超過	31,189
賞与引当金	38,670
賞与引当に係る未払社会保険料	6,484
特例業務負担金引当金	46,752
役員退職慰労引当金	2,148
棚卸資産（収益性低下分）	2,722
未払事業税	5,389
減損損失	20,285
資産除去債務	8,240
中央会賦課金	5,582
子会社（寄附修正）	13,096
その他	3,563
評価性引当額	▲46,100
繰延税金負債（B）	▲195,383
全農外部出資（みなし配当）	▲637
資産除去債務（固定資産増加額）	▲20
その他有価証券評価差額金	▲194,725
繰延税金資産の純額(A)+(B)	127,497

２．法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異の原因

法定実効税率	27.44
（調整）	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.37
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	▲3.07
事業分量配当	▲0.84
住民税均等割等	0.57
評価性引当額の増減	4.32
法人税額の特別控除	▲0.35
その他	▲3.01
税効果会計適用後の法人税等の負担率	25.43

○収益認識に関する注記

「重要な会計方針に係る事項に関する注記（6）収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

＜令和４年度＞
○重要な会計方針に係る事項に関する注記

１．有価証券（株式形態の外部出資を含む）の評価基準及び評価方法
（１）満期保有目的の債券・・・償却原価法（定額法）
（２）子会社株式・・・移動平均法による原価法
（３）その他有価証券
①時価のあるもの・・・期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法、売却原価は移動平均法）
②市場価格のない株式等・・・移動平均法による原価法

２．金銭の信託の評価基準及び評価方法
金銭の信託（合同運用を除く。）において信託財産を構成している有価証券の評価基準及び評価方法は、上記１の有価証券と同様の方法によっており、信託の契約単位ごとに期末の信託財産構成物である資産及び負債の評価額の合計額をもって貸借対照表に計上しています。

３．棚卸資産の評価基準及び評価方法
（１）購買品・・・総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切り下げの方法）
（２）その他の棚卸資産（原材料・貯蔵品）・・・最終仕入原価法（収益性の低下による簿価切り下げの方法）

４．固定資産の減価償却の方法
（１）有形固定資産（リース資産を除く）については定率法（ただし、平成 10 年 4 月 1 日以降に取得した建物（附属設備は除く）並びに平成 28 年 4 月 1 日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用しています。
また、取得価格 10 万円以上 20 万円未満の一括減価償却資産については、法人税法の規定に基づき、3 年間で均等償却を行っています。

（２） 無形固定資産（リース資産を除く）については定額法を採用しています。なお、自組合利用ソフトウェアについては、当組合における利用可能期間（5 年）での定額法により償却しています。

５．引当金の計上基準
（１）貸倒引当金は、あらかじめ定めている資産査定要領、経理規程及び資産の償却・引当基準に則り、次のとおり計上しています。
破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下、「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という。)に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。
破綻懸念先に対する債権のうち債権の元本の回収に係るキャッシュ・フローを合理的に見積ることができる債権については、当該キャッシュ・フローと債権の帳簿価額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込を控除した残額との差額を引き当てています。
なお、1,000 万円以下の破綻懸念先に対する債権については、3 年間の貸倒実績率の過去 3 算定期間の平均値に基づき算出した金額を計上しています。
上記以外の債権のうち正常先およびその他の要注意先に対する債権ついては、1 年間の貸倒実績率の過去 3 算定期間の平均値に基づき算出した金額を計上しています。また、要管理先に対する債権ついては、3 年間の貸倒実績率の過去 3 算定期間の平均値に基づき算出した金額を計上しています。
すべての債権は、資産査定要領に基づき、資産査定部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

（２）賞与引当金は、職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当事業年度負担分を計上しています。

（３）退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しています。
①退職給付見込額の期間帰属方法
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっています。
②数理計算上の差異の費用処理方法
数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における職員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10 年）による定額法により按分した額を、発生した事業年度から費用処理することとしています。

（４）役員退職慰労引当金は、役員の退職慰労金の支給に備えるため、役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しています。

（５）外部出資等損失引当金は、当組合の外部出資先への出資に係る損失に備えるため、出資形態が株式のものについては有価証券の評価と同様の方法により、株式以外のものについては貸出債権と同様の方法により、必要と認められる額を計上しています。

（６）特例業務負担金引当金は、特例業務負担金の拠出に備えるため、当事業年度末において将来発生すると見込まれる額を計上しています。

６．収益及び費用の計上基準

収益認識にかかる計上基準

当組合の利用者等との契約から生じる収益に関する、主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりであります。

① 購買事業

農業生産に必要な資材と生活に必要な物資を共同購入し、組合員に供給する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、購買品を引き渡す義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、購買品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

② 販売事業

組合員が生産した農産物を当組合が集荷して共同で業者等に販売する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、販売品を引き渡す義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

③ 保管事業

組合員が生産した米・麦・大豆等の農産物を保管・管理する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、農産物の保管期間にわたって充足することから、当該サービスの進捗度に応じて収益を認識しております。

④ 利用事業

カントリーエレベーター・ライスセンター・育苗センター等の施設を設置して、共同で利用する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、各種施設の利用が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

⑤ 福祉事業

高齢者生活支援事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、サービスの提供時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

⑥ 指導事業

組合員の営農や生活にかかる各種相談・研修・経理サービスを提供する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、主にサービスの提供が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

７．消費税及び地方消費税の会計処理の方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式を採用しています。ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等は雑資産に計上し、5年間で均等償却を行っています。

８．計算書類等に記載した金額の端数処理の方法

記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しており、金額千円未満の科目については「０」で表示をしています。

９．その他計算書類等の作成のための基本となる重要な事項

（１）事業別収益・事業別費用の内部取引の処理方法について

当組合は、事業別の収益及び費用について、事業間取引の相殺表示を行っております。

また、損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合法施行規則にしたがい、各事業間の内部損益を除去した額を記載しております。

（２）当組合が代理人として関与する取引の損益計算書の表示について
　購買事業収益のうち、当組合が代理人として購買品の供給に関与している場合には、純額で収益を認識して、購買手数料として表示しております。

〇会計方針の変更に関する注記
１．当組合は、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第 31 号　2021 年 6 月 17 日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。）を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第 27-2 項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することといたしました。これによる当事業年度の計算書類に与える影響はありません。

〇会計上の見積りに関する注記
１．固定資産の減損
（１）当事業年度の計算書類に計上した金額
　減損損失　449 千円

（２）会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報
　資産グループに減損の兆候が存在する場合には、当該資産グループの割引前将来キャッシュ・フローと帳簿価額を比較することにより、当該資産グループについての減損の要否の判定を実施しています。当該資産グループの割引前将来キャッシュ・フローが帳簿価格を下回る場合には、帳簿価額を回収可能価額まで減額しています。
　減損の要否に係る判定単位であるキャッシュ・フロー生成単位については、他の資産または資産グループのキャッシュ・インフローから概ね独立したキャッシュ・インフローを生成させるものとして識別される資産グループの最小単位としております。
　固定資産の減損の要否判定において、将来キャッシュ・フローについては、令和 5 年 3 月に作成した場所別損益計画を基礎として算出しており、当該計画以降の将来キャッシュ・フローや、割引率等については、一定の仮定を設定して算出しております。
　これらの仮定は将来の不確実な経営環境及び組合の経営状況の影響を受け、翌事業年度以降の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

〇賃借対照表に関する注記

１．固定資産の圧縮記帳額
　有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額は 2,051,464 千円であり、その内訳は、次のとおりです。

（単位：千円）

種　類	圧縮額
土地	30,026
建物	859,865
構築物	253,767
機械装置	814,478
車両運搬具	11,487
工具器具備品	81,838

２．リース契約により使用する重要な固定資産（資産の部に計上したものを除く）
　貸借対照表上に計上した固定資産の他、リースにより使用している重要な資産として、車両、グリーンシステム、共済端末システム一式、ＡＴＭ機、ハンディーターミナル等があります。

３．担保に供している資産
　以下の資産は津市水道事業収納事務取扱の担保に供しています。

（単位：千円）

種　類	金　額
定期預金	100

上記のほか、為替決済の取引の担保として、定期預金 10,000,000 千円を設定しています。

４．子会社等に対する金銭債権及び金銭債務

子会社等に対する金銭債権の総額　543 千円

子会社等に対する金銭債務の総額　614,386 千円

５．債権のうち農業協同組合法施行規則第 204 条第１項第１号ホ（２）（ｉ）から（ⅳ）までに掲げるものの額及びその合計額

債権のうち、破産更生債権及びこれらに準ずる債権額は 348 千円、危険債権額はありません。

なお、破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。

また、危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないものの、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権(破産更生債権及びこれらに準ずる債権を除く。)です。

債権のうち、三月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額はありません。

なお、三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権及び危険債権に該当しないものです。

また、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払い猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権及び三月以上延滞債権に該当しないものです。

なお、上記に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。

○損益計算書に関する注記

１．子会社等との事業取引による取引高の総額及び事業取引以外の取引による取引高の総額

（１）子会社等との取引による収益総額　21,461 千円

うち事業取引高　12,005 千円

うち事業取引以外の取引高　9,456 千円

（２）子会社等との取引による費用総額　22,747 千円

うち事業取引高　9,142 千円

うち事業取引以外の取引高　13,605 千円

２．減損会計に関する事項

（１）資産をグループ化した方法の概要及び減損損失を認識した資産又は資産グループの概要

当組合では、投資の意思決定を行う単位としてグルーピングを実施した結果、営業店舗については、信用共済事業は地理的に区分した７つの地区の支店ごとに、給油所・葬祭センター・グリーンセンター・直売所は事業所ごとに、また、業務外固定資産（遊休資産と賃貸固定資産）については、各固定資産をグルーピングの最小単位としています。

本店については、独立したキャッシュ・フローを産み出さないものの、他の資産グループのキャッシュ・フローの生成に寄与していることから、共用資産と認識しております。

カントリーエレベーター、農機センター等をはじめとする農業関連事業施設については、農業者のために事業を行う組合の基盤となるものであることや、組合員による組合の事業利用を促進するものであることから、組合の複数の資産又は資産グループの将来キャッシュ・フローの生成に寄与するため、共用資産として認識しております。

一部の農業関連事業施設（育苗センター・ライスセンター）及び営農センターについては、各エリアの組合員のＪＡの事業利用を促進することで、各エリアの一般資産のキャッシュ・フローの生成に寄与していると考えられるため、地理的に区分したエリアごとの共用資産と認識しております。

当期に減損損失を計上した固定資産は、以下の通りです。

場　所	用　途	種　類	その他
旧片田支店	遊休	建物	業務外固定資産
旧山室店	遊休	土地	業務外固定資産
旧河芸中央支店	遊休	土地	業務外固定資産

（２）減損損失の認識に至った経緯

旧片田支店、旧山室店、及び旧河芸中央支店の資産は遊休資産とされ早期処分対象であることから、処分可能価額で評価しその差額を減損損失として認識しました。

（３）減損損失の金額について、特別損失に計上した金額と主な固定資産の種類毎の減損損失の内訳

旧片田支店　　33 千円（建物 33 千円）
旧山室店　　47 千円（土地 47 千円）
旧河芸中央支店　　367 千円（土地 367 千円）
合計　　449 千円（土地 415 千円、建物 33 千円）

（４）回収可能価額の算定方法

回収可能価額は正味売却可能価額を採用しており、その時価は津市の固定資産税評価額に基づき算定しております。

３．棚卸資産の収益性低下に伴う薄価切下額

購買品供給原価には、収益性の低下に伴う薄価切下げにより、12,173 千円の棚卸評価損が含まれています。

○金融商品に関する注記

１．金融商品の状況に関する事項

（１）金融商品に対する取組方針

当組合は農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域内の企業や団体などへ貸付け、残った余裕金を三重県信用農業協同組合連合会へ預けているほか、国債や地方債などの債券、投資信託、株式等の有価証券による運用を行っています。

（２）金融商品の内容及びそのリスク

当組合が保有する金融資産は、主として当組合管内の組合員等に対する貸出金及び有価証券であり、貸出金は、組合員等の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。

また、有価証券は、主に債券、投資信託であり、満期保有目的及び純投資目的(その他有価証券)で保有しています。これらは発行体の信用リスク、金利の変動リスク及び市場価格の変動リスクに晒されています。

（３）金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスクの管理

当組合は、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本店にリスク統括課を設置し各支店との連携を図りながら、与信審査を行っています。

審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「資産の償却・引当基準」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

②市場リスクの管理

当組合では、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したＡＬＭを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当組合の保有有価証券ポートフォリオの状況やＡＬＭなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するＡＬＭ委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。

運用部門は、理事会で決定した運用方針及びＡＬＭ委員会で決定された方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし、定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

（市場リスクに係る定量的情報）

当組合で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、有価証券のうちその他有価証券に分類している債券、貸出金、貯金及び借入金です。

当組合では、これらの金融資産及び金融負債について、期末後１年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標となる金利が 1.0％上昇したものと想定した場合には、経済価値が 2,897,940 千円減少するものと把握しています。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

③資金調達に係る流動性リスクの管理

当組合では、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置付け、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

（４）金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価（時価に代わるものを含む）には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額（これに準ずる価額を含む）が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

２．金融商品の時価等に関する事項

（１）金融商品の貸借対照表計上額および時価等

当年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。

なお、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません。

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時　価	差　額
預金	140,704,416	140,887,047	182,631
有価証券			
満期保有目的の債券	400,000	401,950	1,950
その他有価証券	26,691,573	26,691,573	－
貸出金	35,956,741		
貸倒引当金（*1）	▲359		
貸倒引当金控除後	35,956,381	36,450,741	494,359
資産計	203,752,371	204,431,311	678,940
貯金	203,124,609	203,101,678	▲22,930
負債計	203,124,609	203,101,678	▲22,930

（＊１）貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しています。

（２）金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明

【資産】

①預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである翌日物金利スワップ（Overnight Index Swap。以下「ＯＩＳ」という。）のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

②有価証券

有価証券について、主に上場株式や国債については、活発な市場における無調整の相場価格を利用しています。地方債や社債については、公表された相場価格を用いています。市場における取引価格が存在しない投資信託については、解約又は買戻請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がない場合には基準価額によっています。相場価格が入手できない場合には、取引金融機関等から提示された価格によっています。

③貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっています。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートであるＯＩＳのレートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

また、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

【負債】

①貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしています。また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをリスクフリーレートであるＯＩＳのレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

（３）市場価格のない株式等は次のとおりであり、これらは(１)の金融商品の時価情報には含まれていません。

（単位：千円）

	貸借対照表計上額
外部出資	6,556,639
外部出資等損失引当金	▲260
外部出資等損失引当金控除後	6,556,379
合　計	6,556,379

（４）金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

（単位：千円）

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預金	137,204,416	500,000	－	－	－	3,000,000
有価証券						
満期保有目的の債券	－	－	100,000	－	100,000	200,000
その他有価証券のうち満期があるもの	429,839	899,253	834,178	992,241	962,811	21,983,869
貸出金（＊1、2）	3,272,154	2,060,500	2,464,517	2,374,432	2,684,442	23,100,693
合　計	140,906,410	3,459,754	3,398,696	3,366,673	3,747,253	48,284,563

（＊1）貸出金のうち、当座貸越 439,994 千円については「1年以内」に含めています。

（＊2）貸出金のうち、三月以上延滞の生じている債権、期限の利益を喪失した債権等はありません

（５）有利子負債の決算日後の返済予定額

（単位：千円）

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
貯金（＊1）	192,308,085	6,492,477	2,875,158	1,061,954	386,932	－
合　計	192,308,085	6,492,477	2,875,158	1,061,954	386,932	－

（＊1）貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めています。

○有価証券に関する注記

１．有価証券の時価及び評価差額
有価証券の時価及び評価差額に関する事項は次のとおりです。

（１）売買目的有価証券
売買目的有価証券はありません。

（２）満期保有目的の債券
満期保有目的の債券において、種類ごとの貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。

（単位：千円）

		貸借対照表計上額	時価	差額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	社債	400,000	401,950	1,950
合　計		400,000	401,950	1,950

（３）その他有価証券
その他有価証券において、種類ごとの取得原価又は償却原価、貸借対照表計上額及びこれらの差額については、次のとおりです。

（単位：千円）

		取得原価又は償却原価	貸借対照表計上額	差　額
貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えるもの	国債	5,613,860	6,032,970	419,109
	地方債	800,000	832,850	32,850
	社債	2,100,712	2,176,570	75,857
	株式	24,424	29,688	5,263
	受益証券	351,237	366,789	15,551
	投資証券	18,193	19,477	1,283
	小　計	8,908,429	9,458,345	549,916
賃借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えないもの	国債	2,498,358	2,403,620	▲94,738
	地方債	6,367,011	6,101,302	▲265,708
	社債	8,027,388	7,617,831	▲409,556
	株式	9,850	9,588	▲262
	受益証券	1,126,375	1,043,717	▲82,657
	投資証券	60,697	57,167	▲3,529
	小　計	18,089,679	17,233,228	▲856,451
合　計		26,998,109	26,691,573	▲306,535

なお、上記差額に繰延税金資産 84,113 千円を加えた額▲222,422 千円が、「その他有価証券評価差額金」に含まれています。

２．当期中に売却した満期保有目的の債券
当期中に売却した満期保有目的の債券はありません。

３．当期中に売却したその他有価証券

（単位：千円）

	売却額	売却益	売却損
国債	516,930	14,343	－
社債	201,354	1,354	－
株式	3,357	932	－
受益証券	9,037	－	－
合　計	730,678	16,630	－

４．保有目的区分を変更した有価証券

当期中に保有目的を変更した満期保有目的の債券はありません。

５．金銭の信託の保有目的区分別の内訳

（１）運用目的の金銭の信託

運用目的の金銭の信託はありません。

（２）満期保有目的の金銭の信託

満期保有目的の金銭の信託はありません。

（３）その他の金銭の信託

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	取得原価	差　額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	266,373	261,149	5,223
合　計	266,373	261,149	5,223

なお、上記差額から繰延税金負債 1,433 千円を差し引いた額 3,790 千円が、「その他有価証券評価差額金」に含まれています。

○退職給付に関する注記

職員の退職給付に充てるため、職員退職給与規程に基づき、退職一時金制度を採用しています。またこの制度に加えて同規程に基づく退職給付の一部に充てるため、全国共済農業協同組合連合会との契約による確定給付企業年金制度、全国農林漁業団体共済会との契約による農林漁業団体職員退職給付金制度を採用しています。

１．退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

（単位：千円）

(1)期首における退職給付債務	1,741,008
(2)勤務費用	87,826
(3)利息費用	18,261
(4)数理計算上の差異の発生額	▲29,992
(5)退職給付の支払額	▲258,129
(6)期末における退職給付債務(1)+(2)+(3)+(4)+(5)	1,558,974

２．年金資産の期首残高と期末残高の調整表

（単位：千円）

(1)期首における年金資産	1,097,660
(2)期待運用収益	9,267
(3)数理計算上の差異の発生額	2,674
(4)年金資産への拠出金	49,607
(5)退職給付の支払額	▲159,597
(6)期末における年金資産(1)+(2)+(3)+(4)+(5)	999,661

３．退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

（　単位：千円）

(1)退職給付債務	1,558,974
(2)年金資産	▲999,661
(3)未積立退職給付債務(1)+(2)	559,362
(4)未認識数理計算上の差異	56,278
(5)貸借対照表計上額純額(3)+(4)	615,640
(6)退職給付引当金=(5)	615,640

４．退職給付費用及びその内訳項目の金額

（単位：千円）

(1)勤務費用	87,826
(2)利息費用	18,261
(3)期待運用収益	▲9,267
(4)数理計算上の差異の費用処理額	6,718
(5)合計(1)+(2)+(3)+(4)	90,102

５．年金資産の主な内訳

年金資産の主な分類ごとの金額は、次のとおりです。

全国共済農業協同組合連合会

（単位：千円）

(1)一般勘定	588,120
(2)合計	588,120

全国農林漁業団体共済会

（単位：千円）

(1)債券	259,239
(2)年金保険投資	115,217
(3)現金及び預金	20,574
(4)その他	16,459
(5)合計(1)+(2)+(3)+(4)	411,491

６．長期期待運用収益率の設定方法に関する記載

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しています。

７．割引率その他の数理計算上の計算基礎に関する事項

(1)割引率	1.07%
(2)長期期待運用収益率	0.84%

○税効果会計に関する注記

１．繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳

（単位：千円）

繰延税金資産(A)	
退職給付引当金	168,931
減価償却超過	36,180
賞与引当金	41,802
賞与引当に係る未払社会保険料	7,148
特例業務負担金引当金	31,694
役員退職慰労引当金	1,335
繰延資産超過	1,311
棚卸資産（収益性低下分）	3,340
未払事業税	8,876
減損損失	20,399
資産除去債務	8,263
中央会賦課金	11,895
子会社（寄附修正）	15,360
その他有価証券評価差額金	82,679
その他	2,308
繰延税金資産小計（A）	441,528
評価性引当額（B）	▲49,148
繰延税金資産合計（A）＋（B）＝（C）	392,380
繰延税金負債	
全農外部出資（みなし配当）	▲637
資産除去債務（固定資産増加額）	▲6
繰延税金負債小計（D）	▲643
繰延税金資産の純額(C)+(D)	391,736

２．法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異の原因

（単位：%）

法定実効税率	27.44
（調整）	
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	▲1.76
事業分量配当	▲0.87
住民税均等割等	0.38
評価性引当額の増減	0.49
その他	▲0.29
税効果会計適用後の法人税等の負担率	25.40

○収益認識に関する注記

「重要な会計方針に係る事項に関する注記６収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

●剰余金処分計算書

（単位：千円）

	令和３年度	令和４年度
1　当期未処分剰余金	502,527	651,445
2　剰余金処分額	311,103	349,247
(1)利益準備金	62,000	93,000
(2)任意積立金	200,000	200,000
経営安定対策積立金	50,000	50,000
本店建設及び施設整備関連積立金	150,000	150,000
(3)出資配当金(年率)	36,433 (1.5%)	36,760 (1.5%)
(4)事業分量配当金	12,670	19,487
3　次期繰越剰余金	191,423	302,197

（注）1　事業の利用分量に対する配当の基準は次のとおりです。

・肥料については「肥料価格高騰対策」として今年度は割合を 2%加算し、購入金額に対して 5%の割合としています。

・農薬・水稲苗の購入金額に対して 3%の割合としています。

2　任意積立金のうち目的積立金の種類及び積立目的、積立目標額、取崩基準は次のとおりです。

①　名　　称　　経営安定対策積立金（現在積立額 2,495,000 千円、今回積増額 50,000 千円）

積立目的　　新たな会計基準（税効果会計、時価会計、退職給付会計及び減損会計等）の適用、資産の償却及び有価証券の価格下落等による負担の増加に対応し、組合経営の安定及び健全な発展を図ることを目的とします。

目標金額　　33 億円を限度とします。

取崩基準　　目標額に達しない場合であっても、次の事象が生じた場合に理事会の決議により必要と認めた額を取り崩します。

1　新たな会計基準への対応等により、多額の損失が生じた場合
2　債権等資産の償却及び固定資産の減損処理により、多額の損失が生じた場合
3　有価証券の運用により多額の損失が生じた場合
4　繰延税金資産の取り崩しにより、多額の損失が生じた場合

②　名　　称　　本店建設及び施設整備関連積立金
（現在積立額 250,000 千円、今回積増額 150,000 千円）

積立目的　　本店建設及び各種施設整備関連に資することを目的とします。

目標金額　　5 億円を限度とします。

取崩基準　　目標額に達しない場合であっても、本店建設及び各種施設整備にかかる費用を支出する場合に理事会の決議により必要と認めた額を取り崩します。

3　次期繰越剰余金には、営農指導・生活・文化改善の事業の費用に充てるための繰越額 24,000,000 円が含まれています。

4　次期繰越剰余金のうち 6,000,000 円を限度として、農業所得増大・生産規模拡大等に向けた支援へ充当します。

●部門別損益計算書（令和３年度）

（単位：千円）

区分	計	信用事業	共済事業	農業関連事業	生活その他事業	営農指導事業	共通管理費等
事業収益　①	4,391,649	1,609,090	734,214	1,113,074	933,766	1,503	
事業費用　②	1,682,017	182,488	22,236	757,215	707,581	12,494	
事業総利益③（①－②）	2,709,632	1,426,601	711,977	355,858	226,184	▲ 10,990	
事業管理費　④ （うち人件費　⑤） （うち減価償却費　⑥）	2,395,332 (1,686,327) (154,840)	821,810 (529,147) (26,952)	437,040 (352,935) (19,093)	595,530 (400,813) (82,948)	429,773 (315,342) (22,941)	111,177 (88,087) (2,903)	
うち共通管理費　⑦ （うち人件費　⑧） （うち減価償却費⑨）		116,095 (89,583) (5,405)	49,972 (38,560) (2,326)	34,476 (26,603) (1,605)	29,585 (22,829) (1,377)	7,063 (5,450) (328)	▲ 237,194 (▲183,026) (▲11,043)
事業利益　⑩（③－④）	314,299	604,791	274,937	▲ 239,672	▲ 203,588	▲ 122,167	
事業外収益　⑪	139,890	45,080	29,583	31,037	27,296	6,892	
うち共通分　⑫		7,350	3,163	2,182	1,873	447	▲ 15,017
事業外費用　⑬	12,233	6,017	2,078	1,908	1,799	430	
うち共通分　⑭		693	298	205	176	42	▲ 1,417
経常利益 ⑮（⑩＋⑪－⑬）	441,956	643,854	302,442	▲ 210,543	▲ 178,092	▲ 115,705	
特別利益　⑯	387	123	81	181	－	－	
うち共通分　⑰		－	－	－	－	－	－
特別損失　⑱	30,218	9,854	3,534	9,923	4,568	2,337	
うち共通分　⑲		5,073	2,183	1,506	1,292	308	▲10,364
税引前当期利益 ⑳ （⑮＋⑯－⑱）	412,124	634,123	298,989	▲ 220,285	▲ 182,660	▲ 118,042	
営農指導事業分配賦額 ㉑		45,704	30,200	22,475	19,662	▲ 118,042	
営農指導事業分配賦後 税引前当期利益 ㉒ （⑳－㉑）	412,124	588,419	268,788	▲242,760	▲202,323		

※⑦、⑫、⑭、⑰、⑲は、各事業に直課できない部分

注）１．共通管理費等及び営農指導事業の他部門への配賦基準等

(1)　共通管理費等

（人頭割＋人件費・減価償却費を除いた事業管理費割＋事業利益割）の平均値

(2)　営農指導事業

（均等割＋事業総利益割）の平均値

２．配賦割合（１の配賦基準で算出した配賦の割合）は、次のとおりです。

区分	信用事業	共済事業	農業関連事業	生活その他事業	営農指導事業	計
共通管理費等	48.9%	21.1%	14.5%	12.5%	3.0%	100%
営農指導事業	38.7%	25.6%	19.0%	16.7%		100%

３．部門別の資産

（単位：千円）

区分	信用事業	共済事業	農業関連事業	生活その他事業	営農指導事業	共通資産	計
事業別の総資産	207,766,963	1,398,393	2,271,631	1,717,952	323,768	2,035,680	215,514,389
総資産（共通資産配分後）※ （うち固定資産）	208,762,410 (318,397)	1,827,922 (274,944)	2,566,805 (915,862)	1,972,412 (416,517)	384,838 (34,870)		215,514,389 (1,960,591)

※共通資産の他部門への配分基準

（人頭割＋人件費・減価償却費を除いた事業管理費割＋事業利益割）の平均値

●部門別損益計算書（令和４年度）

（単位：千円）

区分	計	信用事業	共済事業	農業関連事業	生活その他事業	営農指導事業	共通管理費等
事業収益　①	4,413,652	1,685,038	639,199	1,155,185	931,527	2,700	
事業費用　②	1,679,951	181,452	23,309	764,378	700,241	10,569	
事業総利益③（①－②）	2,733,701	1,503,586	615,890	390,807	231,286	▲7,869	
事業管理費　④ （うち人件費　⑤） （うち減価償却費　⑥）	2,201,703 (1,472,967) (144,511)	739,153 (445,316) (27,196)	379,286 (295,301) (17,497)	559,093 (355,416) (73,435)	412,477 (294,213) (20,450)	111,693 (82,719) (5,931)	
うち共通管理費　⑦ （うち人件費　⑧） （うち減価償却費⑨）		98,832 (68,966) (5,684)	36,726 (25,628) (2,112)	30,147 (21,037) (1,733)	25,295 (17,651) (1,454)	6,378 (4,451) (366)	▲197,380 (▲137,735) (▲11,352)
事業利益　⑩（③－④）	531,997	764,433	236,603	▲168,286	▲181,190	▲119,562	
事業外収益　⑪	96,942	30,010	20,133	21,584	19,900	5,313	
うち共通分　⑫		4,601	1,709	1,403	1,177	296	▲9,188
事業外費用　⑬	11,038	3,498	2,251	2,482	2,218	587	
うち共通分　⑭		735	273	224	188	47	▲1,468
経常利益　⑮（⑩＋⑪－⑬）	617,901	790,945	254,485	▲149,184	▲163,508	▲114,835	
特別利益　⑯	404	111	41	190	44	16	
うち共通分　⑰		111	41	34	28	7	▲222
特別損失　⑱	1,686	820	304	272	226	61	
うち共通分　⑲		820	304	250	209	52	▲1,637
税引前当期利益　⑳ （⑮＋⑯－⑱）	616,619	790,236	254,222	▲149,266	▲163,691	▲114,881	
営農指導事業分配賦額 ㉑		45,862	27,264	22,548	19,206	▲114,881	
営農指導事業分配賦後 税引前当期利益　㉒ （⑳－㉑）	616,619	744,373	226,958	▲171,814	▲182,897		

※⑦、⑫、⑭、⑰、⑲は、各事業に直課できない部分

注）１．共通管理費等及び営農指導事業の他部門への配賦基準等

(1)　共通管理費等

（人頭割＋人件費を除いた事業管理費割＋事業利益割）の平均値

(2)　営農指導事業

（均等割＋事業総利益割）の平均値

２．配賦割合（１の配賦基準で算出した配賦の割合）は、次のとおりです。

区分	信用事業	共済事業	農業関連事業	生活その他事業	営農指導事業	計
共通管理費等	50.1%	18.6%	15.3%	12.8%	3.2%	100%
営農指導事業	39.9%	23.8%	19.6%	16.7%		100%

３．部門別の資産

（単位：千円）

区分	信用事業	共済事業	農業関連事業	生活その他事業	営農指導事業	共通資産	計
事業別の総資産	206,986,164	1,306,160	2,331,765	1,734,715	347,241	2,944,908	215,650,955
総資産（共通資産配分後）※ （うち固定資産）	208,460,735 (255,959)	1,854,123 (158,889)	2,781,565 (1,392,666)	2,112,117 (520,990)	442,412 (35,669)		215,650,955 (2,364,174)

※共通資産の他部門への配分基準

（人頭割＋人件費を除いた事業管理費割＋事業利益割）の平均値

15. 直近の５事業年度における主要な業務の状況を示す指標

●最近 5 年間の主要な経営指標

（単位：百万円、人、%）

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
経常収益(事業収益)	5,407	5,302	4,786	4,391	4,413
信用事業収益	1,727	1,687	1,624	1,609	1,686
共済事業収益	813	763	743	734	639
農業関連事業収益	1,341	1,266	1,273	1,113	1,155
その他事業収益	1,524	1,314	1,144	934	931
経常利益	530	332	358	441	617
当期剰余金	185	214	270	307	460
出資金 (出資口数)	2,303 (4,607,852)	2,408 (4,816,150)	2,462 (4,925,318)	2,518 (5,036,544)	2,513 (5,026,799)
純資産額	10,020	10,113	10,229	10,202	9,896
総資産額	209,937	211,244	213,559	215,514	215,650
貯金等残高	196,632	198,182	200,477	202,335	203,124
貸出金残高	31,198	30,964	32,068	33,030	35,956
有価証券等残高	20,485	21,982	23,535	25,876	27,357
剰余金配当金額					
・出資配当の額	43	46	35	36	36,760
・事業利用分量配当の額	－	－	13	12	19,487
正職員数	262 人	255 人	249 人	235 人	202 人
常用的臨時雇用者	27 人	24 人	22 人	19 人	43 人
単体自己資本比率	13.88%	13.94%	14.08%	13.87%	13.93%

注）１．当期剰余金は、銀行等の当期利益に相当するものです。
２．信託業務の取り扱いは行っておりません。
３．「単体自己資本比率」は、「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」（平成 18 年金融庁・農水省告示第 2 号）に基づき算出しております。

16. 直近の２事業年度における事業の状況を示す指標

●利益総括表　（単位：百万円、%）

	令和３年度	令和４年度	増　減
資金運用収支	1,418	1,490	72
役務取引等収支	34	34	0
その他信用事業収支	▲26	▲21	4
信用事業粗利益	1,426	1,503	76
(信用事業粗利益率)	(0.697%)	(0.731%)	(0.034%)
事業粗利益 (事業粗利益率)	2,824 (1.318%)	2,796 (1.297%)	▲28 (▲0.021%)
事業純益	429	594	165
実質事業純益	429	594	165
コア事業純益	392	579	186
コア事業純益(投資信託解約損益を除く。)	384	579	194

●資金運用収支の内訳　（単位：百万円、%）

	令和３年度			令和４年度		
	平均残高	利息	利回り	平均残高	利息	利回り
資金運用勘定	203,644	1,471	0.723	204,511	1,536	0.751
うち預金	147,747	998	0.676	142,831	975	0.683
うち有価証券等	23,235	183	0.789	26,587	243	0.917
うち貸出金	32,661	290	0.889	35,091	317	0.906
資金調達勘定	203,440	52	0.026	204,456	45	0.022
うち貯金・定積	202,924	49	0.025	203,856	42	0.021
うち借入金	8	0	1.697	3,350	0	1.700
総資金利ざや			0.293			0.367

注）１．総資金利ざや＝資金運用利回り－資金調達原価（資金調達利回り＋経費率）

２．資金運用勘定の利息欄の預金には、信連からの事業利用分量配当金、奨励金が含まれています。

●受取・支払利息の増減額　（単位：百万円）

	令和３年度増減額	令和４年度増減額
受取利息	▲17	65
うち預金	▲22	▲22
うち有価証券等	▲6	60
うち貸出金	11	27
支払利息	▲18	▲7
うち貯金	▲18	▲7
うち借入金	▲0	▲0
差　引	1	72

注）１．増減額は前年度対比です。
２．受取利息の預金には、信連からの事業利用分量配当金、奨励金が含まれています。

●貯金に関する指標

▼科目別貯金平均残高

（単位：百万円、%）

	令和３年度		令和４年度		増　減
流動性貯金	63,512	(31.30)	67,246	(32.99)	3,734
定期性貯金	139,392	(68.69)	136,591	(67.00)	▲2,801
その他の貯金	19	(0.01)	18	(0.01)	▲0
計	202,924	(100.00)	203,856	(100.00)	932
譲渡性貯金	－	(－)	－	(－)	－
合　計	202,924	(100.00)	203,856	100.00	932

注）１．流動性貯金＝当座貯金＋普通貯金＋貯蓄貯金＋通知貯金
２．定期性貯金＝定期貯金＋定期積金
３．（　　）内は構成比です。

▼定期貯金残高

（単位：百万円、%）

	令和３年度	令和４年度	増　減
定期貯金	134,473(100.00)	131,813(100.00)	▲2,660
うち固定自由金利定期	134,472(99.99)	131,812(100.00)	▲2,659
変動自由金利定期	0(0.01)	0(0.00)	▲0

注１）固定自由金利定期：預入時に満期日までの利率が確定する自由金利定期貯金
注２）変動自由金利定期：預入期間中の市場金利の変化に応じて金利が変動する自由金利定期貯金
注３）（　　）内は構成比です。

●貸出金等に関する指標

▼科目別貸出金平均残高

（単位：百万円）

	令和３年度	令和４年度	増　減
手形貸付	76	78	2
証書貸付	31,028	31,532	504
当座貸越	482	458	▲24
金融機関貸付	1,073	3,021	1,947
合　　計	32,661	35,091	2,429

▼貸出金の金利条件別内訳残高　（単位：百万円、%）

	令和３年度		令和４年度		増　減
固定金利貸出	18,943	(57.35)	19,605	(54.53)	662
変動金利貸出	14,087	(42.65)	16,351	(45.47)	2,264
合　　計	33,030	(100.00)	35,956	(100.00)	2,926

注）（　　）内は構成比です。

▼貸出金の担保別内訳残高　（単位：百万円）

	令和３年度	令和４年度	増　　減
貯金等	290	245	▲45
有価証券	－	－	－
動産	－	－	－
不動産	46	36	▲10
その他担保物	96	66	▲30
計	433	348	▲85
農業信用基金協会保証	5,024	4,796	▲228
その他保証	21,176	23,083	1,907
計	26,200	27,879	1,679
信用	6,396	7,728	1,332
合　　計	33,030	35,956	2,926

▼債務保証見返額の担保別内訳残高

該当はありません。

▼貸出金の使途別内訳残高　（単位：百万円）

	令和３年度	令和４年度	増　減
農業経営近代化資金	111	78	▲33
制度資金	5	0	▲5
農業資金	722	722	0
うち農業施設資金	458	482	24
うち農業運転資金	264	240	▲24
事業資金	900	734	▲166
うち事業施設資金	823	687	▲136
うち事業運転資金	77	47	▲30
生活資金	24,689	26,498	1,809
うち住宅関連資金	23,779	25,639	1,860
うち生活関連資金	910	859	▲51
その他資金	6,599	7,922	1,323
合　　計	33,030	35,956	2,926

▼業種別の貸出金残高　　（単位：百万円、%）

	令和３年度	令和４年度	増　減
農業	1,236　(3.74)	1,138　(3.16)	▲98
林業	31　(0.09)	29　(0.08)	▲2
水産業	22　(0.07)	19　(0.05)	▲3
製造業	6,061　(18.35)	6,395　(17.79)	334
鉱業	91　(0.28)	158　(0.44)	67
建設業	2,074　(6.28)	2,098　(5.83)	24
電気・ガス・熱供給・水道業	687　(2.11)	639　(1.80)	▲48
運輸・通信業	1,653　(5.00)	1,626　(4.52)	▲27
卸売・小売業・飲食店	1,067　(3.23)	1,023　(2.85)	▲44
金融・保険業	2,352　(7.12)	4,913　(13.66)	2,561
不動産業	303　(0.92)	346　(0.96)	43
サービス業	7,113　(21.53)	7,582　(21.09)	469
地方公共団体	4,876　(14.76)	3,713　(10.33)	▲1,163
その他	5,457　(16.52)	6,270　(17.44)	813
合　　計	33,030　(100.00)	35,956　(100.00)	2,926

注）（　　）内は構成比です。

▼主要な農業関係の貸出金残高

１）　営農類型別　　（単位：百万円）

種　　類	令和3年度	令和4年度	増　　減
農業	839	801	▲37
穀作	406	379	▲27
野菜・園芸	113	117	4
果樹・樹園農業	8	6	▲2
工芸作物	0	0	0
養豚・肉牛・酪農	138	124	▲13
養鶏・養卵	－	－	－
養蚕	－	－	－
その他農業	170	172	1
農業関連団体等	－	－	－
合　　計	839	801	▲37

（注）１．農業関係の貸出金とは，農業者、農業法人および農業関連団体等に対する農業生産・農業経営に必要な資金や、農産物の生産・加工・流通に関係する事業に必要な資金等が該当します。
なお、上記貸出金の業種別残高の「農業」は、農業者や農業法人等に対する貸出金の残高です。

２.「その他農業」には、複合経営で主たる業種が明確に位置づけられない者、農業サービス業、農業所 得が従となる農業者等が含まれています。

３.「農業関連団体等」には、JA や全農(経済連)とその子会社等が含まれています。

２） 資金種類別

〔貸出金〕 （単位：百万円）

種　　類	令和3年度	令和4年度	増　　減
プロパー資金	536	473	▲62
農業制度資金	303	328	24
農業近代化資金	111	78	▲32
その他制度資金	192	249	57
合　　計	839	801	▲37

（注）１．プロパー資金とは、当組合原資の資金を融資しているもののうち、制度資金以外のものをいいます。

２．農業制度資金には、①地方公共団体が直接的または間接的に融資するもの、②地方公共団体が利子補給等を行うことで信連が低利で融資するもの、③日本政策金融公庫が直接融資するものがあり、ここでは①の転貸資金と②を対象としています。

３．その他制度資金には、農業経営改善促進資金(スーパーＳ資金)や農業経営負担軽減支援資金などが該当します。

〔受託貸付金〕 （単位：百万円）

種　　類	令和3年度	令和4年度	増　　減
日本政策金融公庫資金	－	－	－
その他	－	－	－
合　　計	－	－	－

（注） 日本政策金融公庫資金は、農業（旧農林漁業金融公庫）にかかる資金をいいます

●農協法に基づく開示債権の状況及び金融再生法開示債権区分に基づく債権の保全状況

（単位：百万円）

債権区分			債権額	保全額			
				担保	保証	引当	合計
破産更生債権及びこれらに準ずる債権		前年度	－	－	－	－	－
		当年度	0	－	0	0	0
危険債権		前年度	124	－	124	－	124
		当年度	－	－	－	－	－
要管理債権		前年度	－	－	－	－	－
		当年度	－	－	－	－	－
	三月以上延滞債権	前年度	－	－	－	－	－
		当年度	－	－	－	－	－
	貸出条件緩和債権	前年度	－	－	－	－	－
		当年度	－	－	－	－	－
小　　計		前年度	124	－	124	－	124
		当年度	0	－	0	0	0
正常債権		前年度	32,922				
		当年度	35,980				
合　　計		前年度	33,047				
		当年度	35,980				

注）１．破産更生債権及びこれらに準ずる債権：破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいいます。

２．危険債権：債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいいます。

３．要管理債権：４．「三月以上延滞債権」に該当する貸出金と５．「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金の合計額をいいます。

４．三月以上延滞債権：元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権及び危険債権に該当しないものをいいます。

５．貸出条件緩和債権：債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権及び三月以上延滞債権に該当しないものをいいます。

６．正常債権：債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記に掲げる債権以外のものに区分される債権をいいます。

●経営諸指標

▼利益率　（単位：%）

	令和３年度	令和４年度	増減
総資産経常利益率	0.206	0.287	0.081
資本経常利益率	4.690	6.367	1.677
総資産当期純利益率	0.143	0.213	0.070
資本当期純利益率	3.262	4.740	1.478

▼貯貸率・貯証率　（単位：%）

		令和３年度	令和４年度	増　減
貯貸率	期末	16.322	17.702	1.380
	期中平均	16.091	17.212	1.121
貯証率	期末	12.789	13.469	0.680
	期中平均	11.450	13.042	1.592

●貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

（単位：百万円）

	令和３年度					令和４年度				
区　　分	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高
			目的使用	その他				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	1	1		1	1	1	0		1	0
(うち信用事業)	1	1		1	1	1	0		1	0
(うち購買事業)	0	0		0	0	0	0		0	0
(うち販売事業)	0	0		0	0	0	－		0	－
個別貸倒引当金	－	－	－	－	－	－	0	－	－	0
(うち信用事業)	－	－	－	－	－	－	0	－	－	0
合　計	1	1	－	1	1	1	0	－	1	0

●貸出金償却の額

該当はありません。

●内国為替取扱実績

（単位：千円）

種類		令和３年度		令和４年度	
		仕向	被仕向	仕向	被仕向
送金・振込為替	件数	25,047	212,439	22,526	217,414
	金額	21,263,008	43,513,698	24,121,752	42,801,812
代金取立為替	件数	－	2	－	－
	金額	－	2,006	－	－
雑為替	件数	3,730	3,475	3,826	3,526
	金額	599,986	5,893,496	751,533	3,674,325
合　　計	件数	28,777	215,916	26,532	220,940
	金額	21,862,995	49,409,201	24,873,285	46,476,138

●有価証券に関する指標

▼種類別有価証券平均残高

（単位：百万円）

	令和３年度	令和４年度	増　減
国債	6,931	8,022	1,091
地方債	7,375	7,253	▲122
政府保証債	－	－	－
金融債	－	－	－
社債	7,887	9,992	2,104
その他の証券	1,040	1,319	278
合　　計	23,235	26,587	3,352

注）貸付有価証券は有価証券の種類ごとに区分して記載しております。

▼商品有価証券種類別平均残高

該当はありません。

▼有価証券残存期間別残高　　（単位：百万円）

	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	期間の定めのないもの	合　計
令和3年度								
国債	－	－	－	－	900	6,700	－	7,600
地方債	－	－	－	－	800	6,484	－	7,284
政府保証債	－	－	－	－	－	－	－	－
金融債	－	－	－	－	－	－	－	－
社債	－	200	700	1,300	1,100	5,855	－	9,155
その他の証券	－	－	－	－	－	－	870	870
令和4年度								
国債	－	－	－	－	1,400	6,600	－	8,000
地方債	－	－	－	800	－	6,367	－	7,167
政府保証債	－	－	－	－	－	－	－	－
金融債	－	－	－	－	－	－	－	－
社債	200	1,200	1,400	1,100	900	5,744	－	10,544
その他の証券	－	－	－	－	－	－	1,590	1,590

●有価証券等の時価情報等

（1）有価証券の時価情報

［売買目的有価証券］

該当はありません。

［満期保有目的の債券］

（単位：百万円）

	種　類	令和3年度			令和4年度		
		貸借対照表計上額	時　価	差　額	貸借対照表計上額	時　価	差　額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	社　債	－	－	－	400	401	1
合計		－	－	－	400	401	1

［その他有価証券］

（単位：百万円）

	種　類	令和３年度			令和４年度		
		取得原価又は償却原価	貸借対照表計上額	差　額	取得原価又は償却原価	貸借対照表計上額	差　額
貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えるもの	国　債	6,931	7,554	623	5,613	6,032	419
	地方債	5,355	5,476	121	800	832	32
	社　債	3,989	4,119	130	2,100	2,176	75
	株　式	12	12	0	24	29	5
	受益証券	261	274	12	351	366	15
	投資証券	26	28	2	18	19	1
	小　計	16,576	17,466	890	8,908	9,458	549
貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えないもの	国　債	792	777	▲14	2,498	2,403	▲94
	地方債	1,929	1,884	▲45	6,367	6,101	▲265
	社　債	5,171	5,081	▲89	8,027	7,617	▲409
	株　式	19	19	▲0	9	9	▲0
	受益証券	550	519	▲30	1,126	1,043	▲82
	投資証券	－	－	－	60	57	▲3
	小　計	8,463	8,281	▲181	18,089	17,233	▲856
合　　計		25,039	25,747	708	26,998	26,691	▲306

（２）金銭の信託の時価情報

［運用目的の金銭の信託］

該当はありません。

［満期保有目的の金銭の信託］

該当はありません。

［その他の金銭の信託］

（単位：千円）

	令和３年度					令和４年度				
	貸借対照表計上額	取得原価	差額	うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	貸借対照表計上額	取得原価	差額	うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの
その他の金銭の信託	129,024	127,769	1,254	1,254	－	266,373	261,149	5,223	5,223	－

（注）「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」は、それぞれ「差額」の内訳です。

●共済取扱実績

▼長期共済新契約高・長期共済保有高

（単位：千円）

	種　類	令和３年度		令和４年度	
		新契約高	保有高	新契約高	保有高
生命系	終身共済	6,057,946	113,800,366	2,397,640	107,901,570
	定期生命共済	920,600	2,446,100	369,100	2,634,200
	養老生命共済 うち　子供共済	509,100 310,300	35,145,488 12,973,887	412,620 287,500	31,506,556 12,032,587
	医療共済	62,000	2,169,850	63,300	1,994,350
	がん共済	－	266,000	－	257,500
	定期医療共済	－	262,600	－	241,300
	介護共済	747,675	3,344,256	152,818	3,438,506
	年金共済	－	111,000	－	107,900
建物更生共済		17,546,010	215,608,039	14,551,000	211,006,963
合　計		25,843,331	373,153,700	17,946,479	359,088,846

注）１.「種類」欄は主たる共済種類ごとに記載し、金額は当該共済種類ごとに保障金額（生命系共済は死亡保障の金額（付加された定期特約金額等を含む）を記載しています。

２．こども共済は、養老生命共済の内書を表示しております。

▼医療系共済の共済金額保有高

（単位：千円）

種　類	令和3年度		令和4年度	
	新契約高	保有高	新契約高	保有高
医療共済	77 230,720	36,228 270,490	25 79,861	33,084 359,470
がん共済	462	11,807	188	11,575
定期医療共済	－	482	－	449
合　計	540 230,720	48,517 270,490	213 79,861	45,108 359,470

注）１.「種類」欄は主たる共済種類ごとに記載し、金額は当該共済種類ごとに共済金額を記載しています。なお、同一の共済種類に主たる共済金額が複数ある場合は、新たに欄を追加して記載するとともに、共済種類ごとの合計欄を記載しています。

▼介護系その他の共済の共済金額保有高　　（単位：千円）

種　類	令和3年度		令和4年度	
	新契約高	保有高	新契約高	保有高
介護共済	807,404	4,211,239	173,648	4,286,364
認知症共済			131,500	131,500
生活障害共済（一時金型）	563,700	1,167,700	421,900	1,327,900
生活障害共済（定期年金型）	60,800	124,800	14,800	128,360
特定重度疾病共済			114,300	1,102,900

注）１．「種類」欄は主たる共済種類ごとに記載し、金額は当該共済種類ごとに共済金額を記載しています。

▼年金共済の年金保有高　　（単位：千円）

	令和3年度		令和4年度	
	新契約高	保有高	新契約高	保有高
年金開始前	280,889	4,015,369	176,841	3,972,041
年金開始後	－	1,185,102	－	1,154,732
合　計	280,889	5,200,472	176,841	5,126,773

注）１．金額は、年金年額を記載しています。

▼短期共済新契約高　　（単位：千円）

	令和3年度		令和4年度	
	金額	掛金	金額	掛金
火災共済	15,512,910	14,567	15,027,740	13,928
自動車共済		462,401		451,672
傷害共済	35,096,500	1,731	39,633,200	1,832
団体定期生命共済	－	－	－	－
定額定期生命共済	－	－	－	－
賠償責任共済		301		313
自賠責共済		69,717		69,508
合　計		548,718		537,256

注）「種類」欄は主たる共済種類ごとに記載し、金額は当該共済種類ごとに保障金額（死亡保障又は火災保障を伴わない共済の金額欄は斜線。）を記載しています。

●購買事業品目別取扱実績

（単位：千円）

種類		令和３年度		令和４年度	
		供給高	手数料	供給高	手数料
生産資材	肥料	232,718	29,799	286,706	38,301
	飼料	32,261	625	24,678	507
	農業機械	320,661	48,049	332,922	49,933
	農薬	169,587	24,633	175,786	28,054
	素畜資材	9,551	1,357	7,794	1,141
	その他	202,451	31,438	140,826	28,451
	小　計	967,232	135,904	968,715	146,390
生活物資	米	75,622	12,117	61,979	12,701
	生鮮食品	17,409	3,577	16,311	3,323
	一般食品	34,467	4,404	32,824	5,424
	衣料品	9,295	1,341	5,160	787
	耐久消費財	38,669	5,468	36,794	4,579
	日用保健雑貨	283,219	43,236	259,994	42,121
	石油類	464,109	60,988	490,117	69,230
	自動車	7,758	59	5,512	41
	ＬＰガス	53,467	27,653	52,336	26,135
	葬祭	89,009	47,648	84,212	44,187
	小　計	1,073,029	206,495	1,045,245	208,534
合　計		2,040,261	342,399	2,013,961	354,925

注）供給高は総額で記載しており、損益計算書における金額とは一致しません。

●販売事業（受託販売）品目別取扱実績

（単位：千円）

種類		令和３年度		令和４年度	
		取扱高	手数料	取扱高	手数料
米		652,524	30,162	766,557	31,366
米を除く農林産物	麦	26,086	9,040	72,135	6,893
	豆類	33,977	960	27,010	1,206
	野菜	119,169	2,725	113,506	2,518
	果実	75,499	2,231	72,512	2,130
	その他農林産物	153,675	8,268	149,918	8,755
	小　計	408,409	23,227	435,083	21,504
合　計		1,060,933	53,389	1,201,640	52,870

注）取扱高は総額で記載しており、損益計算書においては純額で販売手数料として表示しています。

●販売事業（買取販売）品目別取扱実績

（単位：千円）

種類		令和３年度		令和４年度	
		販売品販売高	販売品販売原価	販売品販売高	販売品販売原価
米		33,114	25,364	52,305	44,943
農林産物（米を除く）	麦	7,309	6,480	10,941	9,841
	大豆	3	3	586	507
	小　計	7,313	6,483	11,528	10,349
合　計		40,428	31,848	63,833	55,293

17. 自己資本の充実の状況

●自己資本の構成に関する事項

（単位：千円、％）

項　　目	令和3年度	令和4年度
コア資本に係る基礎項目		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る組合員資本の額	9,638,280	10,058,690
うち、出資金及び資本準備金の額	2,518,272	2,513,399
うち、再評価積立金の額	－	－
うち、利益剰余金の額	7,223,062	7,633,980
うち、外部流出予定額　(△)	49,103	56,247
うち、上記以外に該当するものの額	▲53,951	▲32,442
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	1,640	123
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	1,640	123
うち、適格引当金コア資本算入額	－	－
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	－	－
うち、回転出資金の額	－	－
うち、上記以外に該当するものの額	－	－
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	－	－
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の四十五パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	－	－
コア資本にかかる基礎項目の額　(イ)	9,639,921	10,058,813
コア資本に係る調整項目		
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	1,437	1,174
うち、のれんに係るものの額	－	－
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	1,437	1,174
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	－	－
適格引当金不足額	－	－
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	－	－
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	－	－
前払年金費用の額	－	－
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	－	－
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	－	－
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	－	－

項　　目	令和3年度	令和4年度
特定項目に係る十パーセント基準超過額	－	－
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	－	－
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	－	－
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	－	－
特定項目に係る十五パーセント基準超過額	－	－
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	－	－
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	－	－
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	－	－
コア資本に係る調整項目の額　(ロ)	1,437	1,174
自己資本		
自己資本の額((イ)―(ロ))　(ハ)	9,638,483	10,057,639
リスク・アセット等		
信用リスク・アセットの額の合計額	64,548,429	67,148,295
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	－	－
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	－	－
うち、土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額に係るものの額	－	－
うち、上記以外に該当するものの額	－	－
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	4,902,001	5,020,796
信用リスク・アセット調整額	－	－
オペレーショナル・リスク相当額調整額	－	－
リスク・アセット等の額の合計額　(ニ)	69,450,431	72,169,091
自己資本比率		
自己資本比率((ハ)／(ニ))	13.87%	13.93%

注）1．「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」（平成18年金融庁・農水省告示第2号）に基づき算出しています。

2．当組合は、信用リスク・アセット額の算出にあたっては標準的手法、適格金融資産担保の適用については信用リスク削減手法の簡便手法を、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたっては基礎的手法を採用しています。

3．当組合が有するすべての自己資本とリスクを対比して、自己資本比率を計算しています。

●自己資本の充実度に関する事項

（１）信用リスクに対する所要自己資本の額及び区分ごとの内訳

（単位：千円）

信用リスク・アセット		令和３年度			令和４年度		
		エクスポージャーの期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b＝a×４％	エクスポージャーの期末残高	リスク・アセット額 A	所要自己資本額 b＝a×４％
現金		667,118	－	－	704,150	－	－
我が国の中央政府及び中央銀行向け		7,738,646	－	－	8,127,809	－	－
外国の中央政府及び中央銀行向け		－	－	－	－	－	－
国際決済銀行等向け		－	－	－	－	－	－
我が国の地方公共団体向け		12,176,126	－	－	10,894,577	－	－
外国の中央政府等以外の公共部門向け		－	－	－	－	－	－
国際開発銀行向け		－	－	－	－	－	－
地方公共団体金融機構向け		200,019	20,001	800	200,019	20,001	800
我が国の政府関係機関向け		901,850	90,185	3,607	901,859	90.185	3,607
地方三公社向け		1,058,117	71,223	2,848	1,046,321	68,890	2,755
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け		147,355,140	29,471,028	1,178,841	140,815,180	28,163,036	1,126,521
法人等向け		7,032,024	3,622,847	144,913	12,310,373	6,957,571	278,302
中小企業等向け及び個人向け		751,425	416,796	16,671	2,362,830	1,198,341	47,933
抵当権付住宅ローン		18,762,557	6,538,578	261,543	12,764,169	3,940,269	157,610
不動産取得等事業向け		158,945	97,498	3,899	126,188	79,188	3,167
三月以上延滞等		18	27	1	－	－	－
取立未済手形		24,572	4,914	196	36,381	7,276	291
信用保証協会等保証付		5,028,217	491,591	19,663	4,800,338	471,651	18,866
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付		－	－	－	－	－	－
共済約款貸付		－	－	－	－	－	－
出資等		339,474	339,207	13,568	394,505	394,244	15,769
	（うち出資等のエクスポージャー）	339,474	339,207	13,568	394,505	394,244	15,769
	（うち重要な出資のエクスポージャー）	－	－	－	－	－	－
上記以外		12,107,114	21,953,902	878,156	18,654,780	24,254,862	970,194
	（うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部ＴＬＡＣ関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー）	－	－	－	－	－	－
	（うち農林中央金庫又は農業協同組合連合会の対象資本調達手段に係るエクスポージャー）	6,275,300	15,688,250	627,530	6,275,300	15,688,250	627,530
	（うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー）	322,766	806,916	32,276	318,703	796,759	31,870
	（うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部ＴＬＡＣ関連調達手段に関するエクスポージャー）	－	－	－	－	－	－

（うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部ＴＬＡＣ関連調達手段に係る５％基準額を上回る部分に係るエクスポージャー）	－	－	－	－	－	－
（うち上記以外のエクスポージャー）	5,509,047	5,458,735	218,349	12,060,776	7,769,852	310,794,
証券化	－	－	－	－	－	－
（うちＳＴＣ要件適用分）	－	－	－	－	－	－
（うち非ＳＴＣ適用分）	－	－	－	－	－	－
再証券化	－	－	－	－	－	－
リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	1,180,805	1,430,626	57,225	1,738,482	1,502,775	60,111
（うちルックスルー方式）	1,180,805	1,430,626	57,225	1,738,482	1,502,775	60,111
（うちマンデート方式）	－	－	－	－	－	－
（うち蓋然性方式250％）	－	－	－	－	－	－
（うち蓋然性方式400％）	－	－	－	－	－	－
（うちフォールバック方式）	－	－	－	－	－	－
経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額		－	－	－	－	－
他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額（△）		－	－	－	－	－
標準的手法を適用するエクスポージャー別計	215,482,175	64,548,429	2,581,937	215,877,966	67,148,295	2,685,931
ＣＶＡリスク相当額÷８％	－	－	－	－	－	－
中央清算機関関連エクスポージャー	－	－	－	－	－	－
合計（信用リスク・アセットの額）	215,482,175	64,548,429	2,581,937	215,877,966	67,148,295	2,685,931

オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額 ＜基礎的手法＞	オペレーショナル・リスク相当額を８％で除して得た額	所要自己資本額	オペレーショナル・リスク相当額を８％で除して得た額	所要自己資本額
	a	ｂ＝a×４％	A	ｂ＝a×４％
	4,902,001	196,080	5,020,796	200,831
所要自己資本額計	リスク・アセット等（分母）計	所要自己資本額	リスク・アセット等（分母）計	所要自己資本額
	a	ｂ＝a×４％	A	ｂ＝a×４％
	69,450,431	2,778,017	72,169,091	2,886,763

注）１．「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額を原エクスポージャーの種類ごとに記載しています。

２．「エクスポージャー」とは、リスクに晒されている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。

３．「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から３カ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが150％になったエクスポージャーのことです。

４．「出資等」とは、出資等エクスポージャー、重要な出資のエクスポージャーが該当します。

５．「証券化（証券化エクスポージャー）」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引にかかるエクスポージャーのことです。

6．「経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるもの」とは、土地再評価差額金に係る経過措置によるリスク・アセットの額および調整項目にかかる経過措置によりなお従前の例によるものとしてリスク・アセットの額に算入したものが該当します。

7．「上記以外」には、未決済取引・その他の資産（固定資産等）・間接清算参加者向け・信用リスク削減手法として用いる保証またはクレジットデリバティブの免責額が含まれます。

8．当組合では、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたって、基礎的手法を採用しています。

＜オペレーショナル・リスク相当額を 8%で除して得た額の算出方法（基礎的手法）＞

$$\frac{\text{（粗利益（正の値の場合に限る）×15%）の直近 3 年間の合計額}}{\text{直近 3 年間のうち粗利益が正の値であった年数}} \div 8\%$$

●信用リスクに関する事項

（１）標準的手法に関する事項

当組合では自己資本比率算出にかかる信用リスク・アセット額は告示に定める標準的手法により算出しています。また、信用リスク・アセットの算出にあたって、リスク・ウェイトの判定に当たり使用する格付等は次のとおりです。

(ア) リスク・ウェイトの判定に当たり使用する格付けは、以下の適格格付機関による依頼格付けのみ使用し、非依頼格付は使用しないこととしています。

適格格付機関
株式会社格付投資情報センター（R&Ｉ）
株式会社日本格付研究所（ＪＣR）
ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク（Ｍｏｏｄｙ’ｓ）
Ｓ&Ｐグローバル・レーティング（S&P）
フィッチレーティングスリミテッド（Ｆｉｔｃｈ）

注)「リスク・ウェイト」とは、当該資産を保有するために必要な自己資本額を算出するための掛目のことです。

(イ) リスク・ウェイトの判定に当たり使用する適格格付機関の格付またはカントリー・リスク・スコアは、以下のとおりです。

エクスポージャー	適格格付機関	カントリー・リスク・スコア
金融機関向けエクスポージャー		日本貿易保険
法人等向けエクスポージャー(長期)	R&I, Moody’s, JCR, S&P, Fitch	
法人等向けエクスポージャー(短期)	R&I, Moody’s, JCR, S&P, Fitch	

（２）信用リスクに関するエクスポージャー（地域別、業種別、残存期間別）及び三月以上延滞エクポージャーの期末残高　（単位：千円）

		令和３年度				令和４年度			
		信用リスクに関するエクスポージャーの残高	うち貸出金等	うち債券	三月以上延滞エクスポージャー	信用リスクに関するエクスポージャーの残高	うち貸出金等	うち債券	三月以上延滞エクスポージャー
国内		214,301,369	33,047,352	24,216,663	18	214,139,483	35,980,452	25,858,786	－
国外		－	－	－	－	－	－	－	－
地域別残高計		214,301,369	33,047,352	24,216,663	18	214,139,483	35,980,452	25,858,786	－
法人	農業	265,492	265,492	－	－	247,237	247,237	－	－
	林業	－	－	－	－	－	－	－	－
	水産業	－	－	－	－	－	－	－	－
	製造業	1,709,407	－	1,699,613	－	1,909,861	－	1,900,067	－
	鉱業	－	－	－	－	－	－	－	－
	建設・不動産業	2,187,306	－	2,161,003	－	1,926,060	－	1,847,169	－
	電気・ガス・熱供給・水道業	1,715,661	－	1,703,469	－	1,813,795	－	1,804,023	－
	運輸・通信業	2,412,177	－	2,412,177	－	2,510,817	－	2,510,817	－
	金融・保険業	154,536,996	1,504,478	901,705	－	152,714,050	4,009,918	1,705,003	－
	卸売・小売・飲食・サービス業	319,036	13,248	300,793	－	800,007	12,373	782,639	－
	日本国政府・地方公共団体	19,914,773	4,876,872	15,037,901	－	19,022,386	3,713,322	15,309,064	－
	上記以外	402,578	96,666	－	－	420,456	102,735	－	－
個人		26,290,593	26,290,593	－	18	27,894,863	27,894,863	－	
その他		4,547,344	－	－	－	4,879,945	－	－	－
業種別残高計		214,301,369	33,047,352	24,216,663	18	214,139,483	35,980,452	25,858,786	
１年以下		144,896,000	545,911	－		137,837,683	431,708	200,079	
１年超３年以下		1,727,011	1,526,899	200,111		3,228,171	1,541,787	1,186,383	
３年超５年以下		1,984,293	1,276,578	707,714		4,042,231	2,636,647	1,405,583	
５年超７年以下		4,130,126	2,826,614	1,303,512		5,743,812	3,838,792	1,905,019	
７年超10年以下		6,453,854	3,618,523	2,835,330		4,814,501	2,479,529	2,334,971	
10年超		43,624,500	22,953,933	19,169,993		46,585,995	24,751,029	18,826,748	
期限の定めのないもの		11,485,582	298,891	－		11,887,089	300,957	－	
残存期間別残高計		214,301,369	33,047,352	24,216,663		214,139,483	35,980,452	25,858,786	

注）１．信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）並びにオフバランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。

２．「貸出金等」とは、貸出金のほか、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランスシート・エクスポージャーを含んでいます。「コミットメント」とは、契約した期間・融資枠の範囲内で、利用者の請求に基づき、金融機関が融資を実行する契約のことをいいます。「貸出金等」にはコミットメントの融資可能残額も含めています。

３．「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から３カ月以上延滞しているエクスポージャーをいいます。

４．「その他」には、ファンドのうち個々の資産の把握が困難な資産や固定資産等が該当します。

（３）貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

（単位：千円）

区　　分	令和３年度					令和４年度				
	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高
			目的使用	その他				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	1,499	1,640		1,499	1,640	1,640	123		1,640	123
（うち信用事業）	1,475	1,612		1,475	1,612	1,612	113		1,612	113
（うち購買事業）	24	28		24	28	28	10		28	10
（うち販売事業）	0	0		0	0	0	－		0	－
個別貸倒引当金	－	－	－	－	－	－	246	－	－	246
（うち信用事業）	－	－	－	－	－	－	246	－	－	246
（うち購買事業）	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－

（４）業種別の個別貸倒引当金の期末残高・期中の増減額及び貸出金償却の額

（単位：千円）

区　分		令和3年度						令和4年度					
		個別貸倒引当金					貸出金償却	個別貸倒引当金					貸出金償却
		期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高		期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高	
				目的使用	その他					目的使用	その他		
	国　内	276	267	－	276	267		267	506	－	267	506	
	国　外	－	－	－	－	－		－	－	－	－	－	
	地域別計	276	267	－	276	267		267	506	－	267	506	
法人	農業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
法人	林業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
法人	水産業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
法人	製造業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
法人	鉱業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
法人	建設・不動産業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
法人	電気・ガス・熱供給・水道業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
法人	運輸・通信業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
法人	金融・保険業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
法人	卸売・小売・飲食・サービス業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
法人	上記以外	276	267	－	276	267	－	267	260	－	267	260	－
	個　人	－	－	－	－	－	－	－	246	－	－	246	－
	業種別計	276	267	－	276	267	－	267	506	－	267	506	－

（5）信用リスク削減効果勘案後の残高及びリスク・ウェイト 1250%を適用する残高

（単位：千円）

		令和 3 年度			令和 4 年度		
		格付あり	格付なし	計	格付あり	格付なし	計
信用リスク削減効果勘案後残高	リスク・ウエイト 0%	－	21,784,588	21,784,588	－	20,838,461	20,838,461
	リスク・ウエイト 2%	－	－	－	－	－	－
	リスク・ウエイト 4%	－	－	－	－	－	－
	リスク・ウエイト 10%	－	6,017,784	6,017,784	－	5,818,384	5,818,384
	リスク・ウエイト 20%	501,346	147,735,831	148,237,178	1,504,406	150,679,713	152,184,120
	リスク・ウエイト 35%	－	18,681,650	18,681,650	－	9,332,691	9,332,691
	リスク・ウエイト 50%	6,016,134	－	6,016,134	8,298,553	－	8,298,553
	リスク・ウエイト 75%	－	555,728	555,728	－	1,386,786	1,386,786
	リスク・ウエイト 100%	501,294	5,908,925	6,410,219	2,507,413	7,179,068	9,686,482
	リスク・ウエイト 150%	－	18	18	－	－	－
	リスク・ウエイト 250%	－	6,598,066	6,598,066	－	6,594,003	6,594,003
	その他	－	－	－	－	－	－
リスク・ウエイト 1250%		－	－	－	－	－	—
計		7,018,775	207,282,594	214,301,369	12,310,373	201,829,109	214,139,483

注）1．信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。

2．「格付あり」にはエクスポージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用しているもの、「格付なし」にはエクスポージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用していないものを記載しています。なお、格付は適格格付機関による依頼格付のみ使用しています。

3．経過措置によってリスク・ウェイトを変更したエクスポージャーについては、経過措置適用後のリスク・ウェイトによって集計しています。また、経過措置によってリスク・アセットを算入したものについても集計の対象としています。

4．1250%には、非同時決済取引に係るもの、信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジットデリバティブの免責額に係るもの、重要な出資に係るエクスポージャーなどリスク・ウェイト 1250%を適用したエクスポージャーがあります。

●信用リスク削減手法に関する事項

（1）信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

「信用リスク削減手法」とは、自己資本比率算出における信用リスク・アセット額の算出において、エクスポージャーに対して一定の要件を満たす担保や保証等が設定されている場合に、エクスポージャーのリスク・ウェイトに代えて、担保や保証人に対するリスク・ウェイトを適用するなど信用リスク・アセット額を軽減する方法です。

当組合では、信用リスク削減手法を「自己資本比率算出要領」にて定めています。

信用リスク削減手法として、「適格金融資産担保」、「保証」、「貸出金と自組合貯金の相殺」を適用しています。

適格金融資産担保付取引とは、エクスポージャーの信用リスクの全部または一部が、取引相手または取引相手のために第三者が提供する適格金融資産担保によって削減されている取引をいいます。当組合では、適格金融資産担保取引について信用リスク削減手法の簡便手法を用いています。

保証については、被保証債権の債務者よりも低いリスク・ウェイトが適用される中央政府等、本邦地方公共団体、地方公共団体金融機構、我が国の政府関係機関、外国の中央政府以外の公共部門、国際開発銀行、及び金融機関または第一種金融商品取引業者、これら以外の主体で長期格付がA-またはA3以上の格付を付与しているものを適格保証人とし、エクスポージャーのうち適格保証人に保証された被保証部分について、被保証債権のリスク・ウェイトに代えて、保証人のリスク・ウェイトを適用しています。

ただし、証券化エクスポージャーについては、これら以外の主体で保証提供時に長期格付がA-またはA3以上で、算定基準日に長期格付がBBB-またはBaa3以上の格付を付与しているものを適格保証人とし、エクスポージャーのうち適格保証人に保証された被保証部分について、被保証債権のリスク・ウェイトに代えて、保証人のリスク・ウェイトを適用しています。

貸出金と自組合貯金の相殺については、①取引相手の債務超過、破産手続開始の決定その他これらに類する事由にかかわらず、貸出金と自組合貯金の相殺が法的に有効であることを示す十分な根拠を有していること、②同一の取引相手との間で相殺契約下にある貸出金と自組合貯金をいずれの時点においても特定することができること、③自組合貯金が継続されないリスクが監視及び管理されていること、④貸出金と自組合貯金の相殺後の額が、監視および管理されていること、の条件をすべて満たす場合に、相殺契約下にある貸出金と自組合貯金の相殺後の額を信用リスク削減手法適用後のエクスポージャー額としています。

担保に関する評価及び管理方針は、一定のルールのもと定期的に担保確認及び評価の見直しを行っています。なお、主要な担保の種類は自組合貯金です。

（２）信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額

（単位：千円）

区　分	令和３年度		令和４年度	
	適格金融資産担保	保証	適格金融資産担保	保証
地方公共団体金融機構向け	－	－	－	－
我が国の政府関係機関向け	－	－	－	－
地方三公社向け	－	701,997	－	701,871
金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け	－	－	－	－
法人等向け	－	－	－	－
中小企業等向け及び個人向け	6,740	－	4,740	792,182
抵当権付住宅ローン	－	－	－	3,369,136
不動産取得等事業向け	36,600	－	37,000	－
三月以上延滞等	－	－	－	－
証券化	－	－	－	－
中央清算機関関連	－	－	－	－
上記以外	20,900	－	－	5,322,382
合　計	64,240	701,997	41,740	10,185,572

注）１.「エクスポージャー」とは、リスクに晒されている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、主なものとしては貸出金や有価証券等が該当します。

２.「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から３カ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが 150%になったエクスポージャーのことです。

３.「証券化（証券化エクスポージャー）」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引にかかるエクスポージャーのことです。

４.「上記以外」には、現金・外国の中央政府及び中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産（固定資産等）が含まれます。

●派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

該当する取引はありません。

●証券化エクスポージャーに関する事項

該当する取引はありません。

●出資その他これに類するエクスポージャーに関する事項

（１）出資その他これに類するエクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要

「出資その他これに類するエクスポージャー」とは、主に貸借対照表上の有価証券勘定及び外部出資勘定の株式又は出資として計上されているものであり、当組合においては、これらを①子会社および関連会社株式、②その他有価証券、③系統および系統外出資に区分して管理しています。

①子会社および関連会社については、経営上も密接な連携を図ることにより、当組合の事業のより効率的運営を目的として、株式を保有しています。これらの会社の経営については毎期の決算書類の分析の他、毎月定期的な連絡会議を行う等適切な業況把握に努めています。

②その他の有価証券については中長期的な運用目的で保有するものであり、適切な市場リスクの把握およびコントロールに努めています。具体的には、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及びポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会で運用方針を定めるとともに経営層で構成するALM委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は理事会で決定した運用方針及びALM委員会で決定された取引方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引については企画管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

③系統出資については、会員としての総会等への参画を通じた経営概況の監督に加え、日常的な協議を通じた連合会等の財務健全化を求めており、系統外出資についても同様の対応を行っています。

なお、これらの出資その他これに類するエクスポージャーの評価等については、①子会社および関連会社については、取得原価を記載し、毀損の状況に応じて子会社等損失引当金を、②その他有価証券については時価評価を行った上で、取得原価との評価差額については、「その他有価証券評価差額金」として純資産の部に計上しています。③系統および系統外出資については、取得原価を記載し、毀損の状況に応じて外部出資等損失引当金を設定しています。また、評価等重要な会計方針の変更等があれば、注記表にその旨記載することとしています。

（２）**出資その他これに類するエクスポージャーの貸借対照表計上額及び時価**

（単位：千円）

	令和３年度		令和４年度	
	貸借対照表計上額	時価評価額	貸借対照表計上額	時価評価額
上　場	31,972	31,972	39,276	39,276
非上場	6,556,639	6,556,639	6,556,639	6,556,639
合　計	6,588,611	6,588,611	6,595,915	6,595,915

注)「時価評価額」は、時価のあるものは時価、時価のないものは貸借対照表額の合計額です。

（３）出資その他これに類するエクスポージャーの売却及び償却に伴う損益

（単位：千円）

令和３年度			令和４年度		
売却益	売却損	償却額	売却益	売却損	償却額
－	－	－	932	－	－

（４）貸借対照表で認識され、損益計算書で認識されない評価損益の額（保有目的区分をその他有価証券としている株式・出資の評価損益等）

（単位：千円）

令和３年度		令和４年度	
評価益	評価損	評価益	評価損
766	626	5,263	262

（５）貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額（子会社・関連会社株式の評価損益等）

該当はありません。

●リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

（単位：千円）

	令和３年度	令和４年度
ルックスルー方式を適用するエクスポージャー	1,180,805	1,738,482
マンデート方式を適用するエクスポージャー	－	－
蓋然性方式（250%）を適用するエクスポージャー	－	－
蓋然性方式（400%）を適用するエクスポージャー	－	－
フォールバック方式（1250%）を適用するエクスポージャー	－	－

●金利リスクに関する事項

（１）金利リスクの算定手法の概要

金利リスクとは、金利変動に伴い損失を被るリスクで、資産と負債の金利又は期間のミスマッチが存在する中で金利が変動することにより、利益が減少ないし損失を被るリスクをいいます。

当組合では、金利リスク量を計算する際の基本的な事項を「金利リスク量計算要領」に、またリスク情報の管理・報告にかかる事項を「余裕金運用等にかかるリスク管理手続」に定め、適切なリスクコントロールに努めています。具体的な金利リスク管理方針および手続については以下のとおりです。

◇リスク管理の方針および手続の概要

・リスク管理および計測の対象とする金利リスクの考え方および範囲に関する説明

当組合では、金利リスクを重要なリスクの一つとして認識し、適切な管理体制のもとで他の市場リスクと一体的に管理をしています。金利リスクのうち銀行勘定の金利リスク(IRRBB)については、個別の管理指標の設定やモニタリング体制の整備などにより厳正な管理に努めています。

・リスク管理およびリスクの削減の方針に関する説明

当組合は、ALM 委員会のもと、自己資本に対する IRRBB の比率の管理や収支シミュレーションの分析などを行いリスク削減に努めています。

・金利リスク計測の頻度

毎月末を基準日として、月次で IRRBB を計測しています。

◇金利リスクの算定手法の概要

・当組合では、経済価値ベースの金利リスク量（⊿EVE）については、金利感応ポジションにかかる基準日時点のイールドカーブに基づき計算されたネット現在価値と、標準的な金利ショックを与えたイールドカーブに基づき計算されたネット現在価値の差により算出しており、金利ショックの幅は、上方パラレルシフト、下方パラレルシフト、スティープ化の 3 シナリオによる金利ショック（通貨ごとに異なるショック幅）を適用しております。

・流動性貯金に割り当てられた金利改定の平均満期

流動性貯金に割り当てられた金利改定の平均満期は 2.92 年です。

・流動性貯金に割り当てられた最長の金利改定満期

流動性貯金に割り当てられた最長の金利改定満期は 5 年です。

・流動性貯金への満期の割り当て方法(コア貯金モデル等)およびその前提

流動性貯金への満期の割り当て方法については、金融庁が定める保守的な前提を採用しています。

・固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約に関する前提

固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約について考慮していません。

・複数の通貨の集計方法およびその前提

通貨別に算出した金利リスクの正値を合算しています。通貨間の相関等は考慮していません。

・スプレッドに関する前提(計算にあたって割引金利やキャッシュ・フローに含めるかどうか)

一定の前提を置いたスプレッドを考慮してキャッシュ・フローを展開しています。なお、当該スプレッドは金利変動ショックの設定上は不変としています。

・内部モデルの使用等、⊿EVE および⊿NII に重大な影響を及ぼすその他の前提

内部モデルは使用しておりません。

・計測値の解釈や重要性に関するその他の説明

該当ありません。

（２）金利リスクに関する事項

（単位：百万円）

IRRBB１：金利リスク					
項番		⊿EVE		⊿NII	
		当期末	前期末	当期末	前期末
1	上方パラレルシフト	3,055	2,935	72	26
2	下方パラレルシフト	0	0	0	0
3	スティープ化	2,875	2,828		
4	フラット化	0	0		
5	短期金利上昇	39	0		
6	短期金利低下	0	0		
7	最大値	3,055	2,935	72	26
		当期末		前期末	
8	自己資本の額	10,057		9,638	

18. 連結グループ（組合及び子会社）の概況

●連結グループの概況

津安芸農業協同組合のグループは、当組合及び子会社１社で構成されています。

このうち、当年度及び前年度において連結自己資本比率を算出する対象となる連結子会社は１社です。なお、連結自己資本比率を算出する対象となる連結グループと、連結財務諸表規則に基づき連結の範囲に含まれる会社に、相違はありません。

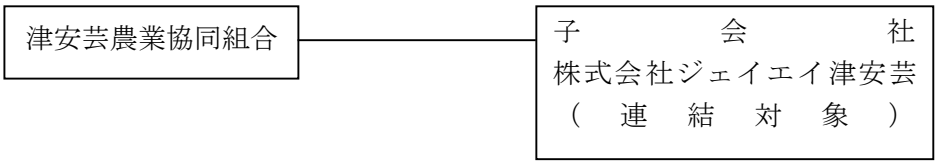

●子会社の状況

名称	株式会社ジェイエイ津安芸
主たる事務所の所在地	津市一色町 211
資本金	30,000 千円
事業の内容	造園・土木･建築工事及び農作業の請負業務等
設立年月日	平成 6 年 12 月 15 日
組合議決権保有割合	100%
組合グループ議決権保有割合	該当なし

注）「組合グループ議決権保有割合」は、当該会社に対する組合を除く組合の子会社等の議決権保有割合です。

19. 直近の事業年度における連結事業の概況

●連結事業概況（令和 4 年度）

（１）事業の概況

令和 4 年度の当組合の連結決算は、子会社 1 社（株式会社ジェイエイ津安芸）を連結しています。連結決算の内容は、経常利益で 649,125 千円、当期剰余金で 483,501 千円となりました。

（２）連結子会社の事業概況

株式会社ジェイエイ津安芸

当社は、造園・土木・建築工事及び農作業請負事業を営み、売上高は 499 百万円を計上し、当期剰余金は 29 百万円となりました。

20. 直近の5連結事業年度における主要な業務の状況を示す指標

●主要な経営指標等の推移

（単位：百万円、%）

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
連結経常収益		6,486	5,660	5,663	5,107	4,885
	信用事業収益	2,277	2,002	2,064	1,968	1,937
	共済事業収益	1,050	906	942	896	734
	農業関連事業収益	1,487	1,347	1,395	1,213	1,223
	その他事業収益	1,670	1,403	1,261	1,028	991
連結経常利益		550	397	440	491	649
連結当期利益		207	278	325	342	483
連結純資産額		10,439	10,585	10,758	10,821	10,558
連結総資産額		210,333	211,398	213,958	215,758	215,719
連結自己資本比率		14.55%	14.69%	14.87%	14.63%	14.77%

（注）「連結自己資本比率」は、「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」（平成18年金融庁・農水省告示第2号）に基づき算出しております。

21. 直近の２連結事業年度における財産の状況

●連結貸借対照表

（単位：千円）

資産の部	令和３年度	令和４年度	負債・純資産の部	令和３年度	令和４年度
1 信用事業資産	205,831,795	205,176,325	1 信用事業負債	202,524,040	203,032,692
(1)現金	667,184	704,303	(1)貯金	201,871,997	202,510,847
(2)預金	145,848,600	140,705,742	(2)借入金	5,226	－
(3)金銭の信託	129,024	266,373	(3)その他の信用事業負債	646,816	521,844
(4)有価証券	25,747,542	27,091,573	2 共済事業負債	765,462	649,288
(5)貸出金	33,030,264	35,956,741	(1)共済資金	500,519	389.708
(6)その他の信用事業資産	410,792	451,950	(2)その他の共済事業負債	264,943	259,580
(7)貸倒引当金	▲1,612	▲359	3 経済事業負債	328,851	307,576
2 共済事業資産	11,744	6,093	(1)支払手形及び経済事業未払金	290,401	276,986
(1)その他の共済事業資産	11,744	6,093	(2)その他の経済事業負債	38,449	30,590
3 経済事業資産	1,056,508	1,009,995	4 雑負債	331,771	326,898
(1)受取手形及び経済事業未収金	710,111	628,024	(1)未払法人税等	67,458	129,819
(2)棚卸資産	228,352	235,394	(2)資産除去債務	30,031	30,115
(3)その他の経済事業資産	119,349	147,119	(3)その他の負債	234,282	166,964
(4)貸倒引当金	▲1,304	▲541	5 諸引当金	977,940	844,588
4 雑資産	249,822	263,434	(1)賞与引当金	148,129	154,550
5 固定資産	1,947,513	2,353,612	(2)退職給付に係る負債	651,602	569,667
(1)有形固定資産	1,945,532	2,351,816	(3)役員退職慰労引当金	7,829	4,866
建物	3,431,484	3,436,998	(4)特例業務負担金引当金	170,380	115,504
構築物	582,816	582,760	6 繰延税金負債	8,322	－
機械装置	1,089,173	1,101,197	**負債の部合計**	204,936,390	205,161,045
土地	896,474	896,059	1 組合員資本	10,285,010	10,736,044
建設仮勘定	2,750	507,305	(1)出資金	2,518,272	2,513,399
その他の有形固定資産	361,293	364,594	(2)利益剰余金	7,820,689	8,255,087
減価償却累計額	▲4,418,458	▲4,537,099	(3)処分未済持分	▲53,951	▲32,442
(2)無形固定資産	1,980	1,795	2 評価・換算差額等	536,922	▲177,796
その他の無形固定資産	1,980	1,795	(1)その他有価証券評価差額金	514,915	▲218,631
6 外部出資	6,526,371	6,526,379	(2)退職給付に係る調整累計額	22,007	40,835
(1)外部出資	6,526,639	6,526,639	**純資産の部合計**	10,821,933	10,558,247
(2)外部出資等損失引当金	▲267	▲260			
7 繰延税金資産	134,567	383,451			
資産の部合計	215,758,323	215,719,292	**負債及び純資産の部合計**	215,758,323	215,719,292

●連結損益計算書

（単位：千円）

科　目	令和３年度	令和４年度
1 事業総利益	2,860,826	2,871,842
(1)信用事業収益	1,609,014	1,684,957
資金運用収益	1,471,669	1,536,775
(うち預金利息)	(961,726)	(938,782)
(うち有価証券利息)	(183,416)	(243,722)
(うち貸出金利息)	(290,207)	(317,924)
(うちその他受入利息)	(36,319)	(36,346)
役務取引等収益	49,011	48,982
その他事業直接収益	45,043	15,697
その他経常収益	43,290	83,500
(2)信用事業費用	182,478	181,442
資金調達費用	52,897	45,882
(うち貯金利息)	(48,065)	(40,954)
(うち給付補填備金繰入)	(1,904)	(1,426)
(うち借入金利息)	(145)	(56)
(うちその他支払利息)	(2,781)	(3,444)
役務取引等費用	14,996	14,779
その他経常費用	114,584	120,780
(うち貸出金償却)	(－)	(－)
(うち貸倒引当金繰入額)	(137)	(－)
信用事業総利益	1,426,535	1,503,514
(3)共済事業収益	734,111	639,115
共済付加収入	677,303	594,781
共済その他手数料	50,628	38,034
保険代理店手数料	5,963	5,861
その他の収益	216	438
(4)共済事業費用	22,236	23,309
共済推進費及び共済保全費	12,264	10,474
その他の費用	9,971	12,834
共済事業総利益	711,875	615,806
(5)購買事業収益	2,443,818	2,206,921
購買品供給高	2,284,004	2,041,969
購買手数料	76,155	71,953
その他の収益	83,658	92,998
(6)購買事業費用	1,897,464	1,652,896
購買品供給原価	1,865,611	1,621,529
その他の費用	31,853	31,366
購買事業総利益	546,353	554,025
(7)販売事業収益	102,697	120,931
販売品販売高	37,942	61,050
販売手数料	53,057	52,728
その他の収益	11,698	7,152
(8)販売事業費用	40,910	61,292
販売品販売原価	29,362	52,509
その他の費用	11,547	8,783
販売事業総利益	61,787	59,638
(9)その他事業収益	218,137	234,050
(10)その他事業費用	103,862	95,193
その他事業総利益	114,274	138,856
2 事業管理費	2,499,045	2,311,683
(1)人件費	1,781,790	1,570,979
(2)その他事業管理費	717,254	740,703

科　目	令和３年度	令和４年度
事業利益	361,780	560,158
3 事業外収益	133,888	92,048
(1)受取雑利息	－	－
(2)受取出資配当金	79,353	66,335
(3)その他の事業外収益	54,534	25,713
4 事業外費用	4,369	3,082
(1)その他の事業外費用	4,369	3,082
経常利益	491,299	649,125
5 特別利益	442	2,357
(1)固定資産処分益	442	2,357
(2)その他の特別利益	－	－
6 特別損失	29,968	1,686
(1)固定資産処分損	3,941	1,237
(2)減損損失	26,026	449
(3)その他の特別損失	－	－
税金等調整前当期利益	461,772	649,796
法人税、住民税及び事業税	98,880	153,216
法人税等調整額	20,493	13,078
法人税等合計	119,373	166,295
当期利益	342,398	483,501
当期剰余金	342,398	483,501

●連結キャッシュ･フロー計算書

（単位：千円）

科目	令和３年度	令和４年度
1　事業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期利益	461,772	649,796
減価償却費	161,319	151,965
減損損失	26,026	449
貸倒引当金の増減額　(▲は減少)	▲170	▲2,015
外部出資等損失引当金の増減額　(▲は減少)	▲9	▲7
賞与引当金の増減額　(▲は減少)	▲8,543	6,421
退職給付引当金の増減額　(▲は減少)	▲65,210	▲55,986
役員退職慰労引当金の増減額　(▲は減少)	▲1,234	▲2,963
特例業務負担金引当金の増減額（▲は減少）	▲20,919	－
その他引当金の増減額（▲は減少）	－	▲54,876
信用事業資金運用収益	▲1,485,234	▲1,543,847
信用事業資金調達費用	52,897	45,882
受取雑利息及び受取出資配当金	▲79,353	▲66,335
有価証券関係損益　(▲は益)	▲33,075	▲9,558
固定資産売却損益　(▲は益)	3,499	▲1,120
その他の損益　(▲は益)	92,097	75,274
(信用事業活動による資産及び負債の増減)		
貸出金の純増(▲)減	▲961,571	▲2,926,476
預金の純増(▲)減	500,000	5,000,000
貯金の純増減(▲)	1,812,514	643,717
信用事業借入金の純増減(▲)	▲5,227	▲5,226
その他の信用事業資産の純増(▲)減	▲21,829	▲35,354
その他の信用事業負債の純増減(▲)	151,791	▲124,971
(共済事業活動による資産及び負債の増減)		
共済資金の純増減(▲)	52,383	▲110,811
未経過共済付加収入の純増減(▲)	▲9,834	▲4,871
その他の共済事業資産の純増減(▲)	2,854	5,650
その他の共済事業負債の純増減(▲)	91	▲491

科目	令和３年度	令和４年度
（経済事業活動による資産及び負債の増減）		
受取手形及び経済事業未収金の純増(▲)減	▲24,303	82,086
経済受託債権の純増(▲)減	▲113	▲14,281
棚卸資産の純増(▲)減	93,847	▲7,042
支払手形及び経済事業未払金の純増減(▲)	▲19,744	▲13,415
経済受託債務の純増減(▲)	14,264	▲11,212
その他の経済事業資産の純増(▲)減	2,401	▲13,487
その他の経済事業負債の純増減(▲)	▲2,510	3,353
（その他の資産及び負債の増減）		
その他の資産の純増(▲)減	29,616	▲13,612
その他の負債の純増減(▲)	▲133,916	▲39,148
未収消費税等還付金の純増(▲)減	16,326	－
未払消費税等の純増減(▲)	25,825	▲17,836
信用事業資金運用による収入	1,481,380	1,540,290
信用事業資金調達による支出	▲57,583	▲52,995
事業の利用分量に対する配当金の支払額	▲13,528	▲12,670
小　　計	2,036,997	3,064,269
雑利息及び出資配当金の受取額	79,353	66,335
法人税等の支払額	▲210,960	▲166,338
事業活動によるキャッシュ・フロー	1,905,390	2,964,266
２　投資活動によるキャッシュ・フロー		
有価証券の取得による支出	▲4,918,028	▲3,611,221
有価証券の売却による収入	1,798,209	730,675
有価証券の償還による収入	510,806	531,152
金銭の信託の増加による支出	▲127,769	▲133,380
固定資産の取得による支出	▲124,674	▲617,123
固定資産の処分による収入	63,048	60,022
投資活動によるキャッシュ・フロー	▲2,798,408	▲3,039,875
３　財務活動によるキャッシュ・フロー		
出資の増額による収入	192,083	120,022
出資の払戻しによる支出	▲139,025	▲113,718
持分の取得による支出	▲23,725	▲53,951
持分の譲渡による収入	23,725	53,951
出資配当金の支払額	▲35,695	▲36,433
財務活動によるキャッシュ・フロー	17,362	30,129
４　現金及び現金同等物の増加額（又は減少額）	▲875,655	▲105,738
５　現金及び現金同等物の期首残高	3,391,340	2,515,684
６　現金及び現金同等物の期末残高	2,515,684	2,409,945

●連結注記表等

＜令和３年度＞

○連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記

１．連結の範囲に関する事項

・連結される子会社・・・・・１社　　株式会社ジェイエイ津安芸

非連結子会社はいずれも小規模であり、その総資産、売上高、当期純損益の額のうち持分に見合う額、剰余金のうち持分に見合う額および負債の額のうち持分に見合う額に組合からの当該会社への出資金を加えた額からみて連結から除いても連結財務諸表に重要な影響を与えないため、連結の対象から除いています。

２．連結される子会社の事業年度等に関する事項

・連結される子会社の決算日は次のとおりです。

３月末日　　１社

・連結されるすべての子会社の事業年度末は、連結決算日と一致しています。

３．剰余金処分項目等の取扱に関する事項

連結剰余金計算書は、連結会計期間において確定した利益処分に基づいて作成しています。

４．連結キャッシュ・フロー計算書における現金及び現金同等物の範囲

・現金及び現金同等物の資金の範囲

連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、連結貸借対照表上の「現金」及び「預金」のうち、「現金」及び「預金」の中の当座預金、普通預金及び通知預金となっています。

・現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に記載されている科目の金額との関係

（単位：千円）

現金及び預金勘定	146,515,784
別段預金、定期性預金及び譲渡性預金	144,000,100
現金及び現金同等物	2,515,684

○重要な会計方針に係る事項に関する注記

１．有価証券（株式形態の外部出資を含む）の評価基準及び評価方法

（１）子会社株式・・・移動平均法による原価法

（２）その他有価証券

①時価のあるもの・・・期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法、売却原価は移動平均法）

②時価のないもの・・・移動平均法による原価法

２．金銭の信託の評価基準及び評価方法

金銭の信託（合同運用を除く。）において信託財産を構成している有価証券の評価基準及び評価方法は、上記１の有価証券と同様の方法によっており、信託の契約単位ごとに期末の信託財産構成物である資産及び負債の評価額の合計額をもって貸借対照表に計上しています。

３．棚卸資産の評価基準及び評価方法

（１）購買品・・・総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切り下げの方法）

（２）その他の棚卸資産（原材料・貯蔵品）・・・最終仕入原価法（収益性の低下による簿価切り下げの方法）

４．固定資産の減価償却の方法

（１）有形固定資産（リース資産を除く）については定率法（ただし、平成10年４月１日以降に取得した建物（附属設備は除く）並びに平成28年４月１日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用しています。なお、耐用年数及び残存価額は、法人税法に規定する方法と同一の方法によっています。また、取得価格10万円以上20万円未満の一括減価償却資産については、法人税法の規定に基づき、３年間で均等償却を行っています。

（２）　無形固定資産（リース資産を除く）については定額法を採用しています。なお、自組合利用ソフトウェアについては、当組合における利用可能期間（５年）での定額法により償却しています。

5．引当金の計上基準

（1）貸倒引当金は、あらかじめ定めている資産査定要領、経理規程及び資産の償却・引当基準に則り、次のとおり計上しています。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。

破綻懸念先に対する債権のうち債権の元本の回収に係るキャッシュ・フローを合理的に見積ることができる債権については、当該キャッシュ・フローと債権の帳簿価額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込を控除した残額との差額を引き当てています。

なお、1,000 万円以下の破綻懸念先に対する債権については、3 年間の貸倒実績率の過去 3 算定期間の平均値に基づき算出した金額を計上しています。

上記以外の債権のうち正常先およびその他の要注意先に対する債権ついては、1 年間の貸倒実績率の過去 3 算定期間の平均値に基づき算出した金額を計上しています。また、要管理先に対する債権ついては、3 年間の貸倒実績率の過去 3 算定期間の平均値に基づき算出した金額を計上しています。

すべての債権は、資産査定要領に基づき、資産査定部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

（2）賞与引当金は、職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当事業年度負担分を計上しています。

（3）退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しています。

①退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっています。

②数理計算上の差異及び会計基準変更時差異の費用処理方法

数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における職員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10 年）による定額法により按分した額を、発生した事業年度から費用処理することとしています。

（4）役員退職慰労引当金は、役員の退職慰労金の支給に備えるため、役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しています。

（5）外部出資等損失引当金は、当組合の外部出資先への出資に係る損失に備えるため、出資形態が株式のものについては有価証券の評価と同様の方法により、株式以外のものについては貸出債権と同様の方法により、必要と認められる額を計上しています。

（6）特例業務負担金引当金は、特例業務負担金の拠出に備えるため、当事業年度末において将来発生すると見込まれる額を計上しています。

6．収益及び費用の計上基準

収益認識にかかる計上基準

当組合は、「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第 29 号 2020 年 3 月 31 日改正）及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第 30 号 2021 年 3 月 26 日改正）を適用しており、約束した財又はサービスの支配が利用者等に移転した時点で、もしくは、移転するにつれて当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。

主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりであります。

① 購買事業

農業生産に必要な資材と生活に必要な物資を共同購入し、組合員に供給する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、購買品を引き渡す義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、購買品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

② 販売事業

組合員が生産した農産物を当組合が集荷して共同で業者等に販売する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、販売品を引き渡す義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

③　保管事業

組合員が生産した米・麦・大豆等の農産物を保管・管理する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、農産物の保管期間にわたって充足することから、当該サービスの進捗度に応じて収益を認識しております。

④　利用事業

カントリーエレベーター・ライスセンター・育苗センター等の施設を設置して、共同で利用する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、各種施設の利用が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

⑤　福祉事業

高齢者生活支援事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、サービスの提供時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

⑥　指導事業

組合員の営農や生活にかかる各種相談・研修・経理サービスを提供する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、主にサービスの提供が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

７．消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式を採用しています。ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等は雑資産に計上し、5年間で均等償却を行っています。

８．計算書類等に記載した金額の端数処理の方法

記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しており、金額千円未満の科目については「 0 」で表示をしています。

９．その他計算書類等の作成のための基本となる重要な事項

（１）事業別収益・事業別費用の内部取引の処理方法について

当組合は、事業別の収益及び費用について、事業間取引の相殺表示を行っております。

また、損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合法施行規則にしたがい、各事業間の内部損益を除去した額を記載しております。

（２）当組合が代理人として関与する取引の損益計算書の表示について

購買事業収益のうち、当組合が代理人として購買品の供給に関与している場合には、純額で収益を認識して、購買手数料として表示しております。

○会計方針の変更に関する注記

１．当組合は、「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号2021年3月26日）を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が利用者等に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。

収益認識会計基準等の適用による主な変更点は以下のとおりです。

（１）代理人取引に係る収益認識

財又はサービスを利用者等に移転する前に支配していない場合、すなわち、利用者等に代わって調達の手配を代理人として行う取引については、従来は、利用者等から受け取る対価の総額を収益として認識しておりましたが、利用者等から受け取る額から受入先（仕入先）に支払う額を控除した純額で収益を認識する方法に変更しております。

この結果、当事業年度の購買事業収益が400,817千円及び購買事業費用が400,817千円減少しております。これにより、事業収益及び事業費用が400,817千円減少しております。

２．「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年7月4日）第44-２項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。これによる当事業年度の計算書類への影響はありません。

○会計上の見積りに関する注記

１．固定資産の減損

（１）当事業年度の計算書類に計上した金額

減損損失　26,026 千円

（２）会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

資産グループに減損の兆候が存在する場合には、当該資産グループの割引前将来キャッシュ・フローと帳簿価額を比較することにより、当該資産グループについての減損の要否の判定を実施しています。当該資産グループの割引前将来キャッシュ・フローが帳簿価格を下回る場合には、帳簿価額を回収可能価額まで減額しています。減損の要否に係る判定単位であるキャッシュ・フロー生成単位については、他の資産または資産グループのキャッシュ・インフローから概ね独立したキャッシュ・インフローを生成させるものとして識別される資産グループの最小単位としております。

固定資産の減損の要否判定において、将来キャッシュ・フローについては、令和４年３月に作成した場所別損益計画を基礎として算出しており、当該計画以降の将来キャッシュ・フローや、割引率等については、一定の仮定を設定して算出しております。

これらの仮定は将来の不確実な経営環境及び組合の経営状況の影響を受け、翌事業年度以降の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

○賃借対照表に関する注記

１．固定資産の圧縮記帳額

有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額は 2,071,606 千円であり、その内訳は、次のとおりです。

（単位：千円）

種　類	圧縮額
土地	30,026
建物	871,308
構築物	253,767
機械装置	814,478
車両運搬具	11,927
工具器具備品	90,097

２．リース契約により使用する重要な固定資産（資産の部に計上したものを除く）

貸借対照表上に計上した固定資産の他、リースにより使用している重要な資産として、車両、グリーンシステム、共済端末システム一式、ＡＴＭ機、ハンディーターミナル等があります。

３．担保に供している資産

以下の資産は津市水道事業収納事務取扱の担保に供しています。

（単位：千円）

種　類	金　額
定期預金	100

上記のほか、為替決済の取引の担保として、定期預金 10,000,000 千円を設定しています。

４．債権のうち農業協同組合法施行規則第 204 条第１項第１号ホ（２）（ｉ）から（ⅳ）までに掲げるものの額及びその合計額

債権のうち、破産更生債権及びこれらに準ずる債権額はありません。危険債権額は 124,657 千円です。

なお、破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。

また、危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないものの、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権（破産更生債権及びこれらに準ずる債権を除く。）です。

債権のうち、三月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額はありません。
なお、三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権及び危険債権に該当しないものです。
また、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払い猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権及び三月以上延滞債権に該当しないものです。
なお、上記に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。

○損益計算書に関する注記

1．減損会計に関する事項
（1）資産をグループ化した方法の概要及び減損損失を認識した資産又は資産グループの概要
当組合では、投資の意思決定を行う単位としてグルーピングを実施した結果、営業店舗については、信用共済事業は地理的に区分した７つの地区の支店ごとに、給油所・葬祭センター・グリーンセンター・直売所は事業所ごとに、また、業務外固定資産（遊休資産と賃貸固定資産）については、各固定資産をグルーピングの最小単位としています。
本店については、独立したキャッシュ・フローを産み出さないものの、他の資産グループのキャッシュ・フローの生成に寄与していることから、共用資産と認識しております。カントリーエレベーター、農機センター等をはじめとする農業関連事業施設については、農業者のために事業を行う組合の基盤となるものであることや、組合員による組合の事業利用を促進するものであることから、組合の複数の資産又は資産グループの将来キャッシュ・フローの生成に寄与するため、共用資産として認識しております。
一部の農業関連事業施設（育苗センター・ライスセンター）及び営農センターについては、各エリアの組合員のＪＡの事業利用を促進することで、各エリアの一般資産のキャッシュ・フローの生成に寄与していると考えられるため、地理的に区分したエリアごとの共用資産と認識しております。

当期に減損損失を計上した固定資産は、以下の通りです。

場　所	用　途	種　類	その他
美里支店	営業用店舗	土地、建物、構築物及び工具器具	－
美里営農センター	共用資産	土地、建物及び構築物	－
辰水ライスセンター	共用資産	土地、建物及び構築物	－
旧片田支店	遊休	建物	業務外固定資産
旧山室店	遊休	土地	業務外固定資産
旧辰水支店	遊休	土地、建物及び工具器具	業務外固定資産
旧安西支店	遊休	土地及び建物	業務外固定資産
旧明支店	遊休	土地及び建物	業務外固定資産
旧河芸中央支店	遊休	土地	業務外固定資産

（2）減損損失の認識に至った経緯
美里支店については当該店舗の事業利益が２期連続赤字であると同時に、短期的に業績の回復が見込まれないことから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当期減少額を減損損失として認識しました。
美里営農センター及び辰水ライスセンターについては共用資産グループ全体での割引前キャッシュ・フローによる減損の判定が赤字であると同時に、短期的に業績の回復が見込まれないことから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当期減少額を減損損失として認識しました。
さらに、旧片田支店、旧山室店、旧辰水支店、旧安西支店、旧明支店及び旧河芸中央支店の資産は遊休資産とされ早期処分対象であることから、処分可能価額で評価しその差額を減損損失として認識しました。

（３）減損損失の金額について、特別損失に計上した金額と主な固定資産の種類毎の減損損失の内訳

美里支店	2,404 千円	（土地 853 千円、建物 1,171 千円、構築物 144 千円、工具器具 235 千円）
美里営農センター	8,832 千円	（土地 3,322 千円、建物 5,461 千円、構築物 48 千円）
辰水ライスセンター	4,490 千円	（土地 3,050 千円、建物 1,292 千円、構築物 146 千円）
旧片田支店	1,592 千円	（建物 1,592 千円）
旧山室店	2,273 千円	（土地 2,273 千円）
旧辰水支店	542 千円	（土地 463 千円、建物 16 千円、工具器具 61 千円）
旧安西支店	746 千円	（土地 55 千円、建物 690 千円）
旧明支店	43 千円	（土地 9 千円、建物 33 千円）
旧河芸中央支店	5,102 千円	（土地 5,102 千円）
合計	26,026 千円	（土地 15,131 千円、建物 10,257 千円、構築物 340 千円、工具器具 297 千円）

（４）回収可能価額の算定方法

回収可能価額は正味売却可能価額を採用しており、その時価は津市の固定資産税評価額に基づき算定しております。

２．棚卸資産の収益性低下に伴う薄価切下額

購買品供給原価には、収益性の低下に伴う薄価切下げにより、9,923 千円の棚卸評価損が含まれています。

○金融商品に関する注記

１．金融商品の状況に関する事項

（１）金融商品に対する取組方針

当組合は農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域内の企業や団体などへ貸付け、残った余裕金を三重県信用農業協同組合連合会へ預けているほか、国債や地方債などの債券、投資信託、株式等の有価証券による運用を行っています。

（２）金融商品の内容及びそのリスク

当組合が保有する金融資産は、主として当組合管内の組合員等に対する貸出金及び有価証券であり、貸出金は、組合員等の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。また、有価証券は、主に債券、投資信託であり、純投資目的(その他有価証券)で保有しています。

これらは発行体の信用リスク、金利の変動リスク及び市場価格の変動リスクに晒されています。

（３）金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスクの管理

当組合は、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本店にリスク統括課を設置し各支店との連携を図りながら、与信審査を行っています。

審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「資産の償却・引当基準」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

②市場リスクの管理

当組合では、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したＡＬＭを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当組合の保有有価証券ポートフォリオの状況やＡＬＭなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するＡＬＭ委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。

運用部門は、理事会で決定した運用方針及びＡＬＭ委員会で決定された方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

(市場リスクに係る定量的情報)

当組合で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、有価証券のうちその他有価証券に分類している債券、貸出金及び貯金です。

当組合では、これらの金融資産及び金融負債について、期末後１年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標となる金利が 1.0%上昇したものと想定した場合には、経済価値が 2,824,305 千円減少するものと把握しています。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

③資金調達に係る流動性リスクの管理

当組合では、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置付け、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

（４）金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価（時価に代わるものを含む）には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額（これに準ずる価額を含む）が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

２．金融商品の時価等に関する事項

（１）金融商品の貸借対照表計上額および時価等

当年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。

なお、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません。

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時　価	差　額
預金	145,848,522	145,996,439	147,917
有価証券	25,747,542	25,747,542	－
その他有価証券	25,747,542	25,747,542	－
貸出金	33,030,264		
貸倒引当金（*1）	▲1,612		
貸倒引当金控除後	33,028,651	33,594,976	566,324
資産計	204,624,716	205,338,958	714,242
貯金	202,335,185	202,346,257	11,072
負債計	202,335,185	202,346,257	11,072

（＊１）貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しています。

（２）金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明

【資産】

①預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである

翌日物金利スワップ（Overnight Index Swap。以下「ＯＩＳ」という。）のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

②有価証券

株式は取引所の価格によっており、債券は取引金融機関等から提示された価格によっています。

投資信託は、公表されている基準価格、または、取引金融機関等から提示された価格によっており、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第 31 号 2019 年７月４日）第 26 項に従い、経過措置を適用しています。

③貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっています。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートであるＯＩＳのレートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

また、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等について帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

【負債】
①貯金
要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしています。また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをリスクフリーレートであるＯＩＳのレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

（３）市場価格のない株式等は次のとおりであり、これらは(１)の金融商品の時価情報には含まれていません。

（単位：千円）

	貸借対照表計上額
外部出資（＊1）	6,556,639
外部出資等損失引当金	▲267
外部出資等損失引当金控除後	6,556,371
合　計	6,556,371

（＊1）外部出資のうち、市場において取引されていない株式や出資金等については、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第 19 号　2019 年７月４日）第５項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

（４）金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

（単位：千円）

	1 年以内	1 年超 2 年以内	2 年超 3 年以内	3 年超 4 年以内	4 年超 5 年以内	5 年超
預金	144,348,522	－	－	－	－	1,500,000
有価証券	229,530	433,851	234,636	685,523	720,516	23,108,703
その他有価証券のうち満期があるもの	229,530	433,851	234,636	685,523	720,516	23,108,703
貸出金（＊1、2）	3,373,512	2,617,499	1,980,968	2,382,913	1,792,795	20,882,575
合　計	147,951,564	3,051,351	2,215,605	3,068,437	2,513,312	45,491,279

（＊1）貸出金のうち、当座貸越 471,665 千円については「1 年以内」に含めています。また、期限のない劣後特約付ローンについては「5 年超」に含めています。
（＊2）貸出金のうち、3 ヶ月以上延滞の生じている債権、期限の利益を喪失した債権等はありません。

（５）有利子負債の決算日後の返済予定額

（単位：千円）

	1 年以内	1 年超 2 年以内	2 年超 3 年以内	3 年超 4 年以内	4 年超 5 年以内	5 年超
貯金（＊1）	187,778,735	6,469,104	6,694,171	318,967	1,074,206	－
合　計	187,778,735	6,469,104	6,694,171	318,967	1,074,206	－

（＊1）貯金のうち、要求払貯金については「1 年以内」に含めています。

○有価証券に関する注記

１．有価証券の時価及び評価差額
有価証券の時価及び評価差額に関する事項は次のとおりです。
（１）売買目的有価証券
売買目的有価証券はありません。

（２）満期保有目的の債券
満期保有目的の債券はありません。

（３）その他有価証券
その他有価証券において、種類ごとの取得原価又は償却原価、貸借対照表計上額及びこれらの差額については、次のとおりです。

（単位：千円）

		取得原価又は償却原価	貸借対照表計上額	差　額
貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えるもの	国債	6,931,143	7,554,380	623,236
	地方債	5,355,380	5,476,782	121,401
	社債	3,989,196	4,119,396	130,199
	株式	12,113	12,880	766
	受益証券	261,920	274,212	12,291
	投資証券	26,303	28,594	2,291
	小　計	16,576,058	17,466,246	890,187
賃借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えないもの	国債	792,245	777,260	▲14,985
	地方債	1,929,471	1,884,034	▲45,437
	社債	5,171,661	5,081,853	▲89,808
	株式	19,718	19,091	▲626
	受益証券	550,000	519,057	▲30,942
	小　計	8,463,097	8,281,296	▲181,800
合　計		25,039,156	25,747,542	708,386

なお、上記差額から繰延税金負債 194,381 千円を差し引いた額 514,005 千円が、「その他有価証券評価差額金」に含まれています。

２．当期中に売却したその他有価証券

（単位：千円）

	売却額	売却益	売却損
国債	537,621	33,324	－
社債	503,139	4,067	－
受益証券	107,651	7,651	－
合　計	1,148,411	45,043	－

３．保有目的区分を変更した有価証券

当期中に保有目的を変更した満期保有目的の債券はありません。

４．金銭の信託の保有目的区分別の内訳

（１）運用目的の金銭の信託
運用目的の金銭の信託はありません。

（２）満期保有目的の金銭の信託
満期保有目的の金銭の信託はありません。

（３）その他の金銭の信託

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	取得原価	差　額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	111,254	110,000	1,254
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	17,769	17,769	－
合　計	129,024	127,769	1,254

なお、上記差額から繰延税金負債 344 千円を差し引いた額 910 千円が、「その他有価証券評価差額金」に含まれています。

○退職給付に関する注記

職員の退職給付に充てるため、職員退職給与規程に基づき、退職一時金制度を採用しています。またこの制度に加えて同規程に基づく退職給付の一部に充てるため、全国共済農業協同組合連合会との契約による確定給付企業年金制度、全国農林漁業団体共済会との契約による農林漁業団体職員退職給付金制度を採用しています。

１．退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表　（単位：千円）

(1)期首における退職給付債務	2,059,732
(2)勤務費用	115,683
(3)利息費用	6,298
(4)数理計算上の差異の発生額	▲38,443
(5)退職給付の支払額	▲371,139
(6)期末における退職給付債務(1)+(2)+(3)+(4)+(5)	1,772,131

２．年金資産の期首残高と期末残高の調整表　（単位：千円）

(1)期首における年金資産	1,271,056
(2)期待運用収益	11,048
(3)数理計算上の差異の発生額	1,128
(4)年金資産への拠出金	59,570
(5)退職給付の支払額	▲222,274
(6)期末における年金資産(1)+(2)+(3)+(4)+(5)	1,120,529

３．退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

（　単位：千円）

(1)退職給付債務	1,772,131
(2)年金資産	▲1,120,529
(3)未積立退職給付債務(1)+(2)	651,602
(4)未認識数理計算上の差異	30,330
(5)貸借対照表計上額純額(3)+(4)	681,932
(6)退職給付引当金=(5)	681,932

４．退職給付費用及びその内訳項目の金額　（単位：千円）

(1)勤務費用	115,683
(2)利息費用	6,298
(3)期待運用収益	▲11,048
(4)数理計算上の差異の費用処理額	37,477
(5)合計(1)+(2)+(3)+(4)	148,410

５．年金資産の主な内訳
年金資産の主な分類ごとの金額は、次のとおりです。

全国共済農業協同組合連合会 （単位：千円）

(1)一般勘定	627,194
(2)合計	627,194

全国農林漁業団体共済会 （単位：千円）

(1)債券	301,097
(2)年金保険投資	127,025
(3)現金及び預金	18,818
(4)その他	23,523
(5)合計(1)+(2)+(3)+(4)	470,465

６．長期期待運用収益率の設定方法に関する記載
年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しています。

７．割引率その他の数理計算上の計算基礎に関する事項

(1)割引率	1.07%
(2)長期期待運用収益率	0.86%

○税効果会計に関する注記

１．繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳

（単位：千円）

繰延税金資産(A)	322,881
退職給付引当金	184,857
減価償却超過	31,189
賞与引当金	38,670
賞与引当に係る未払社会保険料	6,484
特例業務負担金引当金	46,752
役員退職慰労引当金	2,148
棚卸資産（収益性低下分）	2,722
未払事業税	5,389
減損損失	20,285
資産除去債務	8,240
中央会賦課金	5,582
子会社（寄附修正）	13,096
その他	3,563
評価性引当額	▲46,100
繰延税金負債（B）	▲195,383
全農外部出資（みなし配当）	▲637
資産除去債務（固定資産増加額）	▲20
その他有価証券評価差額金	▲194,725
繰延税金資産の純額(A)+(B)	127,497

２．法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異の原因

法定実効税率	27.44
（調整）	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.37
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	▲3.07
事業分量配当	▲0.84
住民税均等割等	0.57
評価性引当額の増減	4.32
法人税額の特別控除	▲0.35
その他	▲3.01
税効果会計適用後の法人税等の負担率	25.43

○収益認識に関する注記

「重要な会計方針に係る事項に関する注記（6）収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

＜令和４年度＞

○連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記

１．連結の範囲に関する事項
・連結される子会社・・・・・１社　　株式会社ジェイエイ津安芸

２．連結される子会社の事業年度等に関する事項
・連結される子会社の決算日は次のとおりです。
３月末日　　１社
・連結されるすべての子会社の事業年度末は、連結決算日と一致しています。

３．剰余金処分項目等の取扱に関する事項
連結剰余金計算書は、連結会計期間において確定した利益処分に基づいて作成しています。

４．連結キャッシュ・フロー計算書における現金及び現金同等物の範囲
・現金及び現金同等物の資金の範囲
連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、連結貸借対照表上の「現金」及び「預金」のうち、「現金」及び「預金」の中の当座預金、普通預金及び通知預金となっています。

・現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に記載されている科目の金額との関係

（単位：千円）

現金及び預金勘定	141,410,045
別段預金、定期性預金及び譲渡性預金	139,000,100
現金及び現金同等物	2,409,945

○重要な会計方針に係る事項に関する注記

１．有価証券（株式形態の外部出資を含む）の評価基準及び評価方法
（１）満期保有目的の債券・・・償却原価法（定額法）
（２）子会社株式・・・移動平均法による原価法
（３）その他有価証券
①時価のあるもの・・・期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法、売却原価は移動平均法）
②市場価格のない株式等・・・移動平均法による原価法

２．金銭の信託の評価基準及び評価方法
金銭の信託（合同運用を除く。）において信託財産を構成している有価証券の評価基準及び評価方法は、上記１の有価証券と同様の方法によっており、信託の契約単位ごとに期末の信託財産構成物である資産及び負債の評価額の合計額をもって貸借対照表に計上しています。

３．棚卸資産の評価基準及び評価方法
（１）購買品・・・総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切り下げの方法）
（２）その他の棚卸資産（原材料・貯蔵品）・・・最終仕入原価法（収益性の低下による簿価切り下げの方法）

４．固定資産の減価償却の方法
（１）有形固定資産（リース資産を除く）については定率法（ただし、平成 10 年 4 月 1 日以降に取得した建物（附属設備は除く）並びに平成 28 年 4 月 1 日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用しています。
また、取得価格 10 万円以上 20 万円未満の一括減価償却資産については、法人税法の規定に基づき、3 年間で均等償却を行っています。
（２）　無形固定資産（リース資産を除く）については定額法を採用しています。なお、自組合利用ソフトウェアについては、当組合における利用可能期間（5 年）での定額法により償却しています。

５．引当金の計上基準
（１）貸倒引当金は、あらかじめ定めている資産査定要領、経理規程及び資産の償却・引当基準に則り、次のとおり計上しています。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下、「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という。)に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。

破綻懸念先に対する債権のうち債権の元本の回収に係るキャッシュ・フローを合理的に見積ることができる債権については、当該キャッシュ・フローと債権の帳簿価額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込を控除した残額との差額を引き当てています。

なお、1,000万円以下の破綻懸念先に対する債権については、3年間の貸倒実績率の過去3算定期間の平均値に基づき算出した金額を計上しています。

上記以外の債権のうち正常先およびその他の要注意先に対する債権ついては、1年間の貸倒実績率の過去3算定期間の平均値に基づき算出した金額を計上しています。また、要管理先に対する債権ついては、3年間の貸倒実績率の過去3算定期間の平均値に基づき算出した金額を計上しています。

すべての債権は、資産査定要領に基づき、資産査定部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

（2）賞与引当金は、職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当事業年度負担分を計上しています。

（3）退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しています。

①退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっています。

②数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における職員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、発生した事業年度から費用処理することとしています。

（4）役員退職慰労引当金は、役員の退職慰労金の支給に備えるため、役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しています。

（5）外部出資等損失引当金は、当組合の外部出資先への出資に係る損失に備えるため、出資形態が株式のものについては有価証券の評価と同様の方法により、株式以外のものについては貸出債権と同様の方法により、必要と認められる額を計上しています。

（6）特例業務負担金引当金は、特例業務負担金の拠出に備えるため、当事業年度末において将来発生すると見込まれる額を計上しています。

6．収益及び費用の計上基準

収益認識にかかる計上基準

当組合の利用者等との契約から生じる収益に関する、主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりであります。

① 購買事業

農業生産に必要な資材と生活に必要な物資を共同購入し、組合員に供給する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、購買品を引き渡す義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、購買品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

② 販売事業

組合員が生産した農産物を当組合が集荷して共同で業者等に販売する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、販売品を引き渡す義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

③ 保管事業

組合員が生産した米・麦・大豆等の農産物を保管・管理する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、農産物の保管期間にわたって充足することから、当該サービスの進捗度に応じて収益を認識しております。

④　利用事業

カントリーエレベーター・ライスセンター・育苗センター等の施設を設置して、共同で利用する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、各種施設の利用が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

⑤　福祉事業

高齢者生活支援事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、サービスの提供時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

⑥　指導事業

組合員の営農や生活にかかる各種相談・研修・経理サービスを提供する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、主にサービスの提供が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

7．消費税及び地方消費税の会計処理の方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式を採用しています。ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等は雑資産に計上し、5年間で均等償却を行っています。

8．計算書類等に記載した金額の端数処理の方法

記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しており、金額千円未満の科目については「 0 」で表示をしています。

9．その他計算書類等の作成のための基本となる重要な事項

（1）事業別収益・事業別費用の内部取引の処理方法について

当組合は、事業別の収益及び費用について、事業間取引の相殺表示を行っております。

また、損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合法施行規則にしたがい、各事業間の内部損益を除去した額を記載しております。

（2）当組合が代理人として関与する取引の損益計算書の表示について

購買事業収益のうち、当組合が代理人として購買品の供給に関与している場合には、純額で収益を認識して、購買手数料として表示しております。

○会計方針の変更に関する注記

1．当組合は、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号　2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。）を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することといたしました。これによる当事業年度の計算書類に与える影響はありません。

○会計上の見積りに関する注記

1．固定資産の減損

（1）当事業年度の計算書類に計上した金額

減損損失　449千円

（2）会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

資産グループに減損の兆候が存在する場合には、当該資産グループの割引前将来キャッシュ・フローと帳簿価額を比較することにより、当該資産グループについての減損の要否の判定を実施しています。当該資産グループの割引前将来キャッシュ・フローが帳簿価格を下回る場合には、帳簿価額を回収可能価額まで減額しています。

減損の要否に係る判定単位であるキャッシュ・フロー生成単位については、他の資産または資産グループのキャッシュ・インフローから概ね独立したキャッシュ・インフローを生成させるものとして識別される資産グループの最小単位としております。

固定資産の減損の要否判定において、将来キャッシュ・フローについては、令和5年3月に作成した場所別損益計画を基礎として算出しており、当該計画以降の将来キャッシュ・フローや、割引率等については、一定の仮定を設定して算出しております。

これらの仮定は将来の不確実な経営環境及び組合の経営状況の影響を受け、翌事業年度以降の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

○賃借対照表に関する注記

１．固定資産の圧縮記帳額

有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額は2,051,464千円であり、その内訳は、次のとおりです。

（単位：千円）

種　類	圧縮額
土地	30,026
建物	859,865
構築物	253,767
機械装置	814,478
車両運搬具	11,478
工具器具備品	81,838

２．リース契約により使用する重要な固定資産（資産の部に計上したものを除く）

貸借対照表上に計上した固定資産の他、リースにより使用している重要な資産として、車両、グリーンシステム、共済端末システム一式、ＡＴＭ機、ハンディーターミナル等があります。

３．担保に供している資産

以下の資産は津市水道事業収納事務取扱の担保に供しています。

（単位：千円）

種　類	金　額
定期預金	100

上記のほか、為替決済の取引の担保として、定期預金10,000,000千円を設定しています。

４．債権のうち農業協同組合法施行規則第204条第１項第１号ホ（２）（ｉ）から（ⅳ）までに掲げるものの額及びその合計額

債権のうち、破産更生債権及びこれらに準ずる債権額はありません。危険債権額は124,657千円です。

なお、破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。

また、危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないものの、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権(破産更生債権及びこれらに準ずる債権を除く。)です。

債権のうち、三月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額はありません。

なお、三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権及び危険債権に該当しないものです。

また、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払い猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権及び三月以上延滞債権に該当しないものです。

なお、上記に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。

○損益計算書に関する注記

１．減損会計に関する事項

（１）資産をグループ化した方法の概要及び減損損失を認識した資産又は資産グループの概要

当組合では、投資の意思決定を行う単位としてグルーピングを実施した結果、営業店舗については、信用共済事業は地理的に区分した７つの地区の支店ごとに、給油所・葬祭センター・グリーンセンター・直売所は事業所ごとに、また、業務外固定資産(遊休資産と賃貸固定資産)については、各固定資産をグルーピングの最小単位としています。

本店については、独立したキャッシュ・フローを産み出さないものの、他の資産グループのキャッシュ・フローの生成に寄与していることから、共用資産と認識しております。

カントリーエレベーター、農機センター等をはじめとする農業関連事業施設については、農業者のために事業を行う組合の基盤となるものであることや、組合員による組合の事業利用を促進するものであることから、組合の複数の資産又は資産グループの将来キャッシュ・フローの生成に寄与するため、共用資産として認識しております。

一部の農業関連事業施設（育苗センター・ライスセンター）及び営農センターについては、各エリアの組合員のＪＡの事業利用を促進することで､各エリアの一般資産のキャッシュ･フローの生成に寄与していると考えられるため、地理的に区分したエリアごとの共用資産と認識しております。

当期に減損損失を計上した固定資産は、以下の通りです。

場　所	用　途	種　類	その他
旧片田支店	遊休	建物	業務外固定資産
旧山室店	遊休	土地	業務外固定資産
旧河芸中央支店	遊休	土地	業務外固定資産

（２）減損損失の認識に至った経緯

旧片田支店、旧山室店、及び旧河芸中央支店の資産は遊休資産とされ早期処分対象であることから、処分可能価額で評価しその差額を減損損失として認識しました。

（３）減損損失の金額について、特別損失に計上した金額と主な固定資産の種類毎の減損損失の内訳

旧片田支店　　33 千円（建物 33 千円）
旧山室店　　47 千円（土地 47 千円）
旧河芸中央支店　　367 千円（土地 367 千円）
合計　　449 千円（土地 415 千円、建物 33 千円）

（４）回収可能価額の算定方法

回収可能価額は正味売却可能価額を採用しており、その時価は津市の固定資産税評価額に基づき算定しております。

２．棚卸資産の収益性低下に伴う薄価切下額

購買品供給原価には、収益性の低下に伴う薄価切下げにより、12,173 千円の棚卸評価損が含まれています。

○金融商品に関する注記

１．金融商品の状況に関する事項

（１）金融商品に対する取組方針

当組合は農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域内の企業や団体などへ貸付け、残った余裕金を三重県信用農業協同組合連合会へ預けているほか、国債や地方債などの債券、投資信託、株式等の有価証券による運用を行っています。

（２）金融商品の内容及びそのリスク

当組合が保有する金融資産は、主として当組合管内の組合員等に対する貸出金及び有価証券であり、貸出金は、組合員等の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。

また、有価証券は、主に債券、投資信託であり、満期保有目的及び純投資目的(その他有価証券)で保有しています。これらは発行体の信用リスク、金利の変動リスク及び市場価格の変動リスクに晒されています。

（３）金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスクの管理

当組合は、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本店にリスク統括課を設置し各支店との連携を図りながら、与信審査を行っています。

審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「資産の償却・引当基準」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

②市場リスクの管理

当組合では、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したＡＬＭを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当組合の保有有価証券ポートフォリオの状況やＡＬＭなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するＡＬＭ委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。

運用部門は、理事会で決定した運用方針及びＡＬＭ委員会で決定された方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引については、リスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし、定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

（市場リスクに係る定量的情報）

当組合で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、有価証券のうちその他有価証券に分類している債券、貸出金及び貯金です。

当組合では、これらの金融資産及び金融負債について、期末後１年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標となる金利が 1.0%上昇したものと想定した場合には、経済価値が 2,897,940 千円減少するものと把握しています。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

③資金調達に係る流動性リスクの管理

当組合では、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置付け、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

（４）金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価（時価に代わるものを含む）には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額（これに準ずる価額を含む）が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

２．金融商品の時価等に関する事項

（１）金融商品の貸借対照表計上額および時価等

当年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。

なお、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません。

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時　価	差　額
預金	140,704,416	140,887,047	182,631
有価証券			
満期保有目的の債券	400,000	401,950	1,950
その他有価証券	26,691,573	26,691,573	－
貸出金	35,956,741		
貸倒引当金（*1）	▲359		
貸倒引当金控除後	35,956,381	36,450,741	494,359
資産計	203,752,371	204,431,311	678,940
貯金	203,124,609	203,101,678	▲22,930
負債計	203,124,609	203,101,678	▲22,930

（＊１）貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しています。

（２）金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明

【資産】

①預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである翌日物金利スワップ（Overnight Index Swap。以下「ＯＩＳ」という。）のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

②有価証券

有価証券について、主に上場株式や国債については、活発な市場における無調整の相場価格を利用しています。地方債や社債については、公表された相場価格を用いています。市場における取引価格が存在しない投資信託については、解約又は買戻請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がない場合には基準価額によっています。相場価格が入手できない場合には、取引金融機関等から提示された価格によっています。

③貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっています。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートであるＯＩＳのレートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

また、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等について帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

【負債】

①貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしています。また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをリスクフリーレートであるＯＩＳのレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

（３）市場価格のない株式等は次のとおりであり、これらは(１)の金融商品の時価情報には含まれていません。

（単位：千円）

	貸借対照表計上額
外部出資	6,556,639
外部出資等損失引当金	▲260
外部出資等損失引当金控除後	6,556,379
合　計	6,556,379

（４）金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

（単位：千円）

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預金	137,204,416	500,000	－	－	－	3,000,000
有価証券						
満期保有目的の債券	－	－	100,000	－	100,000	200,000
その他有価証券のうち満期があるもの	429,839	899,253	834,178	992,241	962,811	21,983,869
貸出金（＊1、2）	3,272,154	2,060,500	2,464,517	2,374,432	2,684,442	23,100,693
合　計	140,906,410	3,459,754	3,398,696	3,366,673	3,747,253	48,284,563

（＊1）貸出金のうち、当座貸越 439,994 千円については「1年以内」に含めています。

（＊2）貸出金のうち、三月以上延滞の生じている債権、期限の利益を喪失した債権等はありません。

（５）有利子負債の決算日後の返済予定額

（単位：千円）

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
貯金（＊1）	192,308,085	6,492,477	2,875,158	1,061,954	386,932	－
合　計	192,308,085	6,492,477	2,875,158	1,061,954	386,932	－

（＊1）貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めています。

○有価証券に関する注記

１．有価証券の時価及び評価差額

有価証券の時価及び評価差額に関する事項は次のとおりです。

（１）売買目的有価証券

売買目的有価証券はありません。

（２）満期保有目的の債券

満期保有目的の債券において、種類ごとの貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。

（単位：千円）

		貸借対照表計上額	時　価	差　額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	社債	400,000	401,950	1,950
合　計		400,000	401,950	1,950

（３）その他有価証券

その他有価証券において、種類ごとの取得原価又は償却原価、貸借対照表計上額及びこれらの差額については、次のとおりです。

（単位：千円）

		取得原価又は 償却原価	貸借対照表計上額	差　額
貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えるもの	国債	5,613,860	6,032,970	419,109
	地方債	800,000	832,850	32,850
	社債	2,100,712	2,176,570	75,857
	株式	24,424	29,688	5,263
	受益証券	351,237	366,789	15,551
	投資証券	18,193	19,477	1,283
	小　計	8,908,429	9,458,345	549,916
賃借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えないもの	国債	2,498,358	2,403,620	▲94,738
	地方債	6,367,011	6,101,302	▲265,708
	社債	8,027,388	7,617,831	▲409,556
	株式	9,850	9,588	▲262
	受益証券	1,126,375	1,043,717	▲82,657
	投資証券	60,697	57,167	▲3,529
	小　計	18,089,679	17,233,228	▲856,451
合　計		26,998,109	26,691,573	▲306,535

なお、上記差額から繰延税金資産 84,113 千円を加えた額▲222,422 千円が、「その他有価証券評価差額金」に含まれています。

２．当期中に売却した満期保有目的の債券
当期中に売却した満期保有目的の債券はありません。

３．当期中に売却したその他有価証券

（単位：千円）

	売却額	売却益	売却損
国債	516,930	14,343	－
社債	201,354	1,354	－
株式	3,357	932	
受益証券	9,037	－	－
合　計	730,678	16,630	－

４．保有目的区分を変更した有価証券
当期中に保有目的を変更した満期保有目的の債券はありません。

５．金銭の信託の保有目的区分別の内訳
（１）運用目的の金銭の信託
運用目的の金銭の信託はありません。
（２）満期保有目的の金銭の信託
満期保有目的の金銭の信託はありません。

（３）その他の金銭の信託

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	取得原価	差　額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	266, 373	261, 149	5, 223
合　計	266, 373	261, 149	5, 223

なお、上記差額から繰延税金負債 1,433 千円を差し引いた額 3,790 千円が、「その他有価証券評価差額金」に含まれています。

○退職給付に関する注記
職員の退職給付に充てるため、職員退職給与規程に基づき、退職一時金制度を採用しています。またこの制度に加えて同規程に基づく退職給付の一部に充てるため、全国共済農業協同組合連合会との契約による確定給付企業年金制度、全国農林漁業団体共済会との契約による農林漁業団体職員退職給付金制度を採用しています。

１．退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

（単位：千円）

(1)期首における退職給付債務	1,772,131
(2)勤務費用	93,247
(3)利息費用	18,261
(4)数理計算上の差異の発生額	▲29,992
(5)退職給付の支払額	▲258,129
(6)期末における退職給付債務(1)+(2)+(3)+(4)+(5)	1,595,518

２．年金資産の期首残高と期末残高の調整表

（単位：千円）

(1)期首における年金資産	1,120,259
(2)期待運用収益	9,478
(3)数理計算上の差異の発生額	2,674
(4)年金資産への拠出金	52,765
(5)退職給付の支払額	▲159,597
(6)期末における年金資産(1)+(2)+(3)+(4)+(5)	1,025,850

３．退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

（　単位：千円）

(1)退職給付債務	1,595,518
(2)年金資産	▲1,025,850
(3)未積立退職給付債務(1)+(2)	569,667
(4)未認識数理計算上の差異	56,278
(5)貸借対照表計上額純額(3)+(4)	625,945
(6)退職給付引当金=(5)	625,945

４．退職給付費用及びその内訳項目の金額

（単位：千円）

(1)勤務費用	93,247
(2)利息費用	18,261
(3)期待運用収益	▲9,478
(4)数理計算上の差異の費用処理額	▲6,718
(5)合計(1)+(2)+(3)+(4)	95,311

５．年金資産の主な内訳

年金資産の主な分類ごとの金額は、次のとおりです。

全国共済農業協同組合連合会

（単位：千円）

(1)一般勘定	588,120
(2)合計	588,120

全国農林漁業団体共済会

（単位：千円）

(1)債券	259,239
(2)年金保険投資	115,217
(3)現金及び預金	20,574
(4)その他	16,459
(5)合計(1)+(2)+(3)+(4)	411,491

６．長期期待運用収益率の設定方法に関する記載

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しています。

７．割引率その他の数理計算上の計算基礎に関する事項

(1)割引率	1.07%
(2)長期期待運用収益率	0.84%

○税効果会計に関する注記

１．繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳　（単位：千円）

繰延税金資産(A)	
退職給付引当金	168,931
減価償却超過	36,180
賞与引当金	41,802
賞与引当に係る未払社会保険料	7,148
特例業務負担金引当金	31,694
役員退職慰労引当金	1,335
繰延資産超過	1,311
棚卸資産（収益性低下分）	3,340
未払事業税	8,876
減損損失	20,399
資産除去債務	8,263
中央会賦課金	11,895
子会社（寄付修正）	15,360
その他有価証券評価差額金	82,679
その他	2,308
繰延税金資産小計(A)	441,528
評価性引当額(B)	▲49,148
繰延税金資産合計(A)+(B)=(C)	392,380
繰延税金負債	
全農外部出資（みなし配当）	▲637
資産除去債務（固定資産増加額）	▲6
繰延税金負債小計(D)	▲643
繰延税金資産の純額(C)+(D)	391,736

２．法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異の原因　（単位：%）

法定実効税率	27.44
（調整）	
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	▲1.76
事業分量配当	▲0.87
住民税均等割等	0.38
評価性引当額の増減	0.49
その他	▲0.29
税効果会計適用後の法人税等の負担率	25.40

○収益認識に関する注記

「重要な会計方針に係る事項に関する注記 6 収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

●連結剰余金計算書

（単位：千円）

科　目	令和３年度	令和４年度
(利益剰余金の部)		
1 利益剰余金期首残高	7,527,514	7,820,689
2 利益剰余金増加高	342,398	483,501
当期剰余金	342,398	483,501
3 連結剰余金減少高	49,223	49,103
支払配当金	49,223	49,103
4 利益剰余金期末残高	7,820,689	8,255,087

●農協法に基づく開示債権

（単位：百万円）

区　分	令和３年度	令和４年度	増　減
破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	－	0	0
危険債権額	124	－	▲124
要管理債権額	－	－	－
三月以上延滞債権額	－	－	－
貸出条件緩和債権額	－	－	－
小　　計	124	0	▲124
正常債権額	32,922	35,980	3,057
合　　計	33,047	35,980	2,933

注）１．破産更生債権及びこれらに準ずる債権：破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいいます。

２．危険債権：債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいいます。

３．要管理債権：４．「三月以上延滞債権」と５．「貸出条件緩和債権」の合計額をいいます。

４．三月以上延滞債権：元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権及び危険債権に該当しないものをいいます。

５．貸出条件緩和債権：債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる

取決めを行った貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権および三月以上延滞債権に該当しないものをいいます。

6．正常債権：債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記に掲げる債権以外のものに区分される債権をいいます。

●連結事業年度の事業別の経常収益等

（単位：百万円）

		令和３年度	令和４年度
信用事業	経常収益	1,968	1,937
	経常利益	622	761
	資産の額	208,911	208,638
共済事業	経常収益	896	734
	経常利益	283	233
	資産の額	1,926	1,959
農業関連事業	経常収益	1,213	1,223
	経常利益	▲222	▲167
	資産の額	2,639	2,868
その他事業	経常収益	1,028	991
	経常利益	▲191	▲178
	資産の額	2,280	2,252
計	経常収益	5,107	4,885
	経常利益	491	649
	資産の額	215,758	215,719

22. 連結自己資本の充実の状況

●連結自己資本比率の状況

令和5年3月末における連結自己資本比率は、14.77%となりました。

連結自己資本は、組合員の普通出資によっています。

当組合連結グループは、適正なプロセスにより連結自己資本比率を正確に算出し、JAを中心に信用リスクやオペレーショナル・リスクの管理及びこれらのリスクに対応した十分な自己資本の維持を図るとともに、内部留保の積み増しにより自己資本の充実に努めています。

〇普通出資による資本調達額

項目	内容
発行主体	津安芸農業協同組合
資本調達手段の種類	普通出資
コア資本に係る基礎項目に算入した額	2,513百万円(前年度2,518百万円)

●自己資本の構成に関する事項

（単位：千円、%）

項　　目	令和3年度	令和4年度
コア資本にかかる基礎項目		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る組合員資本の額	10,235,906	10,.679,796
うち、出資金及び資本剰余金の額	2,518,272	2513,399
うち、再評価積立金の額	－	－
うち、利益剰余金の額	7,820,689	8,255,087
うち、外部流出予定額　（△）	49,103	56,247
うち、上記以外に該当するものの額	▲53,951	▲32,442
コア資本に算入される評価・換算差額等	22,007	40,835
うち、退職給付に係るものの額	22,007	40,835
コア資本に係る調整後非支配株主持分の額	－	－
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	1,640	123
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	1,640	123
うち、適格引当金コア資本算入額	－	－
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	－	－
うち、回転出資金の額	－	－
うち、上記以外に該当するものの額	－	－
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資	－	－

項　　目	令和3年度	令和4年度
本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額		
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の四十五パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	－	－
非支配株主持分のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	－	－
コア資本にかかる基礎項目の額　（イ）	10,259,555	10,720,755
コア資本にかかる調整項目		
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）の額の合計額	1,437	1,294
うち、のれんに係るもの（のれん相当差額を含む）の額	－	－
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	1,437	1,294
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額	－	－
適格引当金不足額	－	－
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	－	－
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	－	－
退職給付に係る資産の額	－	－
自己保有普通出資等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額	－	－
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	－	－
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	－	－
特定項目に係る十パーセント基準超過額	－	－
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	－	－
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	－	－
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	－	－
特定項目に係る十五パーセント基準超過額	－	－
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	－	－
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	－	－
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	－	－
コア資本に係る調整項目の額　（ロ）	1,437	1,294
自己資本		

項　　目	令和3年度	令和4年度
自己資本の額（（イ）―（ロ））　（ハ）	10,258,118	10,719,461
リスク・アセット等		
信用リスク・アセットの額の合計額	64,790,958	67,231,272
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	－	－
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	－	－
うち、土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額に係るものの額	－	－
うち、上記以外に該当するものの額	－	－
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	5,285,498	5,314,185
信用リスク・アセット調整額	－	－
オペレーショナル・リスク相当額調整額	－	－
リスク・アセット等の額の合計額　（ニ）	70,076,457	72,545,458
連結自己資本比率		
連結自己資本比率（（ハ）／（ニ））	14.63%	14.77%

注）１．「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」（平成 18 年金融庁・農水省告示第 2 号）に基づき算出しています。

２．当連結グループは、信用リスク・アセット額の算出にあたっては標準的手法、適格金融資産担保の適用については信用リスク削減手法の簡便手法を、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたっては基礎的手法を採用しています。

３．当連結グループが有するすべての自己資本とリスクを対比して、自己資本比率を計算しています。

●自己資本の充実度に関する事項

（１）信用リスクに対する所要自己資本の額及び区分ごとの内訳

（単位：千円）

信用リスク・アセット	令和３年度			令和４年度		
	エクスポージャーの期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b＝a×４％	エクスポージャーの期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b＝a×４％
現金	667,184	－	－	704,303	－	－
我が国の中央政府及び中央銀行向け	7,738,646	－	－	8,127,809	－	－
外国の中央政府及び中央銀行向け	－	－	－	－	－	－
国際決済銀行等向け	－	－	－	－	－	－
我が国の地方公共団体向け	12,176,126	－	－	10,894,577	－	－
外国の中央政府等以外の公共部門向け	－	－	－	－	－	－
国際開発銀行向け	－	－	－	－	－	－
地方公共団体金融機構向け	200,019	20,001	800	200,019	20,001	800
我が国の政府関係機関向け	901,850	90,185	3,607	901,859	90,185	3,607
地方三公社向け	1,058,117	71,223	2,848	1,046,321	68,890	2,755
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	147,355,218	29,471,043	1,178,841	140,816,506	28,163,301	1,126,532
法人等向け	7,032,024	3,622,847	144,913	12,310,373	6,957,571	278,302
中小企業等向け及び個人向け	751,425	416,796	16,671	2,362,830	1,198,341	47,933
抵当権付住宅ローン	18,762,557	6,538,578	261,543	12,764,169	3,940,269	157,610
不動産取得等事業向け	158,945	97,498	3,899	126,188	79,188	3,167
三月以上延滞等	18	27	1	－	－	－
取立未済手形	24,572	4,914	196	36,381	7,276	291
信用保証協会等保証付	5,028,217	491,591	19,663	4,800,338	471,651	18,866
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	－	－	－	－	－	－
共済約款貸付	－	－	－	－	－	－
出資等	309,474	309,207	12,368	364,505	364,244	14,569
（うち出資等のエクスポージャー）	309,474	309,207	12,368	364,505	364,244	14,569
（うち重要な出資のエクスポージャー）	－	－	－	－	－	－
上記以外	12,382,180	22,226,415	889,056	18,768,496	24,367,574	974,702
（うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部ＴＬＡＣ関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー）	－	－	－	－	－	－
（うち農林中央金庫又は農業協同組合連合会の対象資本調達手段に係るエクスポージャー）	6,275,300	15,688,250	627,530	6,275,300	15,688,250	627,530
（うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー）	322,766	806,916	32,276	318,703	796,759	31,870
（うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部ＴＬＡＣ関連調達手段に関するエクスポージャー）	－	－	－	－	－	－

（うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部ＴＬＡＣ関連調達手段に係る５％基準額を上回る部分に係るエクスポージャー）	－	－	－	－	－	－
（うち上記以外のエクスポージャー）	5,784,113	5,731,249	229,249	12,174,492	7,882,564	315,302
証券化	－	－	－	－	－	－
（うちＳＴＣ要件適用分）	－	－	－	－	－	－
（うち非ＳＴＣ適用分）	－	－	－	－	－	－
再証券化	－	－	－	－	－	－
リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	1,180,805	1,430,626	57,225	1,738,482	1,502,775	60,111
（うちルックスルー方式）	1,180,805	1,430,626	57,225	1,738,482	1,502,775	60,111
（うちマンデート方式）	－	－	－	－	－	－
（うち蓋然性方式250%）	－	－	－	－	－	－
（うち蓋然性方式400%）	－	－	－	－	－	－
（うちフォールバック方式）	－	－	－	－	－	－
経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	－	－	－	－	－	－
他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額(△)	－	－	－	－	－	－
標準的手法を適用するエクスポージャー別計	215,727,385	64,790,958	2,591,638	215,963,162	67,231,272	2,689,250
ＣＶＡリスク相当額÷８％	－	－	－	－	－	－
中央清算機関関連エクスポージャー	－	－	－	－	－	－
合計(信用リスク・アセットの額)	215,727,385	64,790,958	2,591,638	215,963,162	67,231,272	2,689,250
オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額 ＜基礎的手法＞	オペレーショナル・リスク相当額を８％で除して得た額		所要自己資本額	オペレーショナル・リスク相当額を８％で除して得た額		所要自己資本額
	a		ｂ＝a×４％	a		ｂ＝a×４％
	5,285,498		211,419	5,314,185		212,567
所要自己資本額計	リスク・アセット等(分母)計		所要自己資本額	リスク・アセット等(分母)計		所要自己資本額
	A		ｂ＝a×４％	A		ｂ＝a×４％
	70,076,457		2,803,058	72,545,458		2,901,818

注）１．「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額を原エクスポージャーの種類ごとに記載しています。

２．「エクスポージャー」とは、リスクに晒されている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。

３．「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から３カ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが 150%になったエクスポージャーのことです。

４．「出資等」とは、出資等エクスポージャー、重要な出資のエクスポージャーが該当します。

５．「証券化（証券化エクスポージャー）」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引にかかるエクスポージャーのことです。

６．「経過措置によりリスク・アセットの額に算入となるもの」とは、土地再評価差額金に係る経過措置によるリスク・アセットの額および調整項目にかかる経過措置によりなお従前の例によるものとしてリスク・アセットの額に算入したものが該当します。

7．「上記以外」には、未決済取引・その他の資産（固定資産等）・間接清算参加者向け・信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジットデリバティブの免責額が含まれます。

8．当連結グループでは、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたって、基礎的手法を採用しています。

＜オペレーショナル・リスク相当額を 8%で除して得た額の算出方法（基礎的手法）＞

$$\frac{\text{（粗利益（正の値の場合に限る）×15%）の直近 3 年間の合計額}}{\text{直近 3 年間のうち粗利益が正の値であった年数}} \div 8\%$$

●信用リスクに関する事項

（1）リスク管理の方法及び手続の概要

連結グループでは、JA 以外で与信を行っていないため、連結グループにおける信用リスク管理の方針及び手続等は定めていません。JA の信用リスク管理の方針及び手続等の具体的内容は、単体の開示内容（ｐ．17）をご参照ください。

（2）標準的手法に関する事項

連結自己資本比率算出にかかる信用リスク・アセット額は告示に定める標準的手法により算出しています。また、信用リスク・アセットの算出にあたって、リスク・ウェイトの判定に当たり使用する格付等は次のとおりです。

(ア) リスク・ウェイトの判定に当たり使用する格付けは、以下の適格格付機関による依頼格付けのみ使用し、非依頼格付は使用しないこととしています。

適格格付機関
株式会社格付投資情報センター（R&Ｉ）
株式会社日本格付研究所（ＪＣR）
ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク（Ｍｏｏｄｙ’ｓ）
Ｓ＆Ｐグローバル・レーティング（Ｓ＆Ｐ）
フィッチレーティングスリミテッド（Ｆｉｔｃｈ）

注)「リスク・ウェイト」とは、当該資産を保有するために必要な自己資本額を算出するための掛目のことです。

(イ) リスク・ウェイトの判定に当たり使用する適格格付機関の格付またはカントリー・リスク・スコアは、以下のとおりです。

エクスポージャー	適格格付機関	カントリー・リスク・スコア
金融機関向けエクスポージャー		日本貿易保険
法人等向けエクスポージャー(長期)	R&I, Moody’s, JCR, S&P, Fitch	
法人等向けエクスポージャー(短期)	R&I, Moody’s, JCR, S&P, Fitch	

（３）信用リスクに関するエクスポージャー（地域別、業種別、残存期間別）及び三月以上延滞エクスポージャーの期末残高　（単位：千円）

		令和３年度				令和４年度			
		信用リスクに関するエクスポージャーの残高	うち貸出金等	うち債券	三月以上延滞エクスポージャー	信用リスクに関するエクスポージャーの残高	うち貸出金等	うち債券	三月以上延滞エクスポージャー
国内		214,546,579	33,047,352	24,216,663	18	214,224,679	35,980,452	25,858,786	－
国外		－	－	－	－	－	－	－	－
地域別残高計		214,546,579	33,047,352	24,216,663	18	214,224,679	35,980,452	25,858,786	－
法人	農業	265,492	265,492	－	－	247,237	247,237	－	－
	林業	－	－	－	－	－	－	－	－
	水産業	－	－	－	－	－	－	－	－
	製造業	1,711,821	－	1,699,613	－	1,912,348	－	1,900,067	－
	鉱業	－	－	－	－	－	－	－	－
	建設・不動産業	2,213,755	－	2,161,003	－	1,927,666	－	1,847,169	－
	電気・ガス・熱供給・水道業	1,715,661	－	1,703,469	－	1,813,795	－	1,804,023	－
	運輸・通信業	2,412,177	－	2,412,177	－	2,510,817	－	2,510,817	－
	金融・保険業	154,536,996	1,504,478	901,705	－	152,714,050	4,009,918	1,705,003	－
	卸売・小売・飲食・サービス業	319,514	13,248	300,793	－	800,605	12,373	782,639	－
	日本国政府・地方公共団体	20,097,870	4,876,872	15,037,901	－	19,105,635	3,713,322	15,309,064	－
	上記以外	366,599	96,666	－	－	384,459	102,735	－	－
個人		26,291,385	26,290,593	－	18	27,895,553	27,894,863	－	－
その他		4,615,304	－	－	－	4,912,508	－	－	－
業種別残高計		214,546,579	33,047,352	24,216,663	18	214,224,679	35,980,452	25,858,786	
１年以下		144,896,000	545,911	－		137,837,683	431,708	200,079	
１年超３年以下		1,727,011	1,526,899	200,111		3,228,171	1,541,787	1,186,383	
３年超５年以下		1,984,293	1,276,578	707,714		4,042,231	2,636,647	1,405,583	
５年超７年以下		4,130,126	2,826,614	1,303,512		5,743,.812	3,838,792	1,905,019	
７年超 10 年以下		6,453,854	3,618,523	2,835,330		4,814,501	2,479,529	2,334,971	
10 年超		43,624,500	22,953,933	19,169,993		46,585,995	24,751,029	18,826,748	
期限の定めのないもの		11,730,793	298,891	－		11,972,285	300,957	－	
残存期間別残高計		214,546,579	33,047,352	24,216,663		214,224,679	35,980,452	25,858,786	

注）１．信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。

２．「貸出金等」とは、貸出金のほか、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランスシート・エクスポージャーを含んでいます。「コミットメント」とは、契約した期間・融資枠の範囲内で、利用者の請求に基づき、金融機関が融資を実行する契約のことをいいます。「貸出金等」にはコミットメントの融資可能残額も含めています。

３．「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から３カ月以上延滞しているエクスポージャーをいいます。

４．「その他」には、ファンドのうち個々の資産の把握が困難な資産や固定資産等が該当します。

（４）貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

（単位：千円）

区　　分	令和3年度					令和4年度				
	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高
			目的使用	その他				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	3,087	2,917	－	3,087	2,917	2,917	655	－	2,917	655
(うち信用事業)	1,475	1,612	－	1,475	1,612	1,612	113	－	1,612	113
(うち購買事業)	24	28	－	24	28	28	10	－	28	10
(うち販売事業)	1,587	1,276	－	1,587	1,276	1,276	531	－	1,276	531
個別貸倒引当金	－	－	－	－	－	－	246	－	－	246
(うち信用事業)	－	－	－	－	－	－	246	－	－	246

（５）業種別の個別貸倒引当金の期末残高・期中の増減額及び貸出金償却の額

（単位：千円）

区　分			令和3年度						令和4年度					
			個別貸倒引当金					貸出金償却	個別貸倒引当金					貸出金償却
			期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高		期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高	
					目的使用	その他					目的使用	その他		
	国　内		276	267	－	276	267		267	506	－	267	506	
	国　外		－	－	－	－	－		－	－	－	－	－	
地域別計			276	267	－	276	267		267	506	－	267	506	
	法人	農業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
		林業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
		水産業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
		製造業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
		鉱業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
		建設・不動産業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
		電気・ガス・熱供給・水道業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
		運輸・通信業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
		金融・保険業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
		卸売・小売・飲食・サービス業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
		上記以外	276	267	－	276	267	－	267	260	－	267	260	－
	個　人		－	－	－	－	－	－	－	246	－	－	246	－
業種別計			276	267	－	276	267	－	267	506	－	267	506	－

（６）信用リスク削減効果勘案後の残高及びリスク・ウェイト 1250%を適用する残高

（単位：千円）

		令和３年度			令和４年度		
		格付あり	格付なし	計	格付あり	格付なし	計
信用リスク削減効果勘案後残高	リスク・ウエイト 0%	－	21,784,653	21,784,653	－	20,838,614	20,838,614
	リスク・ウエイト 2%	－	－	－	－	－	－
	リスク・ウエイト 4%	－	－	－	－	－	－
	リスク・ウエイト 10%	－	6,017,784	6,017,784	－	5,818,384	5,818,384
	リスク・ウエイト 20%	501,346	147,735,910	148,237,257	1,504,406	150,681,039	152,185,446
	リスク・ウエイト 35%	－	18,681,650	18,681,650	－	9,332,691	9,332,691
	リスク・ウエイト 50%	6,016,134	－	6,016,134	8,298,553	－	8,298,553
	リスク・ウエイト 75%	－	555,728	555,728	－	1,386,786	1,386,786
	リスク・ウエイト 100%	501,294	6,153,991	6,655,285	2,507,413	7,262,785	9,770,199
	リスク・ウエイト 150%	－	18	18	－	－	－
	リスク・ウエイト 250%	－	6,598,066	6,598,066	－	6,594,003	6,594,003
	その他	－	－	－	－	－	－
リスク・ウエイト 1250%		－	－	－	－	－	－
計		7,018,775	207,527,803	214,546,579	12,310,373	201,914,305	214,224,679

注）１．信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。

２．「格付あり」にはエクスポージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用しているもの、「格付なし」にはエクスポージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用していないものを記載しています。なお、格付は適格格付機関による依頼格付のみ使用しています。

３．経過措置によってリスク・ウェイトを変更したエクスポージャーについては、経過措置適用後のリスク・ウェイトによって集計しています。また、経過措置によってリスク・アセットを算入したものについても集計の対象としています。

４．1250%には、非同時決済取引に係るもの、信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジットデリバティブの免責額に係るもの、重要な出資に係るエクスポージャーなどリスク・ウェイト 1250%を適用したエクスポージャーがあります。

●信用リスク削減手法に関する事項

（１）信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

連結自己資本比率の算出にあって、信用リスク削減手法を「自己資本比率算出要領」において定めています。信用リスク削減手法の適用及び管理方針、手続は、JA のリスク管理の方針及び手続に準じて行っています。JA のリスク管理の方針及び手続等の具体的内容は、単体の開示内容（ｐ．88）をご参照ください。

（２）信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額

（単位：千円）

区　分	令和３年度		令和４年度	
	適格金融資産担保	保証	適格金融資産担保	保証
地方公共団体金融機構向け	－	－	－	－
我が国の政府関係機関向け	－	－	－	－
地方三公社向け	－	701,997	－	701,871
金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け	－	－	－	－
法人等向け	－	－	－	－
中小企業等向け及び個人向け	6,740	－	4,740	792,182
抵当権住宅ローン	－	－	－	3,369,136
不動産取得等事業向け	36,600	－	37,000	－
三月以上延滞等	－	－	－	－
証券化	－	－	－	－
中央清算機関関連	－	－	－	－
上記以外	20,900	－	－	5,322,382
合　計	64,240	701,997	41,740	10,185,572

注）１.「エクスポージャー」とは、リスクに晒されている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、主なものとしては貸出金や有価証券等が該当します。

２.「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から３カ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが 150%になったエクスポージャーのことです。

３.「証券化（証券化エクスポージャー）」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引にかかるエクスポージャーのことです。

４.「上記以外」には、現金・外国の中央政府及び中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産（固定資産等）が含まれます。

●派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

該当する取引はありません。

●証券化エクスポージャーに関する事項

該当する取引はありません。

●オペレーショナル・リスクに関する事項

（１）オペレーショナル・リスクに関する管理の方針及び手続の概要

連結グループにかかるオペレーショナル・リスク管理は、子会社においてはJAのリスク管理及びその手続に準じたリスク管理を行っています。JAのオペレーショナル・リスク管理の方針及び手続等の具体的内容は、単体の開示内容（ｐ．18）をご参照ください。

●出資その他これに類するエクスポージャーに関する事項

（１）出資その他これに類するエクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要

連結グループにかかる出資その他これに類するエクスポージャーに関するリスク管理は、子会社においてはJAのリスク管理及びその手続に準じたリスク管理を行っています。JAのリスク管理の方針及び手続等の具体的内容は、単体の開示内容（ｐ．90）をご参照ください。

（２）出資その他これに類するエクスポージャーの貸借対照表計上額及び時価

（単位：千円）

	令和３年度		令和４年度	
	連結貸借対照表計上額	時価評価額	連結貸借対照表計上額	時価評価額
上　場	31,972	31,972	39,276	39,276
非上場	6,526,639	6,526,639	6,526,639	6,526,639
合　計	6,558,611	6,558,611	6,565,915	6,565,915

注）「時価評価額」は、時価のあるものは時価、時価のないものは貸借対照表額の合計額です。

（３）出資その他これに類するエクスポージャーの売却及び償却に伴う損益

（単位：千円）

令和３年度			令和４年度		
売却益	売却損	償却額	売却益	売却損	償却額
－	－	－	932	－	－

（４）連結貸借対照表で認識され、連結損益計算書で認識されない評価損益の額（保有目的区分をその他有価証券としている株式・出資の評価損益等）

（単位：千円）

令和３年度		令和４年度	
評価益	評価損	評価益	評価損
766	626	5,263	262

（５）連結貸借対照表及び連結損益計算書で認識されない評価損益の額（子会社・関連会社株式の評価損益等）

該当はありません。

●リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

（単位：千円）

	令和３年度	令和４年度
ルックスルー方式を適用するエクスポージャー	1,180,805	1,738,482
マンデート方式を適用するエクスポージャー	－	－
蓋然性方式（250%）を適用するエクスポージャー	－	－
蓋然性方式（400%）を適用するエクスポージャー	－	－
フォールバック方式（1250%）を適用するエクスポージャー	－	－

●金利リスクに関する事項

（１）金利リスクの算定手法の概要

連結グループの金利リスクの算定手法は、JA の金利リスクの算定手法に準じた方法により行っています。JA の金利リスクの算定手法は、単体の開示内容（ｐ．92）をご参照ください。

（２）金利リスクに関する事項

（単位：百万円）

IRRBB１：金利リスク					
項番		⊿EVE		⊿NII	
		当期末	前期末	当期末	前期末
1	上方パラレルシフト	3,055	2,935	72	26
2	下方パラレルシフト	0	0	0	0
3	スティープ化	2,875	2,828		
4	フラット化	0	0		
5	短期金利上昇	39	0		
6	短期金利低下	0	0		
7	最大値	3,055	2,935	72	26
		当期末		前期末	
8	自己資本の額	10,719		10,258	

23. 財務諸表の正確性に係る確認

確認書

① 私は、令和 4 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日までの事業年度にかかるディスクロージャー誌に記載した内容のうち、財務諸表作成に関するすべての重要な点において適正に表示されていることを確認いたしました。

② 当該確認を行うにあたり、財務諸表が適正に作成される以下の体制が整備され、有効に機能していることを確認しております。

・業務分掌と所管部署が明確化され、各部署が適切に業務を遂行する体制が整備されております。
・業務の実施部署から独立した内部監査部門が内部管理体制の適切性･有効性を検証しており、重要な事項については理事会等に適切に報告されております。
・重要な経営情報については、理事会等へ適切に付議･報告されております。

令和 5 年 6 月 28 日
津安芸農業協同組合
代表理事組合長
水谷　隆

24. 会計監査人の監査

令和 3 年度及び令和 4 年度の貸借対照表、損益計算書、剰余金処分計算書及び注記表は、農業協同組合法第 37 条の 2 第 3 項の規定に基づき、みのり監査法人の監査を受けております。

25. 役員等の報酬体系

●役員

(1)対象役員

開示の対象となる報酬告示に規定されている「対象役員」は理事及び監事をいいます。

(2)役員報酬等の種類、支払総額及び支払方法について

役員に対する報酬等の種類は、基本報酬と退職慰労金の2種類で、令和4年度における対象役員に対する報酬等の支払総額は、次のとおりです。

なお、基本報酬は毎月所定日に指定口座への振り込みの方法による現金支給のみであり、退職慰労金は、その支給に関する総会決議後、所定の手続きを経て、基本報酬に準じた方法で支払っています。

（単位：千円）

	支給総額	
	基本報酬	退職慰労金
対象役員に対する報酬等	59,099	6,245

(注1)対象役員は、理事28名、監事5名です。(期中に退任した者を含む。)

(注2)退職慰労金については、本年度に実際に支給した額ではなく、当期の費用として認識される部分の金額(引当金への繰入額と支給額のうち当期の負担に属する金額)によっています。

(3)対象役員の報酬等の決定等について

① 役員報酬(基本報酬)

役員報酬は、理事及び監事の別に各役員に支給する報酬総額の最高限度額を総代会において決定し、その範囲内において、理事各人別の報酬額については理事会において決定し、監事各人別の報酬額については監事の協議によって定めています。なお、業績連動型の報酬体系とはなっておりません。

この場合の役員各人別の報酬額の決定にあたっては、各人の役職・責務等を勘案して決定していますが、その基準等については、役員報酬審議会(三重県農林関係部署、津市農林関係部署、三重県農協中央会、三重県信用農協連、及び開催年度の通常総代会議長の5名をもって構成する)に諮問をし、その答申を踏まえて決定しています。また、上記の支給する報酬総額の最高限度額もこの基準をもとに決定しています。

② 役員退職慰労金

役員退職慰労金については、役員報酬に役員在職年数に応じた係数を乗じて得た額に特別に功労があったと認められる者については功労金を加算して算定し、総代会で理事及び監事の別に各役員に支給する退職慰労金の総額の承認を受けた後、役員退職慰労金規程に基づき、理事については理事会、監事については監事の協議によって各人別の支給額と支給時期・方法を決定し、その決定に基づき支給しています。

なお、この役員退職慰労金の支給に備えて公正妥当なる会計慣行に即して引当金を計上しています。

●職員等

（1）対象職員等

開示の対象となる報酬告示に規定されている「対象職員等」の範囲は、当組合の職員及び当組合の主要な連結子法人等の役職員であって、常勤役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受けるもののうち、当組合の業務及び財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。

なお、令和４年度において、対象職員等に該当するものはおりませんでした。

(注１)対象職員等には、期中に退任・退職した者も含めております。

(注２)「主要な連結子法人等」とは、当組合の連結子法人等のうち、経営上重要な連結子法人をいいます。

(注３)「同等額」は、令和４年度に当組合の常勤役員に支払った報酬額等の平均額としております。

●その他

当組合の対象役員及び対象職員等の報酬等の体系は、上記開示のとおり過度なリスクテークを惹起するおそれのある要素はありません。したがって、報酬告示のうち、「対象役員及び対象職員等の報酬等の体系とリスク管理の整合性並びに対象役員及び対象職員等の報酬等と業績の連動に関する事項」その他「報酬等の体系に関し参考となるべき事項」として、記載する内容はありません。

未来へ夢…発信

JA津安芸

三重県津市一色町 211 番地
ＴＥＬ(059)225－1881
ＦＡＸ(059)223－0912
URL http://www.ja-tsuage.or.jp